

12 国土交通省 特区・地域再生(非予算)最終回答

管理コード	1220010	プロジェクト名	鞆の浦リ・サンライズプラン	
要望事項 (事項名)	公有水面埋立法の埋立免許取得条件の要件の加筆	都道府県コード	34 広島県	
		提案事項管理番号	1013060	
提案主体名	個人			

規制の所管・関係省庁	国土交通省
根拠法令等	公有水面埋立法(大正10年法律第57号)
制度の現状	<p>公有水面埋立法では、免許の基準が第4条に規定されており、同条第3項では、埋立てに関する工事の施行区域における公有水面に関して権利を有する者がいるときの免許の基準を規定している。第1号から第3号まであり、各号のいずれか一つに該当する場合でなければ、免許することができないこととされている。</p>

求める措置の具体的内容	<p>公有水面埋立法の埋立免許取得条件の要件の「其ノ埋立ニ因リテ生スル利益ノ程度力損害ノ程度ヲ著シク超過スルトキ」に「当該都道府県民投票によって同意を得る事を要する」事項を加える。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>鞆港埋立て架橋計画は、県道整備事業であるが、その事業費の負担者である広島県民の意思を反映させる為に、直接その必要性を問う県民投票を行われる様、条項を加筆する。</p> <p>提案理由: 現在、広島県福山市鞆町において、十分な議論と同意のないまま、「公有水面ニ関シ権利ヲ有スル者」の完全同意を得ず、「其ノ埋立ニ因リテ生スル利益ノ程度力損害ノ程度ヲ著シク超過スルトキ」との理由で埋立て免許申請がなされ、又それを阻止する為の行政訴訟提訴が行われておりますが、「鞆港埋立て架橋」問題をめぐり町を分裂、崩壊させる事態が進行している。そもそも「鞆のまちづくりをどうして行くか」を発端に始まっており、その解決手段の一つとして「埋め立て架橋」計画として浮上したもので推進派や反対派も「危機感」は共有しており、その解決手段を巡って、町を分裂させ、鞆の無形文化財や世界遺産級と言われる景観を破壊するような計画や争いは、本末転倒であり、自殺行為に等しいと考えます。</p> <p>代替措置: 推進、反対の立場に拘らず、鞆町民や福山市民、広島県民が、鞆の浦の歴史を知り、広く深い視野を持ち、未来志向で、皆が非対立の立場で「みんなのためにどうしたらいいでしょうか?」の気持ちで協力して、広く世界から問題解決出来る計画案を募集し、競争発表会を開催して、県民投票にて決定する。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>公有水面埋立ての免許に際しては、法律の規定等により出願内容の告示・縦覧による利害関係者からの意見の申し出、地元市町村長の意見の聴取及び関係行政機関の意見の聴取などの手続きにより、様々な関係者の意見を聞いた上で、それらを踏まえ免許権者が適正に判断しているところ。</p> <p>本提案の趣旨は、広島県が行うある特定の公共事業に対して県民の意思を直接反映させたいと考えたものと思われるが、個別の事業に対する要望を法律に盛り込むことは適切ではないと考える。</p> <p>なお、現状でも、免許権者が埋立て免許の可否を判断するにあたり、住民投票を実施することを妨げているものではなく、必要があれば実施は可能なものとする。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し		「措置の内容」の見直し	

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し		「措置の内容」の再見直し	

12 国土交通省 特区・地域再生(非予算)最終回答

管理コード	1220020	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	ダム湖の有効利用	都道府県コード	39 高知県
		提案事項管理番号	1091010
提案主体名	(個人)と地域の未来を創る会、株式会社 くじら、有限会社オダタ、(有)四万十くじら、個人		

規制の所管・関係省庁	国土交通省
根拠法令等	河川法第24条 河川法第26条
制度の現状	<p>河川区域内の土地(河川管理者以外の者がその権限に基づき管理する土地を除く。)を占有しようとする者は、河川管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>河川区域内の土地において、工作物を新築し、改築し、又は除去しようとする者は、河川管理者の許可を受けなければならない。</p>

求める措置の具体的内容	<p>特に過疎地に多いダム湖の表面とその周辺部分は、山間部にあつては大面積の平坦部分あるいはその隣接土地であるが、個人利用が出来ないなどの規制により、利用すること自体が諦められている。筏を浮かべるなどをすれば、農地、広場、建物の建設、道路、ヘリポート、滑走路などに使用可能である。②規制の撤廃</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>湖面に筏等を浮かべ、その上を農地、広場、建物の建設、道路、ヘリポート、滑走路などに使用、常時水没しない周辺部分はそこへの導入路や付帯施設の建設に当てる。ダム湖の有る過疎地では、平坦部分が少ない。その住民にとって、ダム湖は過疎を誘発又は加速させた負の遺産でしかなく、取られたものとして利用する事すら思い浮かばなかった。同時に高冷地であつたり雨が多いなどの特徴があり、特定の農作物にとっては好条件で栽培できる場所でもある。運動場、イベント広場、ヘリポートなど面積を必要とするモノを移設すれば、地域の他の土地を転用し有効利用がはかれる。道路滑走路などは災害を受けにくく、低予算での建設も可能である。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>河川は公共用物であることから、水面を含むその敷地の利用は一般公衆の自由な使用に供されることが原則である。しかしながら、鉄道橋や道路橋等河川敷地への設置が必要やむを得ないものの他、一般公衆の利用を促進するための公園や運動場等に関り、河川管理上の支障を及ぼさないよう適切な維持管理及び占用終了時における占用施設の撤去等が将来にわたって担保されていることが不可欠であることから、原則的に、第3セクターを含めた公的主体に対し、占用を認めている。</p> <p>また、ご提案のような河川区域内への工作物の設置は、①河川区域内への設置が必要やむを得ないこと②治水上又は利水上支障がなく、かつ、他の工作物に影響を与えないこと③河川の自由使用を妨げないこと④周辺の土地利用の状況、景観等自然的、社会的環境を損なわないこと等の条件を満たす場合に限り設置を認めることとしている。</p> <p>ただし、具体的に許可するかどうかについては、それぞれの河川管理者が、個別に河川管理上の支障を勘案して判断している。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請		
提案主体からの意見		
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請		
提案主体からの再意見		
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し

12 国土交通省 特区・地域再生(非予算)最終回答

管理コード	1220030	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	行政が持っているデータなども指定管理者制度の対象となるよう緩和するべきである。	都道府県コード	15 新潟県
		提案事項管理番号	1175010
提案主体名	上越市		

規制の所管・関係省庁	総務省 国土交通省
根拠法令等	地方自治法第 244 条 地方自治法第 244 条の 2
制度の現状	街区基準点及び当該データの管理の民間委託が可能かについては、個別法で規定するところである。

求める措置の具体的内容	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者制度において管理を行わせることができるものは、地方自治法第 244 条の 2 において、「公の施設」とされていることから、数値情報である基準点情報や、データとして保管される地質データなどは、指定管理者制度の対象外であると考えられる。「公の施設」の定義は地方自治法第 244 条。 そこで、行政が持っているデータなども指定管理者制度の対象となるよう緩和するべきである。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p><行政資産(データ)の管理について></p> <ul style="list-style-type: none"> 様々なデータが当初の目的を達成した後、適切に管理されていない。 データを加工することにより、商品価値とし高いものとなる可能性がある。 民間との連携により、行政コストをかけずに、適切なデータ管理とサービスの向上を図りたい。 <p><街区基準点について></p> <ul style="list-style-type: none"> 国土交通省で設置された街区基準点については、その後の管理が不明確なまま設置された点であり、その管理を各市町村が受けることについて事前の承諾がないまま設置された。 当市としては、民間事業者からヒアリングをしたところ、その基準点があることは非常に有益であり、今後も適切な管理を行ってほしい旨の要望がされた。 しかし、基準点の管理には費用も伴うことから今後の取り扱いに対して苦慮している。 行政資産(データなど)を民間会社に指定管理者制度を活用し、今まで眠っていた行政資産に付加価値をつけて民間に提供することにより、行政の収入増加と質の高いサービスの提供を図る。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	E	措置の内容
<p>街区基準点及び当該データの管理の民間委託が可能かについては、個別法で規定するところである。</p> <p>測量法上は、測量計画機関の長が使用承認の申請内容を把握し承認を行う体制が確保されていれば、街区基準点及び当該データの管理の民間委託は可能である。</p> <p>なお、街区基準点は「公の施設」に該当しないため、指定管理者制度の適用はない。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
<ol style="list-style-type: none"> 1. 委託を受けた民間企業が街区基準点の測量成果、測量記録及び測量標の利用者に対し、料金を取ることができないか回答されたい。 2. 民間企業やNPO法人が測量計画機関となることができるか回答されたい。 3. 民間企業やNPO法人が街区基準点の測量成果、測量記録及び測量標を所有することができないか検討されたい。 4. 右提案主体の意見につき検討し回答されたい。 			
提案主体からの意見			
<p>街区基準点の維持管理には多額の費用がかかるが、近年の厳しい財政下では、国・県からの補助を受けたとしても市では維持管理費を捻出できないのが現状である。いくつかの自治体では、街区基準点の移管を受けた後、維持管理をせず精度が保たれなくなった段階で廃点にするところもあると聞いている。当市では街区基準点の一定の精度を保ち、かつ、さらなる利活用を図るためには、街区基準点の利用者に課金を行い、維持管理費用に当てる必要があると考える。街区基準点を委託ではなく指定管理者制度の対象とすることにより、民間の創意工夫により利便性を高められ、かつ一定の精度を保つことができ、行政の負担を軽減することができる。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	E	「措置の内容」の見直し
<p>測量法上からの回答は以下のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 料金徴収等について測量法に直接の規定はないが、測量法では測量成果等を広く利用させることによって、測量の重複を除くこと等を目的としていることから、その料金徴収等についてはそれらを妨げることがないように留意しなければならない。 2. 民間企業やNPO法人が「基本測量及び公共測量以外の測量」を計画する場合に、測量法第45条の届出を行い、国土交通大臣の指定を受ければ公共測量に準ずる測量として測量計画機関となることは可能であるが、この手続では街区基準点に関して測量計画機関となることはできない。 3. 国や市区町の財産処分については測量法が関知するところではないが、測量法では民間企業やNPO法人に公共測量の測量標等の所有権が譲渡されることにより、測量法に規定する公共測量成果としては位置づけられないものとなる。 			

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請		
提案主体からの再意見		
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し

12 国土交通省 特区・地域再生(非予算)最終回答

管理コード	1220040	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	土地利用基本計画策定に係る国への協議の廃止	都道府県コード	34 広島県
		提案事項管理番号	1082170
提案主体名	広島県		

規制の所管・関係省庁	国土交通省
根拠法令等	国土利用計画法 第9条第10項, 第14項
制度の現状	都道府県が土地利用基本計画を策定又は変更する場合には、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。

求める措置の具体的内容	都道府県が策定する「土地利用基本計画」は、策定及び変更の際に国土交通大臣への協議・同意が必要であるが、この手続きを廃止し、必要以上の国の関与は廃止すべき。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>【実施内容】</p> <p>国に対する同意を要する協議が廃止されることにより、必要以上の関与が排除され、都道府県の自主的かつ効率的な計画策定が可能となるほか、地方の特色ある計画と計画に基づく取り組みが期待できる。</p> <p>【提案理由】</p> <p>土地利用基本計画の策定においては、上位計画である「国土利用計画」を基本として策定することが法第9条第9項によって定められており、これを遵守して策定するものであるから、当然に、国土利用の基本理念は反映されると言える。個別規制法についても、当然に各法律に基づいて作成する個別計画との整合を図りながら作成するものであり、さらに改めて国への協議を行い、同意を得る必要はない。</p> <p>国土交通大臣への協議・同意を規定する現行制度は、都道府県の責任や能力を軽視した必要以上の国の関与であり、地方分権改革の推進を図り、地方で行うべきことは地方で行うことができるよう制度の見直しをすべきである。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>土地利用基本計画は、現行法制上唯一の都道府県全域を対象とする土地利用に関するマスタープランである。当該計画は、個別規制法に基づく諸計画に対する上位計画として行政部内の総合調整を行うことで、個別規制法の一体的運用を図るとともに、土地取引に関しては(届出制における利用目的審査の判断を通じて)直接的に、開発行為に関しては(個別規制法を通じて)間接的に規制の基準となっている。</p> <p>国土全体において適正かつ合理的な土地利用を図るためには、県境を越えて一体として森林地域や自然公園地域等を設定する必要があり、土地利用基本計画の策定・変更の影響についてより広域的な観点から国との調整が必要である。</p> <p>また、土地利用基本計画の5地域区分のそれぞれに対応する個別規制法の地域・区域には、都市計画区域の指定に際しての国土交通大臣への協議・同意等のように国の関与を要するものや国立公園等のように国が指定するものがあり、都道府県が定める土地利用基本計画の5地域区分と国の関与を要する個別規制法の地域・区域との間に矛盾が生じないよう国と調整を図っておく必要がある。</p> <p>さらに、5地域区分の変更等が決定されると国の機関もこれに即して土地利用規制等の措置を講ずることが求められ得ること等から、土地利用基本計画の策定・変更の影響についてより幅広い観点から国との調整が必要である。</p> <p>以上のことから、土地利用基本計画の策定・変更に関し国への協議等を廃止することは困難である。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
右提案主体の意見につき検討し回答されたい。			
提案主体からの意見			
<p>土地利用基本計画の策定及び変更においては、上位計画である国土利用計画(全国計画、都道府県計画)を基本として作成するとともに、個別規制法についても、各法律に基づいて作成する個別計画との整合を図りながら作成しており、その上さらに国への協議・同意を要するのは必要以上の関与と考える。</p> <p>国への協議等を廃止したとしても、土地利用基本計画の上位計画である都道府県計画策定及び変更時における、国の助言・勧告(国土形成計画法第7条第5～7項)と同様の制度を創設することにより、国としての調整機能は果たせるのではないかと。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
<p>1. 土地利用基本計画の策定及び変更においては、都道府県が定める土地利用基本計画の5地域区分と都市計画区域等国の関与を要する個別規制法の地域・区域との間に矛盾が生じないよう、また、5地域区分の設定・変更等が決定されると国の機関もこれに即して土地利用規制等の措置を講ずることが求められ得ること等から、県境を越えた幅広い観点で国との調整が必要である。</p> <p>2. 意見の中で「国土形成計画法」とあるのは、「国土利用計画法(以下「法」という。)」の誤りであると考えられるが、法第7条で規定する国土利用計画(都道府県計画)は、国土利用の基本構想など国土の利用の将来像を示す計画である。一方、土地利用基本計画は、国土利用計画を基本として定められる即地的な計画であり、国土利用計画とはその内容及び性格を異にしている。また、法第9条第10項に規定する土地利用基本計画策定の際の国との「協議」とは、相互に矛盾が生じないよう調整することを意味するものであり、助言や勧告のような国と都道府県との意思の合致が最終的に担保されない制度では、上述のような役割を果たすことはできないものとする。</p> <p>以上のことから、土地利用基本計画の策定・変更に係る国への協議等を廃止することは困難である。</p>			

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請	右提案主体の意見につき検討し回答されたい。		
提案主体からの再意見	土地利用基本計画の策定にあたっては、国土利用計画を基本とするとともに、個別規制法についても各法律に基づいて作成する個別法律との整合を図っており、その上更に協議・同意を必要とするのは必要以上の関与と考えるので見直しを行っていただきたい。		
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し
<p>土地利用基本計画の策定及び変更については、都道府県が定める土地利用基本計画の5地域区分と都市計画区域等国の関与を要する個別規制法の地域・区域との間に矛盾を生じさせないよう、また、都道府県において5地域区分の設定・変更等が決定されると国の機関もこれに即して土地利用規制等の措置を講ずることが求められ得ること等から、県境を越えた幅広い観点で国との調整が必要とされるものである。</p> <p>このように、土地利用基本計画は国土全体における適正かつ合理的な土地利用の確保のため、土地利用に関する地域・区域の設定について一体的な調整を図るための計画である。当該計画の策定・変更に係る国への協議等は必要不可欠であり、これを廃止することは困難である。この点を十分に理解されたい。</p>			

12 国土交通省 特区・地域再生(非予算)最終回答

管理コード	1220050	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	地方土地開発公社の業務範囲の拡大	都道府県コード	38 愛媛県
		提案事項管理番号	1190010
提案主体名	鬼北町		

規制の所管・関係省庁	総務省 国土交通省
根拠法令等	公有地の拡大の推進に関する法律第17条 公有地の拡大の推進に関する法律施行令第7条
制度の現状	公有地の拡大の推進に関する法律第17条第1項第2号に基づいて行う土地開発公社の業務は、住宅用地等の造成事業及び造成地について事業用借地権を設定し、当該造成地を業務施設等の用に供するために賃貸する事業とされている。

求める措置の具体的内容	<p>土地開発公社は、「公有地の拡大の促進に関する法律」第17条により、公社が自ら当該土地に住宅を建築し、販売することはできない。また、住宅供給公社の設立は、「地方住宅供給公社法」第8条においては、人口50万人以上の市に限定されているため、住宅供給公社の設立もできず、住宅販売及び広報活動ができないことから、小規模な町において、定住促進のために住宅供給することが必要と認められる場合には、土地開発公社における業務を拡大し、公社が売却する住宅予定地と合わせて住宅受注の販売広報活動を可能とする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>分譲にあたっては、地域経済への波及効果の観点から町内業者による建築が望まれる。一方、販売促進のためには、各業者がモデル住宅を建設し購入希望者に訴求していく必要がある。この場合、土地開発公社は、宅地販売しかできないことから、建築業者が土地を購入し、自己資金でモデル住宅を建設する必要があるが、地元業者の資金力不足や建築単価の問題で町外の大手業者には太刀打ちできない。</p> <p>このため、地元業者の育成と地元への経済効果が見込めるよう、公社が土地を保有したまま、地元建築業者とタイアップして、地元業者限定の住宅予定地を設定し、宅地と住宅受注販売活動ができるよう要望する。たとえば、様々な建築業者の施工方法をパンフレットでPRしたり、公社の土地を業者と使用貸借契約を締結した上で、完成途中構造見学会などの開催もしたい。この際、建築途中までの債務は建築業者負担とする。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容
<p>法第17条第2号に定める「住宅用地の造成事業」とは、土地の取得から造成及び処分までを指すが、要望事項中の具体的事業の実施内容・提案理由にある「公社が土地を保有したまま」「建築業者とタイアップして」「住宅予定地を設定し、宅地と住宅受注販売活動」を実施することについては、最終的に土地の処分に至る限りにおいて、一連の「住宅用地の造成事業」に含まれると解することができる。したがって、たとえば、「業者」と「使用貸借契約」を結ぶことも「住宅用地の造成事業」の一環であると言える。よって、現行の法制度下においても要望内容の実施は可能である。</p> <p>ただし、当該事業の実施にあたっては、次に掲げるような事態が予測されるため、これにより土地開発公社に過大な負担が生じてその経営に支障が出ないよう、土地開発公社は建設業者との契約上十分な措置を講じるとともに、事前に設立地方公共団体と十分な協議を実施すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物と土地の売却が予定どおりに進まないことによる土地の長期保有化 ・ 土地の売却にあたり建築物を撤去する必要がある場合の当該撤去にかかる費用負担の発生 ・ 売却できない建築物が不法占拠された場合において、これを解決するために要する費用の発生 ・ 建築物の瑕疵による第三者に対する不法行為 等 			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>地方土地開発公社が造成した土地を売却する目的で発行するパンフレットに、民間の建設業者の情報(会社概要や施工方法等)を無償で掲載することは現行で可能か回答されたい。</p>		
提案主体からの意見	<p></p>		
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し
<p>民間の建設業者の情報は一義的には建築物に係る情報であるが、土地と一体となった建築物について購入希望者に対し情報を提供することは土地の販売を促進する上で必要であると解せられるため、当該情報をパンフレットに掲載することは土地開発公社の業務の一環と言える。また、掲載について無償又は有償のいずれを選択するかは土地開発公社の経営判断による。したがって、ご指摘の内容は現行で可能である。</p>			

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請	<p></p>		
提案主体からの再意見	<p></p>		
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し		「措置の内容」の再見直し
<p></p>			

12 国土交通省 特区・地域再生(非予算)最終回答

管理コード	1220060	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	公営住宅の払い下げ要件の緩和	都道府県コード	33 岡山県
		提案事項管理番号	1041010
提案主体名	新見市		

規制の所管・関係省庁	国土交通省
根拠法令等	公営住宅法第 44 条第1項、公営住宅法の一部を改正する法律等の運用について(平成8年8月30日付建設省住総発第 135 号住宅局長通知)
制度の現状	公営住宅法第 44 条第1項の規定による公営住宅の譲渡処分承認について、「入居者(団地を形成している場合においては、原則としてその全戸の入居者)がその譲渡を受けを希望しており、かつ、譲渡の対価の支払能力があること。」を要件としている。

求める措置の具体的内容	<p>平成8年8月30日付け、住総発第135号、都道府県知事あて住宅局長通達で「ホ 入居者(団地を形成している場合においては、原則としてその全戸の住居者)がその譲渡を受けを希望しており、かつ、譲渡の対価の支払い能力があること。」と承認要件を追加しているところを他の要件と同様に、過疎地であることにより「入居者がその譲渡を希望しており、かつ、希望する入居者が適正な対価を支払う意志があること。」等として、条件を緩和する措置。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>新見市は、人口の減少が著しく、特に若者の転出に歯止めがかからないため、Uターンの可能性を増加させ人口の減少率を緩和させようとしています。</p> <p>また、既存の市営住宅の中には、耐用年数を経過した住宅が多く、長年住み続けている方が、その住居水準を改善したくても、建設当時の水準を保つ必要があるため、なかなか改善できない状況にあります。そのため、比較的利便性の高い地域においても耐用年数を大幅に経過した木造の家屋の家賃が極端に安い住宅もありながら、空室が発生しており、積極的な住宅施策への展開の必要性が増しています。</p> <p>新見市は、この2つの課題を同時に解消する方法として、効率的なまちづくりの観点から、行政効率の悪い地域にある市営住宅の内、木造家屋で構造的に1戸ずつ適法な状態に分割でき、建て替える場合にも隣接及び接道等に支障がない住宅とすることが可能な場合で、用地も問題なく個人所有に分割でき、住宅が耐用年数の3/4を経過していれば、自己の住居として愛着をもって管理するよう、希望する入居者に、払い下げたいと考えています。</p> <p>このことにより、いわゆる非効率な行政経費の支出が抑制され、入居者にとっては長年住み慣れた家屋の適正な管理及び生活水準を向上させる措置が行え、地域の活性化及び子や孫への資産継承といった未来に渡る定住概念を育むことができると考えています。譲渡代金についても、市営住宅の住宅供給目標及び計画に基づいて行う建設経費に使用することができるため、本来の行政目的である住民への住宅供給も促進されるものと考えます。</p> <p>このように、行政改革の目的と若者定住による過疎化の歯止めと地域の活性化につなげる目的で提案するものです。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容
<p>公営住宅等の譲渡処分承認基準(平成8年8月30日付建住総発第135号住宅局長通知第五(I)二(一))ホにおいて、団地を形成している場合においては、原則として全戸の入居者の譲受けの希望が必要としているのは、将来、建替え等の計画や管理等に支障が生ずる可能性があるため、原則として一団地又は一ブロックを単位として処分することとしているものである。このため、戸別切り離しが可能で将来の計画、管理等に支障が生じない場合には、現行でも譲渡可能と考えられることから、個別の案件については、地方整備局に十分御相談いただきたい。</p> <p>また、入居者が譲渡の対価の支払い能力があることを要件としているのは、地方自治法との整合性も勘案し、地方公共団体の財政の運営上、譲渡に当たって適正な対価が支払われることを担保するものであり、仮に同要件を「適正な対価を支払う意志があること」とした場合であっても、事業主体としては適正な対価の支払いを受ける必要があるため、何ら差異はないものとする。いずれにせよ、個別の案件については、地方整備局に十分御相談いただきたい。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請		
提案主体からの意見		
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請		
提案主体からの再意見		
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し

12 国土交通省 特区・地域再生(非予算)最終回答

管理コード	1220070	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	公設集合賃貸住宅募集管理業務の一元化	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	1131010
提案主体名	特定非営利活動法人多摩ニュータウン再生機構		

規制の所管・関係省庁	国土交通省
根拠法令等	公営住宅法第2条第16号、第22条～第25条、地方住宅供給公社法施行規則第13条～第16条の2、独立行政法人通則法第28条、独立行政法人都市再生機構業務方法書第62・64・65条
制度の現状	<p>公営住宅は、憲法第25条の趣旨にのっとり、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的として、住宅に困窮する低額所得者に対し、国と地方公共団体が協力して、低廉な家賃で供給する住宅である。このため、入居者の決定、明渡請求等の公営住宅の管理については、公平な立場での適切な判断が求められることから、公営住宅法において、地方公共団体たる事業主体とその同意を得て代行する地方住宅供給公社(以下「公社」という。)しか行い得ないこととし、入居者の決定に当たっては、事業主体が原則として公募し、入居者資格を有する者のうちから公正な方法で選考すること等とされている。</p> <p>公社は、地方住宅供給公社法に基づき、住宅の不足の著しい地域において、住宅を必要とする勤労者に居住環境の良好な集団住宅を供給することを目的として地方公共団体の出資に基づき設立される法人であるため、公社が建設等を行う賃貸住宅は、公共性を有するものである。このため、公社の賃貸住宅の入居者の決定等の管理は、公平立場から適切に判断することができる公的主体が行うことが必要であり、地方住宅供給公社法施行規則第13条以下において、入居者の決定等に当たっては、公社が原則として公募し、賃借人の資格を有する者のうちから公正な方法で選考すること等とされている。</p> <p>都市再生機構が管理する住宅については、多摩ニュータウンに限らず、募集管理業務のうち募集に係る現地案内業務及び現地管理業務について既に外部委託化しているところであるが、入居者の決定に関しては、公共性を有することから、独立行政法人通則法第28条の規定に基づき国土交通大臣が認可している独立行政法人都市再生機構業務方法書第62条以下において、賃借人を機構が原則として公募し、賃借人の資格を有する者のうちから公正な方法で選考すること等とされている。</p>

求める措置の具体的内容	東京都多摩ニュータウン地域内における都営、公社、機構各住宅の垣根を取り外して、公設集合賃貸住宅募集管理体制の一元化を図り、地域の実情に詳しく、高齢者の能力、経験を生かすことのできる地域のまちづくりNPO法人が募集維持管理業務を受託できるようにする。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>地域を再生し活き活きとしてまちをつくるためには、子供が親から独立しても、住み慣れたニュータウンの中で生活でき、また、高齢者が安心してニュータウン内で生活できるよう、子世帯と隣接して居住できるなど、世帯に応じた住み替えがニュータウン内でできるような施策が必要です。そのためには、ソーシャルミックス(年齢や職業、所得水準などが異なる人々が、同じ地域でともに交流して暮らせるようなまちづくりのこと)の考え方を導入して、年齢、所得、世帯構成等のバランスのとれたコミュニティの形成を図っていく必要があります。例えば、高齢化が進んだ団地については、空き家の募集に当たっては、若年ファミリー世帯など高齢者世帯以外の世帯の入居を促進し、団地や団地周辺地域の活力の維持、向上に努めることが重要です。これを実現するためには、都営、公社、機構各住宅の垣根を取り外して、東京都住宅局、東京都住宅供給公社、独立行政法人都市再生機構から募集から維持管理までを一貫して担当することができる地域のNPO法人に、募集、維持管理業務のアウトソーシングを行うことによって、多摩ニュータウン地域における公設集合賃貸住宅管理の一元化を行うことです。この効果としては、次の三つがあげられます。①多摩ニュータウン住民自らの手によるまちづくりと地域活性化を図ることができる。②高齢者の能力を生かし、仲間づくりと生きがいづくりに貢献することができる。③縦割り行政を打破し、地域の実情に見合ったアウトソーシングを行うことにより行政等の経費の削減をはかることができる。ちなみに平成19年3月末現在の多摩ニュータウン区域における公設集合賃貸住宅数は約25,400戸である。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>公営住宅並びに地方住宅供給公社(以下「公社」という。)及び都市再生機構(以下「機構」という。)の賃貸住宅は、各制度の性格上公共性を有し、その管理に当たり公平な立場での適切な判断が求められることから、当該賃貸住宅の入居者の決定等の管理権限については、事業主体、公社及び機構(以下「事業主体等」という。)以外の者が行うことは認められないが、当該賃貸住宅の募集管理業務のうち事実行為(募集行為、申込みの受付、入居決定等の通知行為、維持修繕行為等)については、事業主体等以外の者に対し、外部委託することは現行においても可能である。</p> <p>ただし、いかなる者に外部委託するかについては、当該業務を適切に遂行できる能力、資力等を有する者か否か等の観点から事業主体等の判断により決定されるものであるため、特区として特定の者を外部委託先とすることはできない。</p> <p>また、当該賃貸住宅は、都道府県単位等の広域的な住宅の需要に応じて、供給されているものであり、単に一地域のNPO法人の判断により、管理されることは不適切と考える。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<ol style="list-style-type: none"> 1. 事業主体、公社及び機構が当該賃貸住宅における募集管理業務の事実行為を適切に行うことができると判断することができるならば、NPO 法人も一般に外部委託先になりうるのか回答されたい。 2. 事業主体、公社及び機構が当該賃貸住宅における募集管理業務の事実行為を適切に行うことができると判断することができるならば、多摩ニュータウンのような大規模な賃貸住宅でも外部委託が可能であるか回答されたい。 3. 右提案主体の意見につき検討し回答されたい。 		
提案主体からの意見	<p>提案に対する回答は、特区・地域再生として不可とし、法の建前論に終始して、特区と提案の趣旨を全く理解していない官僚的議会答弁である。多摩ニュータウンは国策で一つの都市として計画され、その施設計画の一環としての住宅計画の中で、各住区毎に都営、公社、公団住宅がバランスよく配置されており、各法律の目的を地域の中でうまくミックスしてのまちづくりをしているのである。ところが、入居以来36年が経ち、開発主体だった都、公社、機構は開発主体者としての地位から撤退し、地域の主役である市民が地域を総合的に経営する時代になった。その一つの形がNPOである。NPO法定の時代的背景を国土交通省はよく認識してほしい。</p>		
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
<p>1、2及び3について</p> <p>多摩ニュータウンのような大規模な賃貸住宅においても、公営住宅並びに地方住宅供給公社(以下「公社」という。)及び都市再生機構(以下「機構」という。)の賃貸住宅の募集管理業務のうち事実行為(募集行為、申込みの受付、入居決定等の通知行為、維持修繕行為等)については、事業主体、公社及び機構(以下「事業主体等」という。)以外の者に対し、外部委託することは現行においても可能であり、NPO法人を含め、いかなる者に外部委託するかは、公営住宅については、それぞれの地方公共団体の自治事務として、また公社及び機構の賃貸住宅については、それぞれ独自の事務として、当該事実行為に係る業務を適切に遂行できる能力、資力等を有する者か否か等の観点から事業主体等の個別の判断により決定されるものである。いずれにせよ、当該事実行為に係る外部委託については、東京都、東京都住宅供給公社及び機構にそれぞれ個別に問い合わせされたい。</p> <p>なお、当該賃貸住宅の入居者の決定等の管理権限については、前回の回答のとおり、各制度の性格上公共性を有し、その管理に当たり公平な立場での適切な判断が求められることから、当該賃貸住宅の入居者の決定等の管理権限については、事業主体等以外の者が行うことは認められない。</p>			

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請	事業主体、公社及び機構が、当該賃貸住宅における募集管理業務のうち事実行為を適切に運営しうると判断した NPO 法人へ事業主体等毎に個別に外部委託することについて、国の規制はあるのか回答されたい。		
提案主体からの再意見	私共の提案は、構造改革特区の二つの基本理念を踏まえて、多摩ニュータウンを公設集合住宅特区にすることである。平成18年6月国民の豊かな住生活の実現を図るため、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策について定めた住生活基本法が施行されたが、提案はこの新しい国の施策に沿うものでもある。国は本法に基づき基本的な計画として住生活基本計画(全国計画)を閣議決定したが、回答はこのような新しい流れを全く無視し、自治事務などと古い用語を持ち出して、都などと協議しろと回答してきた。今一度構造改革特区と住生活基本法の基本理念、国の責務を理解したうえでの誠実な回答を期待したい。		
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	D	「措置の内容」の再見直し
事業主体、公社及び機構(以下「事業主体等」という。)が、当該賃貸住宅における募集管理業務のうち事実行為(募集行為、申込みの受付、入居決定等の通知行為、維持修繕行為等)のみについて、当該事実行為に係る業務を適切に遂行できる能力、資力等を有すると事業主体等ごと個別に判断したNPO法人へ事業主体等ごと個別に外部委託することについては、国の規制はない。			

12 国土交通省 特区・地域再生(非予算)最終回答

管理コード	1220080	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	下水道法における排水設備等立入検査の民間開放	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	1051140
提案主体名	個人		

規制の所管・関係省庁	国土交通省
根拠法令等	下水道法第13条第1項
制度の現状	<p>公共下水道管理者は、その職員をして排水区域内の他人の土地又は建築物に立ち入り、排水設備、特定施設、除害施設その他の物件を検査させることができる。ただし、人の住居に使用する建築物に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。</p>

求める措置の具体的内容	<p>下水道法第13条所定の工場などの排水設備等への罰則付立入検査権限を民間に授権するため、以下のように改正する。 「公共下水道管理者は、公共下水道若しくは流域下水道の機能及び構造を保全し、又は公共下水道からの放流水若しくは流域下水道からの放流水の水質を第八条の技術上の基準に適合させるために必要な限度において、その職員又はその命じた者若しくは委任を受けた者をして排水区域内の他人の土地又は建築物に立ち入り、排水設備、特定施設、除害施設その他の物件を検査させることができる。ただし、人の住居に使用する建築物に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない」</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>下水道法は第13条において、工場などの排水設備等への罰則付立入検査を定める。この権限も民間に授権することは困難とされている。</p> <p>しかし、この権限は、居住者がある場合にはその事前承諾を得るものとされるうえ、検査妨害の罰則も20万円以下の罰金に過ぎず、民間に授権したとしても弊害は考えにくい。</p> <p>罰則付調査権は、調査客体の同意に基づく一種の任意調査とされ、実力により実施する強制調査ではない。また、その罰則(調査妨害罪)は公務執行妨害罪の補充的規定でもあるとされるが、本体である公務執行妨害罪では民間事業者が客体となり得るのに、補充的規定である調査妨害罪では民間事業者を客体とする法特例措置ができないというのは直ちには首肯し得ない。そもそも、反証となる民間授権立法例も多数存在する。</p> <p>こうした点からすれば、罰則付調査権が民間授権できないという解釈にはその根拠に強い疑問がある。</p> <p>下水道関係業務は既に大部分が民間委託されているところ、包括民間委託を進めるためにも、下水道法第13条の立入調査権限を民間に授権できるものとし、下水道管理者のほか民間事業者も立入検査を行えるものとすべきである。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>下水道法第13条による立入検査は、人の住居に使用する建築物に立ち入る場合を除き、事業場等の同意が得られない場合においても、強制的に他人の土地又は建築物に立入り、排水設備等を検査することができる強力な権限を下水道管理者に認めているものである。</p> <p>この立入検査は、検査を拒み、妨げ、又は忌避したものに対して罰金刑を科すことにより、その行使が担保されている強制的なものである。</p> <p>従って、民間事業者に下水道法第13条を根拠とする立入権限を付与することは適切ではないと料する。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>土地の使用者の承諾を条件に、公共下水道管理者の職員以外にも排水区域内の他人の土地又は建築物に立ち入り、排水設備、特定施設、除害施設その他の物件を検査させることができないか検討されたい。</p> <p>併せて右提案主体の意見につき検討し回答されたい。</p>		
提案主体からの意見	<p>①罰則付調査権では、調査それ自体は相手方の同意なしには実施できないというのが通説・現行実務と思料するが、下水道法第13条による立入検査は強制的に立ち入ることを認める調査権限なのか回答されたい。</p> <p>②税法上の罰則付調査権に関し、その罰則(調査妨害罪)は公務執行妨害罪の補充的規定であるとするのが判例であるが、この本体たる公務執行妨害罪はみなし公務員規定により民間をも客体としうる。なぜ補充的規定たる調査妨害罪は民間事業者で成立しえないのか回答されたい。</p> <p>③貴省所管の法律には、私人に罰則付調査権を授権する例がいくつも存在する。下水道法では民間授権が認められないとするが、その整合性について回答されたい。</p>		
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し
<p>先の回答で述べた通り、下水道法第13条による立入検査は、人の住居に使用する建築物に立ち入る場合を除き、事業場等の同意が得られない場合においても、強制的に他人の土地又は建築物に立入り、排水設備等を検査することができる強力な権限を下水道管理者に認めているものである。</p> <p>同条に基づく立入検査は、検査を拒み、妨げ、又は忌避したものに対して罰金刑を科すことにより、その行使が担保されている強制的なものであるため、このような権限を民間事業者に付与することについては、適切ではないと考えられる。</p> <p>ただし、再検討要請の中で挙げられているように、相手方の任意の協力を待ってなされる立入検査等については、法律の根拠がなくとも行うことは可能であり、民間事業者に委託することについても特段の制限は置かれていないところである。</p>			

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
提案主体からの再意見			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し		「措置の内容」の再見直し

12 国土交通省 特区・地域再生(非予算)最終回答

管理コード	1220080	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	下水道法における排水設備等立入検査の民間開放	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	3003140
提案主体名	市場化テスト推進協議会		

規制の所管・関係省庁	国土交通省
根拠法令等	下水道法第13条第1項
制度の現状	<p>公共下水道管理者は、その職員をして排水区域内の他人の土地又は建築物に立ち入り、排水設備、特定施設、除害施設その他の物件を検査させることができる。ただし、人の住居に使用する建築物に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。</p>

求める措置の具体的内容	<p>下水道法第13条所定の工場などの排水設備等への罰則付立入検査権限を民間に授権するため、以下のように改正する。 「公共下水道管理者は、公共下水道若しくは流域下水道の機能及び構造を保全し、又は公共下水道からの放流水若しくは流域下水道からの放流水の水質を第八条の技術上の基準に適合させるために必要な限度において、その職員又はその命じた者若しくは委任を受けた者をして排水区域内の他人の土地又は建築物に立ち入り、排水設備、特定施設、除害施設その他の物件を検査させることができる。ただし、人の住居に使用する建築物に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない」</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>下水道法は第13条において、工場などの排水設備等への罰則付立入検査を定める。この権限も民間に授権することは困難とされている。</p> <p>しかし、この権限は、居住者がある場合にはその事前承諾を得るものとされるうえ、検査妨害の罰則も20万円以下の罰金に過ぎず、民間に授権したとしても弊害は考えにくい。</p> <p>罰則付調査権は、調査客体の同意に基づく一種の任意調査とされ、実力により実施する強制調査ではない。また、その罰則(調査妨害罪)は公務執行妨害罪の補充的規定でもあるとされるが、本体である公務執行妨害罪では民間事業者が客体となり得るのに、補充的規定である調査妨害罪では民間事業者を客体とする法特例措置ができないというのは直ちには首肯し得ない。そもそも、反証となる民間授権立法例も多数存在する。</p> <p>こうした点からすれば、罰則付調査権が民間授権できないという解釈にはその根拠に強い疑問がある。</p> <p>下水道関係業務は既に大部分が民間委託されているところ、包括民間委託を進めるためにも、下水道法第13条の立入調査権限を民間に授権できるものとし、下水道管理者のほか民間事業者も立入検査を行えるものとすべきである。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>下水道法第13条による立入検査は、人の住居に使用する建築物に立ち入る場合を除き、事業場等の同意が得られない場合においても、強制的に他人の土地又は建築物に立入り、排水設備等を検査することができる強力な権限を下水道管理者に認めているものである。</p> <p>この立入検査は、検査を拒み、妨げ、又は忌避したものに対して罰金刑を科すことにより、その行使が担保されている強制的なものである。</p> <p>従って、民間事業者に下水道法第13条を根拠とする立入権限を付与することは適切ではないと料する。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>土地の使用者の承諾を条件に、公共下水道管理者の職員以外にも排水区域内の他人の土地又は建築物に立ち入り、排水設備、特定施設、除害施設その他の物件を検査させることができないか検討されたい。</p> <p>併せて右提案主体の意見につき検討し回答されたい。</p>		
提案主体からの意見	<p>①罰則付調査権では、調査それ自体は相手方の同意なしには実施できないというのが通説・現行実務と料するが、下水道法第13条による立入検査は強制的に立ち入ることを認める調査権限なのか回答されたい。</p> <p>②税法上の罰則付調査権に関し、その罰則(調査妨害罪)は公務執行妨害罪の補充的規定であるとするのが判例であるが、この本体たる公務執行妨害罪はみなし公務員規定により民間をも客体としうる。なぜ補充的規定たる調査妨害罪は民間事業者で成立しえないのか回答されたい。</p> <p>③貴省所管の法律には、私人に罰則付調査権を授権する例がいくつも存在する。下水道法では民間授権が認められないとするが、その整合性について回答されたい。</p>		
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し
<p>先の回答で述べた通り、下水道法第13条による立入検査は、人の住居に使用する建築物に立ち入る場合を除き、事業場等の同意が得られない場合においても、強制的に他人の土地又は建築物に立入り、排水設備等を検査することができる強力な権限を下水道管理者に認めているものである。</p> <p>同条に基づく立入検査は、検査を拒み、妨げ、又は忌避したものに対して罰金刑を科すことにより、その行使が担保されている強制的なものであるため、このような権限を民間事業者に付与することについては、適切ではないと考えられる。</p> <p>ただし、再検討要請の中で挙げられているように、相手方の任意の協力を待ってなされる立入検査等については、法律の根拠がなくとも行うことは可能であり、民間事業者に委託することについても特段の制限は置かれていないところである。</p>			

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
提案主体からの再意見			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し		「措置の内容」の再見直し

12 国土交通省 特区・地域再生(非予算)最終回答

管理コード	1220090	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	下水道処理区域内における、し尿処理装置を付加した便所を設置する場合の処理区域内ピンポイント除外	都道府県コード	1 北海道
		提案事項管理番号	1139010
提案主体名	正和電工株式会社／バイオトイレ研究会		

規制の所管・関係省庁	国土交通省
根拠法令等	建築基準法第31条第1項、下水道法第11条の3第1項
制度の現状	下水道法第2条第8号に規定する処理区域においては、便所は、水洗便所(污水管が公共下水道に連結されたものに限る)以外の便所としてはならない。

求める措置の具体的内容	<p>本提案は第9次、10次申請でD回答を得ているが、現実には規制的で具体的な運用は不可能な状態である。ゆえに、下水道処理区域を変更する方法の1つとしてバイオラックストイレを「設置するスペースのみ」を処理区域からピンポイント除外する場合の考え方、除外の範囲等、具体的な手続き方法を教えて欲しい。バイオトイレは断水時のトイレ問題を解決でき、水質の向上にも貢献でき、環境問題等、社会的効果もあるので規制緩和の具体的な方法を文面で示して欲しい。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>本提案は第2次、3次、9次、10次提案でD回答を載いているが、下水道処理区域内の便所は法律上、水洗便所以外の便所は設置出来ないの具体的な方法を文面で示して欲しい。第9次回答で「バイオトイレは建築基準法上、汲み取り便所として扱います」との回答に困っている。便所方式の2者択一を改め、D回答の趣旨を前進させ、便所に関する法律の趣旨が水質向上であるならば、同じ以上の効果があるバイオトイレと水洗便所は並存が法的に可能であると言うD回答に沿った文面を出して欲しい。バイオラックストイレは「環境にやさしいトイレ」として環境大臣賞や優秀環境装置として表彰も受け、第三者の評価も高いのでトイレのニーズに合わせた規制改革をして欲しい。時代も変わり、技術も進歩している。技術の進歩に法律が追いついていないので対応をして欲しい。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容
<p>下水道処理区域の設定は、地域の実態に即して具体的な検討等がなされた上で、定められるものであり、個別具体的な事例毎について、それぞれの地域でご検討いただく必要があります。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>右提案主体の意見につき検討し回答されたい。</p>		
提案主体からの意見	<p>個別具体的な事例毎に地域で検討せよとの事ですが、第9次回答でバイオトイレを汲み取り便所として扱っていると表明した事で、汲み取り便所を設置する為に処理区域を外す事は出来ないと下水道管理者は判断しています。しかし、提案している本便所は汲み取り便所でも、水洗便所でも無い新発想のし尿処理装置です。D回答で処理区域内のピンポイント除外が出来ると言うのであれば具体的方法を通知等で示して欲しい。この装置は災害時等の断水時にも便所として普通に使える、水洗便所の課題を補完できる新便所です。本装置は便所として想定外のトイレなので新しい便所としての位置づけが出来ないか検討願います。便所技術も進歩しています。</p>		
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し
<p>下水道処理区域の設定は、地域の実態に即して具体的な検討等がなされた上で、定められるものであり、個別具体的な事例毎について、それぞれの地域でご検討いただく必要があります。</p> <p>建築基準法第31条第1項の規定では、下水道法第2条第8号に規定する処理区域内においては、便所は水洗便所以外の便所としてはならないとされています。</p>			

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請	<p>右提案主体の意見につき検討し回答されたい。</p>		
提案主体からの再意見	<p>ピンポイント除外は国土交通省側から出た方法であるので、措置できるよう具体的方法を示して欲しい。また、下水道処理区域を除外せず、下水道処理区域内に水洗便所とバイオトイレ「パイオラックス」は併設が可能であるという観点で検討願いたい。本提案のバイオトイレは、水洗便所の課題を解決するために平成7年から産学連携で取り組んだ研究の成果であり、新便所としての完成度も高い。第三者機関から評価された多くの受賞歴は、新便所方式に対する世論であり国民の声である。特に断水時の便所対策として平常時から水洗便所と新便所のバイオトイレが使える状態で併設されることが望ましいので、補足資料を参考に規制緩和の再検討を願いたい。</p>		
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	D	「措置の内容」の再見直し
<p>下水道処理区域の設定は、地域の実態に即して具体的な検討等がなされた上で、定められるものであり、個別具体的な事例毎について、それぞれの地域でご検討いただく必要があります。</p> <p>建築基準法第31条第1項の規定では、下水道法第2条第8号に規定する処理区域内においては、便所は水洗便所以外の便所としてはならないとされています。</p>			

12 国土交通省 特区・地域再生(非予算)最終回答

管理コード	1220100	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	二級建築士の受験資格条件の緩和	都道府県コード	40 福岡県
		提案事項管理番号	1059010
提案主体名	学校法人麻生塾 麻生工科デザイン専門学校		

規制の所管・関係省庁	国土交通省
根拠法令等	建築士法第15条
制度の現状	<p>①学校教育法による大学若しくは高等専門学校において正規の建築に関する課程を修めて卒業した者・・・卒業後すぐに受験可</p> <p>②①の学校において正規の土木に関する課程を修めて卒業した者・・・卒業後建築に関して1年以上の実務経験があれば受験可</p> <p>③学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校において正規の建築又は土木に関する課程を修めて卒業した者・・・卒業後建築に関して3年以上の実務経験があれば受験可</p> <p>④建築に関して7年以上の実務の経験がある者</p> <p>⑤都道府県知事が建築士法第15条第1項1号、2号と同等以上の知識及び技能を有すると認めた者。</p>

求める措置の具体的内容	<p>二級建築士試験での学校卒業後の受験資格について、指定された学校での建築士法で規定された科目履修者で、かつ卒業見込みの者には、履修証明書等の提示で受験資格を与え、在学中の受験を認める。具体的には、大学および3年課程以上の専門学校において、指定されたカリキュラムを修了した者に受験資格を与える。昨年度も申請し、貴省よりの「県知事の判断で対応可能」との回答により県に要請したが、全国レベルの国家資格のために「福岡県だけの対応はできない」との最終回答であった。国土交通省としてのご判断をお願いしたい。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>現行法では卒業資格が必要なため、二級建築士試験受験は学科試験が卒業4ヶ月後の7月、設計製図試験が同9月となり、就業中の受験となるために受験機会の均等が建築関連学習者全体へ図れていない。建築士受験者が年々減少している中で、建築業界からの建築士確保の要請もあり、教育機関としての産業界への貢献の観点から、二級建築士資格を取得させることの価値は非常に高く、若年労働者の建築業界におけるレベルの底上げと、建築業界全体の活性化が期待できる。一方、教育機関としては、学生の試験合格に向けての持続的な学習意欲が期待できるばかりでなく、試験対策や実務面での教育内容を精査し提供する必要性が発生するため、教員の教育力の向上が見込めることになる。さらに合格者にはより高度かつ実践的な指導を学内で展開することが可能になり、ひいては国土交通省が重点施策として推進する建築士のレベルアップや専門建築士による建築物の安全性の確保、建築士制度に対する信頼回復にも繋がると確信する。今後、工学系学部／学科人気の低迷や少子化などの影響により工学を目指す学生が減少すれば、現在270万人いる日本の研究者、高度技術者は、2050年には170万人にまで落ち込むと予測されている(文部科学省調べ)。また、大量の熟練技術者が定年退職時期を迎える「2007年問題」や人口減少社会により、若者のものづくり離れが深刻化していると言われる中で、文部科学省が取り組む「ものづくり技術者育成支援事業」などの事業と同様に、教育機関の立場で、「技術立国」日本にとっての喫緊の課題であるものづくり人材の育成にも寄与することができる。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容
<p>2級建築士試験の施行については都道府県知事の権限とされており、建築士法第15条第3号に基づき、都道府県知事が受験者個々の状況を勘案の上、建築士法第15条第1号、同条第2号と同等以上の知識及び技能を有すると判断すれば、受験資格を得ることが可能となるので、提案内容は現行でも対応可能な仕組みとなっている。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

<p>再検討要請</p> <p>右提案主体の意見につき検討し回答されたい。</p>			
<p>提案主体からの意見</p> <p>昨年度提案時に貴省からいただいた同様の回答により、昨年、県に貴省の解釈について相談し、措置いただけるよう動いていただきましたが、最終的には難しいとの判断でした。一般的には地方自治体としては、国が定めた法令及び法令に基づく通達の拡大解釈はできないものと推察いたします。そこで、もし都道府県が、建築士法に則って二級建築士の受験資格者に該当すると判断した場合は、貴省としてはその判断を尊重し、都道府県に対しての助言や不利益処分等を行なわないこと、都道府県によって受験資格の解釈に違いが出ることを問題視しないこと、また受験者が将来にわたって不利益を被らないという見解で間違いないかどうかのご回答をお願いいたします。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し
<p>一般的に都道府県知事が、建築士法第15条第3号に基づき、受験者個々の状況を勘案の上、建築士法第15条第1号又は第2号と同等以上の知識及び技能を有すると認めて当該者に受験資格を与える場合においては、都道府県知事の判断を尊重したいと考える。</p>			

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

<p>再々検討要請</p>			
<p>提案主体からの再意見</p>			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し		「措置の内容」の再見直し

12 国土交通省 特区・地域再生(非予算)最終回答

管理コード	1220110	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	建築基準適合判定資格の受験資格の緩和	都道府県コード	26 京都府
		提案事項管理番号	1019010
提案主体名	個人		

規制の所管・関係省庁	国土交通省
根拠法令等	建築基準法第5条第3項
制度の現状	<p>建築基準適合判定資格者検定は、一級建築士試験に合格した者で、建築行政又は確認検査の業務その他これに類する業務に関して、二年以上の実務の経験を有するものでなければ受けることができない。</p>

求める措置の具体的内容	<p>建築基準適合判定資格の受験資格の緩和</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>現在、建築基準適合判定資格の受験資格は一級建築士と2年間の確認検査実務期間が必要ということになっています。ところが民間開放と言っておきながら、実際には確認検査の実務を経験する為には行政もしくは確認検査機関に勤務するか選択肢が無く、多くの確認検査機関が天下りの温床となっているのが現状です。</p> <p>しかも、経験が審査能力に結びついているどころか、行政ですら確認段階で耐震偽装を見過ごしている現状を見れば、実務期間や過去に取得した資格が全く生かされなかったと言わざるを得ません。</p> <p>一定期間一級建築士に関する業務の経験がある一級建築士に確認検査員となるチャンスを与えることで真の民間開放を目指し、補助員への依存率を下げることで確認検査の質の向上を図ろうというのがこの提案の意義です。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>建築基準適合判定資格者は建築物が建築基準法等の規定に適合するかどうかを判定するものであり、このための知識のみならず確認検査等の実務経験が必要である。したがって、提案内容を措置することは困難である。また、建築基準法は全国一律に建築物の最低基準を定めているものであること、建築基準適合判定資格者は全国どこでも業務が行えることから特区として対応することは困難である。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
提案主体からの意見			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
提案主体からの再意見			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	

12 国土交通省 特区・地域再生(非予算)最終回答

管理コード	1220120	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	建築基準法第4条第2項の規定に基く建築主事の設置	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	1117020
提案主体名	千代田区		

規制の所管・関係省庁	国土交通省
根拠法令等	建築基準法第4条第2項、第3項、第97条の3、建築基準法施行令第149条
制度の現状	<p>建築基準法第4条第3項では、従来、建築主事を置いていない市町村が建築主事を置こうとする場合に、都道府県から市町村への事務の移管が円滑に行われることを確保するため、あらかじめ、その設置について、都道府県知事に協議し、同意を得ることとしている。</p>

求める措置の具体的内容	<p>建築基準法第4条第1項の規定に該当しない区市町村が同条第2項の規定に基く建築主事を設置しようとする場合に、都道府県知事との協議を行いその同意を得ることを要する旨を定める同条第3項の規定を、提案主体には適用しない。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>現在は建築基準法第97条の3及び建築基準法施行令第149条の規定により、建築物の延べ床面積1万㎡以下に制限されている提案主体の特定行政庁及び建築主事の建築確認、建築許可、中間検査、完了検査、特殊建築物定期調査報告書調査、建築設備定期点検報告調査及び違反建築物取締等の事務処理の権限の制限を撤廃するとともに、現在は東京都知事の権限とされている特例容積率適用区域内における特例容積率の限度の指定等の事務処理の権限を提案主体の権限とし、既に権限制限を受けていない開発行為の許可に関する権限と併せて行使することにより、総合的かつ主体的なまちづくりを推進する。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>御要望の案件は、制度上は建築主事の設置が可能となっているものであり、建築基準法上の規制が障害となっているものではないため、特区として対応することは不適切である。また、御提案の内容では、法第4条第3項の趣旨である事務移管後の建築行政の円滑な実施を担保することはできないと思われることから、御要望の実現は困難である。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

<p>再検討要請</p> <p>右提案主体の意見につき検討し回答されたい。</p>			
<p>提案主体からの意見</p> <p>提案の趣旨について特区として対応することは不適切とあるが、都道府県知事の同意を要件としている建築基準法第4条第3項の規定そのものが、地域が主体となったまちづくりを実現していくための大きな障害となっている。現在、違反建築物や既存不適格建築物に対する是正指導や景観まちづくり行政等における地元地域への説明、調整等は、区が中心となっているにもかかわらず、1万㎡を超える建築確認や許可の権限を区が有していないために、地域の実情や意向と乖離した処分が行われるなど、地域の実情を把握している区が、地域が主体となったまちづくりを進める上で大きな障壁となっている。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
<p>御要望の案件は、制度上は建築主事の設置が可能となっているものであり、建築基準法上の規制が障害となっているものではないため、特区として対応することは不適切である。また、御提案の内容では、法第4条第3項の趣旨である事務移管後の建築行政の円滑な実施を担保することはできないと思われることから、御要望の実現は困難である。</p>			

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

<p>再々検討要請</p>			
<p>提案主体からの再意見</p>			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し		「措置の内容」の再見直し

12 国土交通省 特区・地域再生(非予算)最終回答

管理コード	1220130	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	準都市計画区域における建築基準法集団規定の適用除外	都道府県コード	50 その他
		提案事項管理番号	1150010
提案主体名	福岡県、佐賀県、長崎県		

規制の所管・関係省庁	国土交通省
根拠法令等	都市計画法第5条の2 建築基準法第41条の2
制度の現状	<p>準都市計画区域は、都市計画区域外に拡大している都市的土地利用に対応し、土地利用の無秩序な混在や良好な環境の喪失を防ぐため、将来における一体の都市としての整備、開発及び保全に支障が生じる恐れがあると認められる区域を都道府県が指定した場合に、用途地域、特別用途地域、特定用途制限地域等必要な都市計画を定め土地利用の規制を行うものである。</p> <p>建築基準法第3章(第8節を除く。)の規定は、都市計画区域及び準都市計画区域内に限り、適用する。</p>

求める措置の具体的内容	<p>準都市計画区域において、県が都市計画審議会の意見を聴いて指定する区域で、用途規制以外の集団規定を適用しない(建築基準法第3章(第48条より第49条の2までを除く)を適用しないもの)</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>福岡県、佐賀県及び長崎県では、中心市街地活性化に向けて改正された都市計画法を活用し、大規模集客施設の立地規制が及ばない都市計画区域外について準都市計画区域を指定することにより、大規模集客施設の適正立地を図りたいと考えている。</p> <p>しかし、準都市計画区域を指定した場合、大規模集客施設等の用途規制だけではなく、戸建て住宅等の小規模な建築物も含め、接道、形態規制等の集団規定が適用されるため、多くの既存不適格建築物が発生する等、本来の区域指定の目的以外の大きな影響を与えることから、準都市計画区域を広く指定することは困難となり、大規模集客施設の適正立地を実現することができない。</p> <p>このため、県が都市計画審議会の意見を聴いて指定する区域で、用途規制以外の集団規定を適用しないものである。(建築基準法第3章(第48条より第49条の2までを除く)を適用しないもの)</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>準都市計画区域は、都市計画区域外に拡大している都市的土地利用に対応し、土地利用の無秩序な混在や良好な環境の喪失を防ぐため、将来における一体の都市としての整備、開発及び保全に支障が生じる恐れがあると認められる区域を都道府県が指定した場合に、用途地域、特別用途地域、特定用途制限地域等必要な都市計画を定め土地利用の規制を行うものである。</p> <p>このため、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある都市計画区域で最低限確保されるべき市街地の水準については、土地利用を整序し、又は環境を保全するための措置を講ずることなく放置すれば、将来における一体の都市としての整備、開発及び保全に支障が生じるおそれがあると認められる準都市計画区域においても同様に確保することが必要となる。よって、準都市計画区域内において行われる建築行為について、接道義務、用途規制、形態規制等のいわゆる集団規定を適用しないとすることは適当ではない。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

<p>再検討要請</p> <p>都市計画区域や準都市計画区域に定めなくても、都市計画区域外において特定用途制限地域を定めることが出来ないか検討されたい。</p> <p>併せて右提案主体の意見につき検討し回答されたい。</p>			
<p>提案主体からの意見</p> <p>都市計画区域で最低限確保されるべき市街地水準については、準都市計画区域においても同様に確保することが必要と のことであるが、そのような市街地水準を確保する必要があるのは、改正前の準都市計画区域ではないか。改正前の準都市計画区域制度は、相当数の建築物の建築等によって市街地環境上の問題等が発生する蓋然性の高い区域に限定されていたが、改正後は市街地になることが想定されている区域周辺の保全すべきエリア等広く指定できるとされた。都市計画区域とは異なる基準で指定する準都市計画区域において、将来、市街地となることが想定されない区域に、一律に都市計画区域と同様の市街地水準を確保する必要はないのではないか。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
<p>(再検討要請への回答)</p> <p>特定用途制限地域は、都市計画区域又は準都市計画区域内において、一体の都市としての整備、開発及び保全の観点から、すなわち目標とする将来像の実現のために、用途地域が定められていない土地の区域(市街化調整区域を除く。)において、地域の特性に応じた合理的な土地利用が行われるよう、制限すべき特定の建築物等の用途の概要を定める地域である。</p> <p>特定の建築物等の用途制限等、一体の都市としての整備、開発及び保全が必要であれば、都市計画区域もしくは準都市計画区域内に位置づけるべき。</p> <p>(提案主体からの意見への回答)</p> <p>準都市計画区域は、改正の前後とも、そのまま放置すれば、将来における一体の都市としての整備、開発及び保全に支障が生じるおそれがある一定の区域を指定するものであり、開発の可能性がないと考えられる区域は準都市計画区域の対象となりえない。</p> <p>また、準都市計画区域が将来一体の都市となった場合(すなわち都市計画区域となった場合)を想定すると、最低限確保されるべき市街地の水準の担保が必要である。</p> <p>よって、準都市計画区域においても、都市計画区域で最低限確保されるべき市街地の水準である集団規定の一部を適用しないことはできない。</p>			

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請	右提案主体の意見につき検討し回答されたい。		
提案主体からの再意見	開発の可能性があり、環境を保全するための措置が必要であるが、市街地となることが想定されない区域は、準都市計画区域の対象となる。このような区域で市街地の水準を担保する必要はない。都市計画区域を想定して担保することであるが、準都市計画区域は土地利用の整序、又は、環境の保全いずれかでも可能であり、例えば、環境の保全だけでも可能である。このような区域では、市街地の水準を担保し土地利用の整序をする必要はない。整備、開発、保全を全て実施する必要となったときに、はじめて都市計画区域とし、市街地の水準を担保すればよい。なお、推進室が検討要請している特定用途制限地域は指定できないか。		
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し
提案主体の言う「市街地となることが想定されない区域」が何を示すのか不明であるが、前回の回答のとおり、準都市計画区域は、そのまま放置すれば、将来における一体の都市としての整備、開発及び保全に支障が生じるおそれがある一定の区域を指定するものであり、開発の可能性がないと考えられる区域は準都市計画区域の対象となりえない。 また、「整備、開発、保全を全て実施する必要となったときに、はじめて都市計画区域とし、市街地の水準を担保すればよい」とのことであるが、将来一体の都市となる見込みがあればこそ、都市となった場合(すなわち都市計画区域となった場合)にも建築物の相隣環境に問題が生じないように、また、その時点になって初めて集団規定を適用することにより既存不適格建築物を出現させないためには、準都市計画区域を指定した時点から、最低限確保されるべき市街地の水準を予め担保しておく必要がある。 なお、都市計画は、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する観点から定められるものであり、こうした必要のない都市計画区域外において、特定用途制限地域のような用途規制のみを行う合理的理由は見出せない。			

12 国土交通省 特区・地域再生(非予算)最終回答

管理コード	1220140	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	高齢化、老朽化団地の建築法規制の緩和	都道府県コード	27 大阪府
		提案事項管理番号	1116010
提案主体名	株式会社 ミラクル スリー コーポレーション		

規制の所管・関係省庁	国土交通省
根拠法令等	建築基準法第52条、第56条の2、第28条第1項、同法施行令第19条、20条
制度の現状	<p>建築基準法第52条:建築物の容積率は、原則、都市計画において定められた数値以下でなければならない。</p> <p>建築基準法第56条の2:地方公共団体の条例で指定する区域内にある一定規模以上の建築物は、原則、一定位置において地方公共団体が指定する時間以上日影となる部分を生じさせることのないものとしなければならない。</p> <p>建築基準法第28条第1項、同法施行令第19条、20条:住宅、学校、病院その他これらに類する建築物の居室には、採光のための窓その他の開口部を設けなければならない。</p>

求める措置の具体的内容	<p>数値の緩和</p> <p>建築基準法第 52 条:集合住宅で、バリアフリー改善を目的とした昇降機増築時、当該部分の面積は容積率計算の算入範囲から除外。</p> <p>建築基準法第 56 条の 2:団地内建物の相互の建築物の日影について、避難及びバリアフリー改善を目的とした昇降機増築においては日影制限の対象から当該部分を除外。</p> <p>建築基準法第 28 条、同施行例 19、20 条:団地内相互建物間の採光において、避難及びバリアフリー改善を目的とした昇降機増築時に、当該部分は採光計算の対象として除外。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>集合住宅(団地)は、都市の居住形態として広く定着した。「建築ラッシュ」という言葉が生まれた昭和 40 年代をピークとして建設されたが、以後、相当の年数が経過し老朽化又は陳腐化したストックが増大しつつあり、その再生は今後の都市住宅政策上の大きな課題となっている。耐震上不適格(旧耐震)な集合住宅が 400 万戸を超える現在、再生の方法については、従来は多数を占めていた建替えによる再生から、ストックを有効活用した様々な「改修」による再生への転換が強く求められている。特に、人口減少・超高齢化社会が本格的に到来するなかで、郊外の大規模団地などでは、従来の建替えのみによる再生ではなく、老人福祉、介護施設などのさまざまな要素をミックスさせた団地再生が必要とされている。こうした集合住宅(団地)の再生を考える上では、従来方式の団地内同一建物の並列ではなく低層、中層、高層といった多様な設計を現地条件にマッチして進める必要がある。その再生をどのようなプロセスで実施し、どのような良質な空間を実現していくのかという計画学論的アプローチと、再生を円滑に実現するには、コストや不動産評価、老人対策、建築に関する法制度がどうあるべきかという社会経済学的アプローチとを一体的に考えることが重要となる。こうした認識に基づいて、バリアフリー、避難を目的とした施設の増築に限り緩和策を講じることにより、上記に記する目的に沿った団地の再生設計が容易となる。またこの事により既設建物の良質化がより具体的に図れる。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容
<p>バリアフリーを目的とした昇降機等の建築物特定施設の床面積については、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第19条において、同法第17条第3項の認定を受けた計画に係る特定建築物であれば一定の床面積を容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しないこととされており、また、そうでない建築物の場合にも同法第24条の規定に基づき建築基準法第52条第14項第1号に規定する許可の対象となるため、現行制度において一定の緩和が可能です。</p> <p>日影規制は、地方公共団体が土地利用の状況等を勘案して条例で指定する区域において、中高層建築物により生じる日影を一定範囲内に収め、当該区域において一定の日照を確保し、良好な居住環境を確保することを目的とするものです。よって、避難及びバリアフリーを目的とした昇降機の設置に係る増築について一律に日影規制の対象から除くことは適当ではありません。なお、日影規制の対象区域及び規制の程度は地方公共団体が条例で指定する仕組みであるため、地方公共団体は、必要に応じ、日影規制の対象区域から除外又は規制を緩和することが可能です。さらに、日影規制は個々の建築行為ごとに、土地の状況等により周囲の居住環境を害するおそれがないと認めて特定行政庁が許可すれば適用除外となるため、現行制度において対応可能です。</p> <p>また、建築基準法第28条第1項に規定する居室の採光については、建築基準法の目的である国民の生命、健康を保護するという観点から、居室について一定の条件を具備せしめようという考え方に基づいて義務付けされているものです。自然採光が人間にもたらす肉体的、精神的な効果を勘案すると、人間の生活や活動と密接に関わる住宅、学校、病院等については特に自然採光を確保することが求められるため、バリアフリーを目的とした昇降機等の設置による当該規制の緩和は困難であると考えます。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
提案主体からの意見			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
提案主体からの再意見			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	

12 国土交通省 特区・地域再生(非予算)最終回答

管理コード	1220150	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	都市計画の変更によりに建蔽率・容積率が変更され たために生じた既存不適格の緩和	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	1087010
提案主体名	株式会社パシフィカ・モールズ		

規制の所管・関係省庁	国土交通省
根拠法令等	建築基準法第3条
制度の現状	既存不適格建築物を建て替える際にはその時点の建築基準関係規定に適合させなければならない

求める措置の具体的内容	建築当時に適法な建蔽率・容積率であった建築物については、建築当時の建蔽率・容積率での建て替えを可能にする。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>建築当時には適法に建てられた建築物であって、その後の都市計画の変更によって不適格な部分が生じた建築物(いわゆる既存不適格)については、増築や建替え等を行う際には、現在の基準に適合するよう建築しなければならない。しかし、増改築等を行うとすると厳しい基準が適用されるので、それを避けるために改修を行わず放置される事例もあり、かえって必要な改修が行われないなどの弊害が生じている。</p> <p>特に建蔽率・容積率に関して、都市計画の変更により建築当時の建蔽率・容積率から変更がある場合には、建て替えを行うとすると場合に現状と同じ建蔽率・容積率で実施できない。これにより多くのテナントが入店している大規模なショッピングセンター等では、老朽化などにより施設の改修が必要な場合にも、テナントの賃貸借面積を維持する必要性から建て替えが困難であり、結果として必要な改修が行われることを阻害している。このことは入店テナント、最終的には施設利用者への負担となっており、社会的な問題が発生している。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>容積率制限は、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の上限を設定することによる採光、通風等の観点からの良好な市街地環境の確保及び当該建築物と道路等の公共施設とのバランスの確保を趣旨とするものである。また、建ぺい率制限は、敷地内に一定の空地を確保することによる建て詰まりの防止及び建築物の採光、通風等の確保による良好な市街地環境の確保を趣旨とするものである。このため、既存不適格建築物を建替えた建築物についてのみこれらの制限を緩和することは、既存不適格建築物の特例を超えて、同等の防災上の機能を有する新築の建築物について制限を緩和しないこととの間で規制の公平性を失わせることとなるため適当ではない。</p> <p>よって、大規模なショッピングセンター等の既存不適格建築物であっても、改修の必要性のみを理由として一律に容積率制限等を緩和することは、良好な市街地環境の確保等に支障を来たすこととなり、適当ではない。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

<p>再検討要請</p> <p>右提案主体の意見につき検討し回答されたい。</p>			
<p>提案主体からの意見</p> <p>建築当時は容積率・建蔽率の基準を満たしていたにもかかわらず、その後の都市計画の変更で容積率・建蔽率の調整が適切になされなかったために現況の容積率、建蔽率のままの建て替えが不能となっている建物に対して、国として何らかの措置はできないものでしょうか。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
<p>都市計画の変更は、都市計画法第13条において定める都市計画基準に基づき、同法第18条又は第19条等に規定する適正な手続を経て行われているものであり、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るためには、適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきである。したがって、既存不適格建築物の建替えを理由に建ぺい率及び容積率を緩和することはできない。</p> <p>なお、地区の特性にふさわしい良好な都市環境の維持・形成を図る必要がある場合には、地区で話し合って各種制限を緩和する地区計画等を定める都市計画を提案することも考えられる。</p>			

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

<p>再々検討要請</p>			
<p>提案主体からの再意見</p>			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し		「措置の内容」の再見直し

12 国土交通省 特区・地域再生(非予算)最終回答

管理コード	1220151	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	都市幹線道路沿いにおける既存不適格建設物の建 替えに関する都市計画法規制緩和特区	都道府県コード	14 神奈川県
		提案事項管理番号	1029010
提案主体名	個人		

規制の所管・関係省庁	国土交通省
根拠法令等	建築基準法第3条
制度の現状	既存不適格建築物を建て替える際にはその時点の建築基準関係規定に適合させなければならない。

求める措置の具体的内容	市内の幹線道路沿いの既存不適格建物の建替えを早急に促進して大規模災害が発生したときに避難誘導が少しでも円滑に出来るように措置する。
具体的事業の実施内容・提案理由	横浜市内には昭和56年に竣工した建物が数多く存在し、その大部分が所謂既存不適格建物に該当する。多くは非耐震構造の建物でその多くの所有者は建替えを行いたいが見行法令に沿って行くと既存建物と同規模の建物を建てるのが困難です。一方幹線道路や地下鉄駅出入口の建物にこれ等不適格建物が多く存在していることから大地震などが発生したとき建物の崩壊により市民に多数の死者や負傷者が発生するとともに避難路が確保できないことにより二次災害も予想されます。例えば横浜市中区の山手本通りに面したマンションスチュアートプラザは昭和49年に竣工した15戸の建物であるが現在延床面積は3,069.93㎡であるが建替えになると延床面積は1083.71㎡と現況の35.3%の延床面積しか確保出来ず実質建替えは困難なものとなる。公平が原則であるとの反論があるが、国民の生命財産を第一に尊重することが憲法にも謳われている中で大災害の発生も懸念されている中で一刻も早い行政の支援が必要と思われる。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>容積率制限は、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合を制限することによる採光、通風等の観点からの良好な市街地環境の確保及び当該建築物と道路等の公共施設とのバランスの確保を趣旨とするものである。また、建ぺい率制限は、敷地内に一定の空地を確保することによる建て詰まりの防止及び建築物の採光、通風等の確保による良好な市街地環境の確保を趣旨とするものである。このため、既存不適格建築物を建替えた建築物についてのみこれらの制限を緩和することは、既存不適格建築物の特例を超えて、同等の防災上の機能を有する新築の建築物について制限を緩和しないこととの間で規制の公平性を失わせることとなるため適当ではない。</p> <p>よって、幹線道路沿いの既存不適格建築物であっても、防災上の観点のみを理由として一律に容積率制限等を緩和することは、良好な市街地環境の確保等に支障を来たすこととなり、適当ではない。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
提案主体からの意見			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
提案主体からの再意見			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	

12 国土交通省 特区・地域再生(非予算)最終回答

管理コード	1220160	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	大規模集客施設の立地可能地域の緩和	都道府県コード	34 広島県
		提案事項管理番号	1179010
提案主体名	畑飛躍会		

規制の所管・関係省庁	国土交通省
根拠法令等	都市計画法第34条
制度の現状	市街化調整区域での開発行為は、都市計画法第34条各号のいずれかに該当すれば、都道府県知事等が許可できることになっている。

求める措置の具体的内容	<ul style="list-style-type: none"> ・第二種住居地域、準住居地域、準工業地域、工業地域において床面積 10,000 m²超の大規模集客施設を立地可能とする。 ・市街化調整区域において、計画的な大規模開発である床面積 10,000 m²超の大規模集客施設を立地可能とする。
具体的事業の実施内容・提案理由	市街化調整区域に指定されている地域は脱農業としての田畑山林の有効活用は不可能となっております。また、この度のまちづくり三法の改正によって、市街化調整区域でのレジャー施設の建設が困難となり、地域の活性化に支障が出ています。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容
<p>現行制度において、第二種住居地域、準工業地域及び工業地域において、床面積が1万㎡を超える店舗等の大規模集客施設を立地することは可能である。</p> <p>都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 46 号)が本年 11 月 30 日に施行されると、都市機能の適正立地を図るため、広域的に都市構造に大きな影響を与える大規模集客施設(床面積が1万㎡を超える店舗等)について、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域の3つの用途地域以外の地域においては、一旦立地を制限した上で、立地しようとする場合には都市計画手続きを経ることにより地域が判断する制度となる。</p> <p>この場合、床面積が1万㎡を超える大規模集客施設については、都市計画の手続きを経た地域の判断により、用途地域の変更又は用途を緩和する地区計画(開発整備促進区等)の決定等を行うことで立地することが可能。</p> <p>また、市街化調整区域では、現行制度において、大規模な一団の開発行為であって、市街化区域における市街化の状況からみて当該都市計画区域における計画的な市街化を図る上で支障がないと都道府県知事等があらかじめ開発審査会の議を経て認めるものについては、都市計画法第 34 条 10 号イにより、開発許可が可能である。</p> <p>都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 46 号)が本年 11 月 30 日に施行されると、10 号イは廃止されるが、当該要件に該当すると認められる開発行為については、市町村が都市計画手続きを経て地区計画を策定することにより、引き続き立地が可能である。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
提案主体からの意見			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し		「措置の内容」の見直し

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
提案主体からの再意見			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し		「措置の内容」の再見直し

12 国土交通省 特区・地域再生(非予算)最終回答

管理コード	1220170	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	・市街化調整区域内における介護施設の建設	都道府県コード	29 奈良県
	・指定認知症対応型共同生活介護事業所のユニット数の緩和	提案事項管理番号	1075010
提案主体名	ウェルコンサル株式会社		

規制の所管・関係省庁	厚生労働省 国土交通省
根拠法令等	都市計画法第34条
制度の現状	市街化調整区域で開発行為は、都市計画法第34条各号のいずれかに該当すれば、都道府県知事等が許可できている。

求める措置の具体的内容	<p>・法改正により建設が不可能となる市街化調整区域内における介護施設等の建設を引き続き可能となるよう都市計画法による制限の緩和</p> <p>・「指定認知症対応型共同生活介護事業所におけるユニット数は1又は2とする」との制限を撤廃し、必要と認められる場合は、3以上のユニット数を同一建物内において行うことができるようにする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>大和郡山市の弊社代表者の所有地は最寄駅から徒歩13分で、住宅地にも近く、介護施設建設には適した場所であるが、調整区域である。認知症高齢者も地域社会の中で生活が営めるようにと理想は掲げられているが、実際建設を計画しても住宅地内においては地域住民の反対は必至である。当該地は住宅地に近いだけでなく、大型商業施設や医療モールにも隣接しており、施設建設には最適な場所であると考えられ、規制緩和措置を受け、実現したいと考える。</p> <p>また、奈良県においては2ユニットの認知症対応型共同生活介護施設の設立でさえ困難な状況にあるのが現状であり、ユニット数の緩和を受け、入居者の症状や原因に合わせた個別対応のできる共同生活の場を提供したいと考える。多人数を1ヶ所に集めるという考えではなく、入居者数は現在の1ユニット最高9名までに抑え、個室完備はもちろんのこと、家庭的な雰囲気やなじみの人間関係を保ちながら、終末まで介護・医療を行える環境を整えた上で、高齢化社会におけるシニアタウン的な施設の設立を考えるものである。奈良県においても住宅地に1ユニットのみで共同住宅のように建築された施設が多いが、施設建築には少なからず地元住民の反対はいつも必至であり、建築後も地元との交流のない施設も多く存在する。認知症になった高齢者も安心して暮らせる街づくりの1つとして、地域密着型の制度とはまた異なるタイプの認知症対応型共同生活介護施設の存在も必要ではないかと考えるものである。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容
<p>市街化調整区域においては、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認められる開発行為で、あらかじめ開発審査会の議を経たもの、又は、地区計画の区域内において当該地区計画に定められた内容に適合する建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為等が現行制度上許可が可能となっている。</p> <p>ご提案の施設の立地の適否については、開発許可権者と相談されたい。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

<p>再検討要請</p> <p>右提案主体の意見につき検討し回答されたい。</p>			
<p>提案主体からの意見</p> <p>回答に記載されている内容は当社も理解しているが、まず問題となるのが隣接地の同意印である。介護施設建設にあたっては市街化においても調整区域内においても地域住民及び土地権者、水利権者等の反対が必至である。奈良県においては保守的思考が強く、今なお要介護者に対する偏見や誤解は根強くあり、介護施設の新規開設においては、何よりもその建設地が問題となる場所である。地域住民及び各々の権者等の理解と協力が得られ建設できることは理想であるが、実際はトップダウン方式でないと建設できないのが現実である。これからの高齢化社会、医療改革において介護施設の増加は必要不可欠と考える。再度、特区として検討を願うものである。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し
<p>市街化調整区域においては、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認められる開発行為で、あらかじめ開発審査会の議を経たもの、又は、地区計画の区域内において当該地区計画に定められた内容に適合する建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為等が現行制度上許可が可能となっている。開発許可制度については、地域の実情を踏まえて、開発許可権者が判断することとされているものであり、ご提案の施設の立地の適否については、開発許可権者と相談されたい。</p>			

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

<p>再々検討要請</p>			
<p>提案主体からの再意見</p>			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し		「措置の内容」の再見直し

12 国土交通省 特区・地域再生(非予算)最終回答

管理コード	1220180	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	都市計画法における建築制限の緩和	都道府県コード	29 奈良県
		提案事項管理番号	1075040
提案主体名	ウエルコンサル株式会社		

規制の所管・関係省庁	国土交通省
根拠法令等	都市計画法第34条
制度の現状	市街化調整区域で開発行為は、都市計画法第34条各号のいずれかに該当すれば、都道府県知事等が許可できている。

求める措置の具体的内容	地域性を考慮し、市街化調整区域における養成学校の設立を可能とする。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>医療・介護従業者は慢性的な不足状態にあり、高齢化社会を懸念される我国において、その従業者の数、質の低下は危惧される問題である。外務省、厚生労働省が連携し、フィリピン人介護士受け入れを行うための計画が進められているが、諸問題が発生している状態である。現在、奈良県では株式会社による介護士及び看護師の養成学校設立は認められていないが、今後受け入れが増えるであろう外国人の医療・介護従業者における日本文化の理解、技術取得、定着就労のためには社会性をもつ常識力豊かな人材育成が必要であり、外国人個々に対し柔軟に対応できる点においては民間企業による養成学校の設立運営はその良点を生かせるものであると考え。また入学資格を緩和させ、我国と教育制度の異なる国における就学者に対しても、同等程度の学力等が認められれば、入学を可能とし、学習意欲の高い外国人に対し門戸を広げ、医療・介護従業者を育成したいと考える。また日本人学生においては多様化する国際社会における社会性を身に着けることができ、国内だけに留まらず、医療・介護における発展途上国において指導的役割を担うことのできる人材育成につながると考える。尚、奈良県という保守的地域性を考慮すると、養成学校設立場所として駅前や住宅地内では実現性が薄く、住宅地や郊外型の商業施設に近い市街化調整区域内が適当であると考え、上記提案と同時に都市計画法における建築制限の緩和も求めたい。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容
<p>市街化調整区域においては、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認められる開発行為で、あらかじめ開発審査会の議を経たもの、又は、地区計画の区域内において当該地区計画に定められた内容に適合する建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為等が現行制度上許可が可能となっている。</p> <p>ご提案の施設の立地の適否については、開発許可権者と相談されたい。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

<p>再検討要請</p> <p>右提案主体の意見につき検討し回答されたい。</p>			
<p>提案主体からの意見</p> <p>回答に記載されている内容は当社も理解しているが、まず問題となるのが隣接地の同意印である。当社が考える養成学校は外国人を多く受け入れることが、これからの高齢化を迎える我国における看護、介護を支えるとする趣旨のものである。しかし、保守的思考の強い奈良県においては市街化地域における設立は地域住民の反対により困難であり、調整区域においても隣接地の地権者等からの反対は必至である。よって特区による建設でないと思えないと考えるものである。省庁の理解を得た上で、特区対応となり、その上で地域や隣接者にも十分な説明を行い、理解のもと設立の実現を図りたいと願っている。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し
<p>市街化調整区域においては、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認められる開発行為で、あらかじめ開発審査会の議を経たもの、又は、地区計画の区域内において当該地区計画に定められた内容に適合する建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為等が現行制度上許可が可能となっている。開発許可制度については、地域の実情を踏まえて、開発許可権者が判断することとされているものであり、ご提案の施設の立地の適否については、開発許可権者と相談されたい。</p>			

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

<p>再々検討要請</p>			
<p>提案主体からの再意見</p>			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し		「措置の内容」の再見直し

12 国土交通省 特区・地域再生(非予算)最終回答

管理コード	1220190	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	農地を農振農用地区域から除外し、乗馬施設へ転用	都道府県コード	28 兵庫県	
	する	提案事項管理番号	1184010	
提案主体名	NPO三田ラグビーフットボールクラブ			

規制の所管・関係省庁	農林水産省 国土交通省
根拠法令等	都市計画法第29条、 第34条
制度の現状	<p>都市計画法第29条1項に定められたものを除いて、開発行為をしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事等の許可を受けなければならない。</p> <p>市街化調整区域での開発行為は、都市計画法第34条各号のいずれかに該当すれば、都道府県知事等が許可できることになっている。</p>

求める措置の具体的内容	<p>クラブハウス「ザ・フェザンツ」として活用している施設の周辺にある農地を農振農用地区域から除外し、乗馬施設としての転用を可能とする。また、市街化調整区域内で、厩舎等の乗馬施設運営に必要な建物の設置に際し、開発許可を不要とする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>当 NPO 法人がクラブハウス「ザ・フェザンツ」を中心として展開してきた事業の中で馬や小動物と関わったホースセラピー事業の反響が大きいものとなっています。また、当該施設は、伊丹市の障害者施設として運用されていたことがあり、宝塚市や近隣の市にも近いため障害者が集まりやすい場所・宿泊して事業に参加しやすい場所にあります。反響の大きいホースセラピー事業の効果をより高めるため当該施設周辺に馬場を設置し、さらなる展開を図ろうとしていこうとした矢先に、農地の転用ができないという問題に直面しました。展開したい土地は、市街化調整区域に指定されている農振農用地区域です。幸いにも5年に一度の見直し時期にあり、現在市と県にその農振農用地区域から該当地域を除外して欲しい申請をしておりますが、その可能性がどのくらいか私たちにはわかりません。また、その申請が受け入れられたとしても月日を要します。ホースセラピー事業を展開したい者は若者で彼らはこの事業に夢をかけています。しかし、転用が不可能または可能であったとしても多大な月日がかかることには限界があります。若き彼らのエネルギーをホースセラピー事業に注ぐためにも、またその事業の展開を待ち望んでいる障害者の団体のためにも、当 NPO 法人は事業展開を可能にするために、今回の特区申請をするものです。</p> <p>* 対象の土地は市街化調整区域に指定されている農振農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律)である</p> <p>* 対象地はホ場整備(土地改良法)を平成8年12月15日に終了しているので転用可能な8年は経過している</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容
<p>都市計画法第29条第1項により開発許可が不要となる開発行為は、公益上必要な建築物のうち開発区域およびその周辺の地域における適切かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がないもの等について、政令で規定されている。</p> <p>なお、これに該当しない開発行為が市街化調整区域で行われる場合においても、都市計画法第34条各号のいずれかに該当すれば、都道府県知事等が開発許可をすることができることとなっている。</p> <p>ご提案の施設の立地の適否については、開発許可権者と相談されたい。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
提案主体からの意見			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し		「措置の内容」の見直し

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
提案主体からの再意見			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し		「措置の内容」の再見直し

12 国土交通省 特区・地域再生(非予算)最終回答

管理コード	1220200	プロジェクト名	中川原地区エコプロジェクト
要望事項 (事項名)	市街化調整区域内の農用地区域内農地へのリサイクルセンターの設置について	都道府県コード	38 愛媛県
		提案事項管理番号	1189010
提案主体名	特定非営利活動法人いよ環境センター		

規制の所管・関係省庁	農林水産省 国土交通省
根拠法令等	都市計画法第34条
制度の現状	市街化調整区域での開発行為は、都市計画法第34条各号のいずれかに該当すれば、都道府県知事等が許可できるようになっている。

求める措置の具体的内容	市街化調整区域内の農用地区域内農地に、地区住民が持ち寄った不要物をリサイクルする施設が設置できるよう、都市計画法第34条、農地法施行規則第7条及び農業振興地域の整備に関する法律施行規則第36条に明確に規定して欲しい。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>松前町中川原地区の約80%を会員とする本NPO法人は、循環型社会の創造と地域の発展を目指し、生活環境の改善に関する事業を実施していますが、その一環として、地区住民が持ち寄った不要物のリサイクルを行う施設(リサイクルセンター)の管理運営も行っています。具体的には、地区の各家庭がリサイクルセンターへ持ち込んだ不要物の分別・加工等をボランティアで行い、生ゴミについては堆肥化、アルミ缶等は売却するなどしてリサイクルに取り組んでおり、町のゴミ減量化に一定の役割を果たしていると自負しております。現在、リサイクルセンターは民有地(宅地)を借りて設置していますが、この土地所有者の返還要求があることや、地区住民のリサイクル意識の向上に伴う持込量の増加によるセンターの狭隘化などにより、センターを移転する必要に迫られています。移転先としては、適当な民有地(宅地)がないことから、遊休農地となっている農地に設置できないか検討しましたが、当地区の農地の大部分は市街化調整区域内の農用地区域内農地であるため、設置は非常に困難です。このままでは、地区全体でのリサイクル活動という先進的な取組みを中止せざるを得なくなります。そこで、地区としての合意があり、当該地区住民の不要品に限って行うリサイクル活動に関して必要不可欠な施設について、①市街化調整区域内での開発許可が認められるよう、都市計画法第34条第1項に規定②農用地区域内農地の農地転用が認められるよう、農地法施行規則第7条に規定③農用地区域内農地の開発が認められるよう、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第36条に規定してください。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容
<p>市街化調整区域においては、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認められる開発行為で、あらかじめ開発審査会の議を経たもの等が現行制度上許可が可能となっている。</p> <p>ご提案の施設の立地の適否については、開発許可権者と相談されたい。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

<p>再検討要請</p> <p>右提案主体の意見につき検討し回答されたい。</p>			
<p>提案主体からの意見</p> <p>都市計画法施行令第 21 条第 21 号では、ごみ処理施設が公益上必要な建築物として開発許可不要の施設とされていますが、今回のリサイクルセンターは、そのような大規模なものではないものの、ゴミのリサイクルが強く求められている中で社会的ニーズにも合致した重要な施設であり、ゴミ処理施設と同等に位置付けられてもよいものと考えています。確かに、開発審査会の審議を経て許可を受けることは可能ですが、個別案件として審査するのではなく、国としてリサイクルに積極的に取り組んでいく姿勢を明確に示すためにも、このような施設を許可できるものとして明確に法律で規定すべきではないでしょうか。再度、御検討をよろしくお願いします。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し
<p>市街化調整区域においては、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認められる開発行為で、あらかじめ開発審査会の議を経たもの等が現行制度上許可が可能となっている。開発許可制度については、地域の実情を踏まえて、開発許可権者が判断することとされているものであり、ご提案の施設の立地の適否については、開発許可権者と相談されたい。</p>			

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

<p>再々検討要請</p>			
<p>提案主体からの再意見</p>			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し		「措置の内容」の再見直し

12 国土交通省 特区・地域再生(非予算)最終回答

管理コード	1220210	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	奈良の伝統的建築様式である大和棟造りを活用した旅館を市街化調整区域において新設する。	都道府県コード	29 奈良県
		提案事項管理番号	1118010
提案主体名	株式会社 水隠亭(みこもりてい)		

規制の所管・関係省庁	国土交通省
根拠法令等	都市計画法第34条
制度の現状	市街化調整区域での開発行為は、都市計画法第34条各号のいずれかに該当すれば、都道府県知事等が許可できることになっている。

求める措置の具体的内容	市街化調整区域における開発許可の審査基準について、都市計画法 34 条 2 号「観光資源等の利用上必要な建築物等」の審査基準の緩和を行ない、同法同条 10 号口「市街化を促進するおそれがなく、市街化区域内において行なうことが困難又は著しく不適当なもの」の提案基準に「観光ゾーン等に位置づけられた区域内の宿泊施設」を新設し、小・中規模な宿泊施設の新規立地を可能にする。
具体的事業の実施内容・提案理由	大和棟造りを宿泊施設に活用する上では、市街化調整区域では、元々宿泊施設であった場所ならともかく、住宅を宿泊施設にするなどの用途変更はできない。市街化区域ならば、宿泊施設を建てることはできるが、建物の密集する防火あるいは準防火区域に入っており、燃えにくい素材でなければならず、茅葺き屋根はできない。では、茅葺き屋根は、何処でなら構わないのかというと、市街化調整区域なら構わないことになっており、市街化調整区域では宿泊施設は駄目で、茅葺き屋根はよく、市街化調整区域でない土地であれば、宿泊施設は建てられるが、茅葺きを銅板等に変えなければならないという問題を生じている。茅葺き屋根を銅板等に変えては、大和棟造り本来の魅力を十分に伝えることができず、大和棟造りを活用した宿泊施設を育める意義も薄れてしまう。大和棟造りを活用した宿泊施設の新設にかかる費用を回収する上では、中心市街地に近い立地であることが求められるが、かといって、建物の密集する市街地に木造の宿泊施設を建設することは、防火上好ましいものではない。特例適用により、特定事業者が宿泊施設の建設許可を取得し、日本の伝統的建築技法による宿泊施設を建設することが可能となることは、宿泊施設の付加価値を高め、新たな客層による市場の開拓が予想される。日本文化に関心の高い外国人旅行者を誘客し、観光業の活性化が図られる。また、需要低下と後継者不足に悩む、木造建築の伝統的建築技法の伝承と、奈良に特有の建築様式である大和棟造りの継承を図るものである。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容
<p>市街化調整区域においては、法第34条各号のいずれかに該当する開発行為は許可が可能となっている。これらの基準の運用については、開発許可権者に対する技術的助言である「開発許可制度運用指針」において、全国的に想定される代表的な案件を例示しつつ、画一的な運用ではなく地域の実情に応じた運用が望ましいこととしている。</p> <p>ご提案の施設の立地の適否については、開発許可権者と相談されたい。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>右提案主体の意見につき検討し回答されたい。</p>		
提案主体からの意見	<p>貴省の回答にある「開発許可制度運用指針」Ⅲ－6－3第2号関係(2)には、「観光資源の有効な利用上必要な建築物」に「宿泊施設」が代表的な案件として例示されている。奈良県では、法第34条10号口の提案基準に「観光ゾーン等に位置づけられた区域内の宿泊施設」を新設し、小・中規模な宿泊施設の新規立地を可能にする見直し案を平成18年4月25日に施行している。問い合わせたところ、奈良市に対しても例示に則した見直しを要請しているとの回答を得たが、中核市である奈良市では、本提案基準は適用されておらず、地域の実情に応じた運用の適否を相談できない状態にある。この点を踏まえ、特区における先行実施を検討し回答されたい。</p>		
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し
<p>市街化調整区域においては、法第34条各号のいずれかに該当する開発行為は許可が可能となっている。これらの基準の運用については、開発許可権者に対する技術的助言である「開発許可制度運用指針」において、全国的に想定される代表的な案件を例示しつつ、画一的な運用ではなく地域の実情に応じた運用が望ましいこととしている。開発許可制度については、地域の実情を踏まえて、開発許可権者が判断することとされているものであり、ご提案の施設の立地の適否については、開発許可権者と相談されたい。</p>			

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請	<p>右提案主体の意見につき検討し回答されたい。</p>		
提案主体からの再意見	<p>開発許可制度について、地域の実情を踏まえて、開発許可権者が判断することとされているのは認識している。貴省からの回答を受け、奈良市開発指導課宛に、補足資料にある文面を8月1日付で送付しているが、8月13日現在、未だ回答を得ていない。施設の立地の適否、及び、法第34条10号口にある「開発地区の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行なうことが困難又は著しく不適当と認められるもの」に「大和棟(やまとむね)造り」が該当するものであるか、地域の実情に応じた開発許可制度の運用を相談できない状態にある。この点を踏まえ、特区における先行実施を再度検討し回答されたい。</p>		
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	D	「措置の内容」の再見直し
<p>市街化調整区域における開発行為等については、都道府県知事等が都市計画法第34条各号のいずれかに該当すると認めた場合について許可が可能となっている。開発許可制度については、地域の実情を踏まえて、開発許可権者が判断することとされているものであり、特区により一律に対応するのではなく、引き続き開発許可権者と相談されたいと考える。</p>			

12 国土交通省 特区・地域再生(非予算)最終回答

管理コード	1220220	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	下水道受益者負担金の収納にかかる規制の緩和	都道府県コード	12 千葉県
		提案事項管理番号	1078010
提案主体名	市川市		

規制の所管・関係省庁	総務省 国土交通省
根拠法令等	地方自治法第 243 条 地方自治法施行令第 158 条 都市計画法第 75 条
制度の現状	地方自治法第 243 条においては、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納または支出の権限を私人に委任し、または私人をして行わせてはならないとされており、コンビニエンスストア等の私人に対し、下水道事業受益者負担金の収納業務を委託することが出来ない。

求める措置の具体的内容	市税等において、コンビニエンスストアによる収納(以下、コンビニ収納)が可能となっているなか、下水道事業受益者負担金のコンビニ収納を行うことができない。このため、納付の不便さを解消するため、市税等と同様に、コンビニ収納を可能とするため収納に関し私人への委託を可能とする措置を求めるものです。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>現在、コンビニエンスストア等は公共料金の納付を時間を気にせずに行える場所としても認知されつつある。</p> <p>しかし、下水道事業受益者負担金の収納については、私人へ収納委託が認められていないため、コンビニエンスストアによる収納(以下、コンビニ収納)ができない。</p> <p>下水道の普及率63.0%(平成19年3月末現在)の市川市においては、今後も下水道事業が継続されていくなか、各種公共料金の支払いがコンビニエンスストアで行える中で、下水道受益者負担金についても一緒に、コンビニで納付できないことは、納付者にとって不便であるといえます。</p> <p>このため、受益者負担金についても、コンビニ収納を可能とすれば、納付の利便性や効率が向上することから、提案するものです。</p> <p>なお、地方自治法第 243 条には政令の定めがある場合を除き、私人への委託は出来ないとされており、また、都市計画法には私人への委託に関する規程がありません。</p> <p>コンビニ収納は、私人への委託に当たることから、下水道事業受益者負担金について、現在、市税等と同様に、コンビニ収納を実施できない状況にあります。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>公金は、その性格からして、取扱上の責任を明確にし、公正の確保を期することが要求されることから、地方自治法第 243 条において、原則私人に公金を取り扱わせることを禁止しているものである。</p> <p>ただし、私人に公金を取り扱わせても責任関係が不明確とならず、公正な公金の取扱いが期待され、かつ、経済性が確保できるならば、普通地方公共団体自身が公金を取り扱うよりも私人に取り扱させた方が適当な場合もあるため、一定の限度で私人の公金取扱いが認められているところ。</p> <p>御提案の下水道事業受益者負担金の収納をコンビニエンスストア等の私人に委託し、収納業務を行わせることについては、使用料等とは異なり、多数の継続的な利用は見込めないことなどから、却って委託費用が嵩むことなども考えられ、必ずしも経済性が確保できるとは限らないため、受け入れられない。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>下水道受益者負担金の収納を私人に委託することについて、経済性が確保できるかどうかの判断は、地方公共団体が自ら判断すべき事項であると考え。よって、公正な公金の取扱いが可能な場合は下水道受益者負担金の収納を私人に委託できるよう検討されたい。</p>		
提案主体からの意見	<p>市川市では、平成18年度より税をはじめ、各科目の納付にマルチペイメントネットワークによるコンビニ収納を導入してきました。頂いたご回答のとおり、負担金は長期的に発生するものではありませんが、納付者の立場からすると同じ市へ納付で負担金だけが利用できないのは分かりづらく、また、税などと負担金を同時に納付する場合にはコンビニ収納の利用ができず不便であり、一緒に納付できないのは不便だとの意見もあります。また、市川市では下水道普及率が63%であり、今後も負担金事業は長期にわたって行われることから納付方法を多様化し、収納率を上げるということからもコンビニを利用した納付方法を利用できるよう申請いたします。</p>		
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
<p>地方自治法第 243 条の例外を認めるにあたっては、私人に公金を取り扱わせても責任関係が不明確とならず、公正な公金の取扱いが期待され、かつ、経済性が確保できることが、検討の前提となるものと考えられる。ご提案の件については、一般に多数の者が継続的に利用することは想定しにくく、したがって私人委託により経済性を確保することは難しいと考えられるため、受け入れられない。</p>			

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請	<p>下水道受益者負担金収納の私人委託について、地方公共団体が妥当であると判断した場合には、下水道受益者負担金の収納を私人に委託できるよう検討されたい。</p> <p>併せて右提案主体の意見につき検討し回答されたい。</p>		
提案主体からの再意見	<p>他の法令では継続的な利用が想定されない収納についても私人への委託が認められており、また、未納者に対する事務経費等を勘案すれば一概に経済性が確保できないとは言えません。市川市では、平成 18 年度の税等の納付でコンビニを利用した件数が約 16 万件に上るほどあり、利用者のニーズは十分あると思われます。納付者には利便性の向上、市としては事務作業の軽減及び納付率の向上となるコンビニでの納付を可能とするため負担金収納の私人委託を求めるものです。</p>		
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し
<p>地方自治法第 243 条の例外を認めるにあたっては、私人に公金を取り扱わせても責任関係が不明確とならず、公正な公金の取扱いが期待され、かつ、経済性が確保できることが、検討の前提となるものと考えられる。ご提案の件については、一般に多数の者が継続的に利用することは想定しにくく、したがって私人委託により経済性を確保することは難しいと考えられるため、受け入れられない。</p> <p>なお、地方公営企業法第2条第3項に基づき、条例により下水道事業に地方公営企業法の規定を適用する場合には、下水道事業受益者負担金のコンビニエンスストアでの収納が可能となると聞いている。</p>			

12 国土交通省 特区・地域再生(非予算)最終回答

管理コード	1220230	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	工事見積り期間を独自設定	都道府県コード	11 埼玉県
		提案事項管理番号	1148060
提案主体名	草加市		

規制の所管・関係省庁	国土交通省
根拠法令等	建設業法第20条第3項 建設業法施行令第6条第1項
制度の現状	建設工事の注文者は、建設業者が当該建設工事の見積りをするために必要な一定の期間を設けなければならないこととしている。

求める措置の具体的内容	建設工事において定められている見積り期間を市の条例で定められるようにする。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>建設業法第20条第3項は、国のほか地方の公共工事に対しても、建設業者が見積りをするために必要な期間を設けなければならないとし、同法施行令第6条では、工事1件の予定価格により見積り期間を設定している。この見積り期間の規制に加え、年度予算として計上した工事は、年度開始後でなければ入札準備行為もできないという国の規制があるため、公共工事の発注時期は、概ね5月中旬以降となり、特定時期に集中する傾向がある。このことは、施工効率を低下させ、延いては受注事業者の経営圧迫要因ともなりかねない。また、短時日で見積り等が可能な案件まで一律に長期の期間を設定することは、効率的な施工、迅速な供用開始という発注者、受注者共通の目標、意欲に水をさす要因となっていることは否定できない。</p> <p>市町村が一般的に施工する道路、水路、下水等の土木工事においては、その積算単価が公表され、電子化された積算システムも一般に販売されており、工種や規模によっては、即日に見積りを完了させることも可能な場合すらある。国が一定の基準を設けること自体を不要とはいわないが、全国一律に強制すべきものではなく、地方が行う工事においては、独自の対応が認められてよいと思われる。</p> <p>そこで、建設業法施行令第6条に定める建設工事の見積り期間に関わらず、市の条例でこれを定められるようにすることを提案する。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>建設業法においては、注文者や下請業者の保護を図るため、建設業者に対して見積の提示義務を課している。それに対して、注文者には、契約の内容となるべき重要な事項を建設業者に提示し、適正な見積期間を設けることにより、見積落し等の問題が生じないように検討する機会を与えている。公共工事における積算単価が公表され、これに基づき金額を算出することが容易であるとしても、各受注者が価格を算定するにあたっては、当該受注者の調達能力に応じた労働力、資材等の価格等を考慮する必要があり、一概に見積期間を短縮することが可能とは言えない。こうした状況に鑑みれば、見積もりの下限期間の短縮を独自に条例で定めることは、受注者に対して見積期間の短縮を強いることになり、公共工事の適正な施工に支障を来たすとともに受注者の保護にも欠けることから、適当でない。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>発注者と請負側が見積り期間の短縮に合意した場合においては、その合意した期間を見積期間とするとの措置はできないのか検討されたい。</p> <p>併せて右提案主体の意見につき検討し回答されたい。</p>		
提案主体からの意見	<p>公共工事の分野は、受注事業者側も工事の減少や競争の激化という重大な環境変化のもとで効率的な受注、施工を迫られている。特に地域の零細事業者は少数の従業者による自転車操業によって経営を維持しており、小規模工事において入札手続期間を必要以上に長く設定することは、生産性を低下させ、零細事業者の死活問題ともなる。公共工事の適正な発注、施工には、それぞれの工事特性に対応した見積り期間が必要である。しかしそれは、発注者と受注者の双方が責任を負えるものとして設定すべきで当事者でない国が一律に決めるべきものではない。特に地方の自治事務である単独土木工事の見積り期間は、地方公共団体の自己決定によるものとされたい。</p>		
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
<p>建設業法第20条第3項は、工事の請負契約に関し適切な見積期間を設定することで、ダンピングや安値受注を防止し、適切な施工を図ることを趣旨とするものである。</p> <p>「発注者と請負側が見積り期間の短縮に合意した場合」とあるが、そもそも一般競争入札を原則とする現状において、指名競争入札や随意契約を念頭に置く特区要望にお応えすることは、例外の中に例外の措置を設けることとなり、困難である。また、ご要望のように規制を緩和することは、発注者との関係において弱い立場にある請負人、とりわけ下請業者の保護に悖ることとなり、この点からも適切ではない。(発注者と請負人との「合意」は、両当事者の片務的な力関係を反映するものとなる蓋然性が高い。)</p>			

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請	右提案主体の意見につき検討し回答されたい。		
提案主体からの再意見	条例による見積り期間設定が、受注者に見積期間の短縮を強いるとのことであるが、反対に、大半の土木工事では、業者が見積り期間中の不要な待機を強いられているのが実情である。とはいえ、当市が望むのは単なる期間短縮ではなく、適正な見積り期間の設定である。見積り所要期間は、工種等で異なり、同じ工種でも施工地の条件等で異なる。ITで自動計算できるもの、単純に数量に単価を掛ければよいものもあれば、国の定める期間以上を要するケースもある。法令で一律にキメ粗く決め、物価変動にも関わらず長年放置している現行は合理的ではない。国が一定の指針を設け、個別の期間設定は、地方の条例で適切な対応が出来る方式に改められたい。		
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し
建設業法第20条第3項は、工事の請負契約に関し適切な見積期間を設定することで、ダンピングや安値受注を防止し、適切な施工を図ることを趣旨とするものである。 仮に、一部の業者が簡便な方法で見積を行うことができたとしても、その他の業者も同様に短期間で見積を行うことができるわけではない。見積期間の規定は、公共工事だけでなく民間工事の発注に対しても適用されるのであり、適正な見積期間を設定することにより、請負人の保護、適正な請負契約の締結、工事の適正な施工のために最低限必要な期間であって、これを短縮することは適切でない。 なお、同法施行令第六条では、見積期間として最低設けなければならない日数を金額ごとに区分して定めており、発注者が、個別の必要に応じて、法令に定める期間以上の日数を見積期間として設けることは差し支えない。			

12 国土交通省 特区・地域再生(非予算)最終回答

管理コード	1220240	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	道路付属物駐車場に指定管理者制度における利用 料金制度を導入可能とする。	都道府県コード	28 兵庫県
		提案事項管理番号	1105010
提案主体名	伊丹市		

規制の所管・関係省庁	総務省 国土交通省
根拠法令等	道路法第64条
制度の現状	道路法第24条の2第1項の規定に基づく駐車料金は、道路管理者の収入とする。

求める措置の具体的内容	宮ノ前地区地下駐車場は道路付属駐車場であり道路法第64条の規定で使用料収入は道路管理者に帰属することとなっているため、指定管理者制度における利用料金制度を導入できないが、これを導入できるようにする。
具体的事業の実施内容・提案理由	当該駐車場は市の中心市街地である阪急伊丹駅周辺地区の地下に立地しているが、メインステーション機能がJR伊丹駅へとシフトが進行し、経済的地盤沈下により、その再活性化が大きな行政課題となっている。そこで地上の商店・文化施設・イベントなどと連携し、中心市街地活性化の資源として積極的に活用するため指定管理者による利用料金制度導入を検討したが、道路法第64条の規定により導入できない現況にある。利用料金制度の目的については、①指定管理者の自立的経営努力が発揮しやすくなる。②指定管理者や地方自治体の会計事務作業の効率化が図れる。の2点があると考え。①については、駐車料収入に応じて報奨金を支出する等、管理協定内容の工夫次第では指定管理者に一定のインセンティブを与えることも可能だが、②の会計事務作業については、利用料金制度によらない限りは市の歳入歳出予算決算事務が必要になるばかりではなく、報奨金の額の設定、基準額を下回った場合のペナルティの納付、利用料金収入の増減が指定管理者の管理の結果であるか否かの判定等は、利用料金制度という法的な根拠がないまま、両者間の協定のみを根拠としなければならず、市としては、多くの労力と人件費、関係諸費の出費を要することとなる。一方、利用料金制度を導入することが可能となれば、①と②の両方の目的が同時に達成されることとなり、省力化された事務量を中心市街地の再活性化に振り向けることができる。また、利用料金制では、駐車料は指定管理者が定めることとなるが、条例で基本的な枠組みを規定し市の承認が必要となるため、道路法第24条の2第2項の規定による原則は、市によって担保される。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	B-2	措置の内容	IV
<p>近年、地方自治体が駐車料金を徴収する駐車場が増加していること、それに伴う道路管理者の事務の軽減を図る必要性が高まってきているという状況に鑑み、検討してまいりたい。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

<p>再検討要請</p> <p>平成19年度中の措置が出来ないか検討されたい。</p>				
<p>提案主体からの意見</p>				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	B-1	「措置の内容」の見直し	IV
<p>近年、地方自治体が駐車料金を徴収する駐車場が増加していること、それに伴う道路管理者の事務の軽減を図る必要性が高まってきているという状況に鑑み、すみやかに検討してまいりたい。</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

<p>再々検討要請</p>				
<p>提案主体からの再意見</p>				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し		「措置の内容」の再見直し	

12 国土交通省 特区・地域再生(非予算)最終回答

管理コード	1220250	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	道路廃止に伴う不用管理物件の管理期間の短縮	都道府県コード	12 千葉県
		提案事項管理番号	1195020
提案主体名	千葉県		

規制の所管・関係省庁	国土交通省
根拠法令等	道路法第92条、道路法施行令第38条
制度の現状	市町村道における不用物件管理期間は政令で4月と定められている。

求める措置の具体的内容	<p>企業立地に当たって、認定市道の廃止が必要となった場合、埋設管等を管理する水道事業者等との協議が整った場合は、道路管理者が認める範囲内で、不用物件の管理期間(道路法 92 条、法施行令第 38 条により市道は 4 ヶ月)の短縮を可能とする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>企業誘致では、企業の立地決定から工場等の操業までの時間が短く、自治体側が許認可手続き等をいかにワンストップで迅速に対応できるかが誘致実現のポイントになる。特に、造成の完了した工業団地に進出を希望する企業は、立地決定から操業開始までが短期間であることを用地決定理由の一つに上げることが多い。しかし、工業団地の中には既に区画が細分化されており、企業が必要面積を確保するには数区画を一団の用地にするため認定市道の廃止が必要となる場合がある。工業団地内の認定市道は、工業団地の開発に伴い地元市へ移管されたものであり、また、利用者のほとんどは立地企業であることから、埋設管等の管理者等との協議が整った場合には、不用物件管理期間の短縮は可能と考える。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>不要物件の管理期間は、道路法の道路を普通財産として処分するための準備期間(占有物件の除去等)が必要であること等のために設けているものであり、道路法において特定の事業の推進のために特例を設けることは困難である。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>1. 道路法の道路を普通財産として処分するために必要な期間は個々の道路により異なると思われるので、道路管理者が適切に判断した期間を管理期間とする等の措置が出来ないか検討されたい。</p> <p>2. 道路法にて定められている不要物件の管理期間が国道と市町村道で異なっている根拠を回答されたい。</p> <p>3. 右提案主体の意見につき検討し回答されたい。</p>			
提案主体からの意見	<p>占有物件の除去など道路を処分するため一定の準備期間が必要であることは認識している。そこで、本提案は、全国一律に4月の期間を定めるのではなく、特区制度により特定区域に限定して、「埋設管等を管理する水道事業者等との協議が整った場合は、道路管理者が認める範囲内」で、不用物件の管理期間の短縮を求めたところである。また、本提案で想定する工業団地内の市道は、中心市街地の道路と異なり利用者も限定されるため、占有物件の除去に要する期間も比較的短くてすむ。こうした地域の実情を把握しているのは、道路管理者でもある市町村であり、特区による特例措置を求めたものである。このような提案趣旨を踏まえて再度検討を願いたい。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	B-1	「措置の内容」の見直し	II
<p>道路法第92条第1項は、①他の道路管理者が不用物件を別の種類の道路として使用する機会を確保する必要があること、②利用者が通行する便益を暫定的に確保する必要があることから設けられていることから、埋設管等を管理する水道事業者等との協議が整った場合であっても、管理期間の短縮はできない。</p> <p>しかしながら、都市開発事業等において管理期間の短縮を求める声もあることから、今回の提案の趣旨を踏まえ、一般的な考え方を整理のうえ全国的な対応を検討してまいりたい。</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
提案主体からの再意見			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し		「措置の内容」の再見直し

12 国土交通省 特区・地域再生(非予算)最終回答

管理コード	1220260	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	人工地盤のペDESTリアンデッキ(歩行者の回廊)について、道路使用許可、道路占用許可対象からの除外の特例	都道府県コード	40 福岡県
		提案事項管理番号	1024010
提案主体名	那珂川町		

規制の所管・関係省庁	警察庁 国土交通省
根拠法令等	道路法第32条
制度の現状	道路に一定の工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用とする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

求める措置の具体的内容	町の管理施設(博多南駅前ビル)と接続するペDESTリアンデッキ(人工地盤である歩行者の回廊、以下デッキという)について、現行法の道路使用許可、道路占用許可制度を適用せず、車両の進入ができないデッキの利点を活かし、博多南駅前ビル及びデッキを一体的に利用し、憩いの広場、イベントの開催、地場産農産物の販売を行う。地域の活性化を図る場とするための(デッキの面積は 2,800 m ²)道路交通法第77条 1 項及び2項の適用、道路法第32条の適用を除外する特例の許可。
具体的事業の実施内容・提案理由	新幹線博多南線は平成 2 年 4 月に当時の回送列車を活用し博多駅まで 10 分で通勤通学ができる利便性を確保するため地域住民の熱意で実現された路線である。現在、博多南線の利用者は一日平均 11,909 人である。その博多南駅前に国土交通省の補助である「まちづくり総合支援事業」を活用し、駅前ビル、デッキを建設しまちづくりの根幹となる「地域の活性率いては、那珂川町の活性化」として町の玄関作りを行ってきた。しかし、デッキの活用については、所轄の警察署への事前協議が必要であり地域住民の利活用に不自由さがあり、補助事業での費用対効果が発揮できない。当該の管理は、ペDESTリアンデッキの道路管理者である本町にて行う。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>道路に物件等を設ける場合には、道路管理者の占用許可が必要である。</p> <p>ご提案あったペDESTリアンデッキにおける占用についても、物件等を設ける場合には、歩行者の安全かつ円滑な交通及び道路の構造への支障を生じさせないため、占用許可による一定の規律に服することが必要であるが、継続的かつ反復的に開催されるようなイベントに係るものは、前もって一括して占用許可を行うなど、手続きの簡素化を図ることについては、当該道路管理者の判断により可能である。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請		
提案主体からの意見		
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請		
提案主体からの再意見		
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し

12 国土交通省 特区・地域再生(非予算)最終回答

管理コード	1220270	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	民間企業が給水管を敷設する場合の、道路占用許可規制の緩和	都道府県コード	12 千葉県
		提案事項管理番号	1195010
提案主体名	千葉県		

規制の所管・関係省庁	国土交通省
根拠法令等	道路法第33条、道路法施行令第11条の3
制度の現状	道路に水管を埋設する場合には、道路管理者の許可を受けなければならない。

求める措置の具体的内容	自治体が誘致しようとする民間企業が、産業用水給水のため工場への水管を市道に敷設する際に、道路管理者が技術的観点から敷設方法等に問題がないと認め、かつ市町村が地域振興上必要と認めたものは、道路を縦断する占用であっても道路法第32条の占用許可を認める。
具体的事業の実施内容・提案理由	企業誘致では、企業側が求める立地条件(必要面積、用水等のインフラ、予算等)に適合することが、進出の必要条件となる。企業向けの用水としては、工業用水が考えられるが、その給水区域は限定されており、また、新たに工業用水を導入するためには、相当量の需要が必要となるため、地下水取水によらざるを得ない場合が少なくない。地下水取水では、近隣井への影響がないよう、敷地から相当程度の距離の場所で取水するため、道路を占用して水管を設置する必要がある。地元市町村が誘致しようとする企業は、地域振興上の必要性から公益性を認めたものであり、地元市町村が市町村道の管理者として技術的に問題がないと認めれば、道路を縦断する占用についても問題ないものとする。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容
<p>水管の占有については、道路法施行令において占有の場所に関する基準及び構造に関する基準が規定されており、法令上、道路管理者の許可を受ければ占有できることから、現行の規定において対応可能であり、当該道路管理者と調整されたい。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
提案主体からの意見			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し		「措置の内容」の見直し

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
提案主体からの再意見			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し		「措置の内容」の再見直し

12 国土交通省 特区・地域再生(非予算)最終回答

管理コード	1220280	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	遍路道歩行者用の道案内表示について	都道府県コード	38 愛媛県
		提案事項管理番号	1186010
提案主体名	愛南町		

規制の所管・関係省庁	国土交通省
根拠法令等	道路法第32条
制度の現状	道路に一定の工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用とする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

求める措置の具体的内容	愛南町内の遍路道を歩く人の便宜を図るため、案内用シールやステッカー等を国道部分に設置されたガードレールや電柱などへ貼付けを実施することを考えている。このとき、道路法第 32 条による占用許可をしていただきたい。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>愛南町内の遍路道を歩いて回ってもらいたいとの思いで、「トレッキング・ザ空海 あいなん」というイベントを実施しているが、町内には車用の案内表示板はあるものの、歩行者用の案内表示等がない。そのため、イベント時に限らず、特に町内を歩くお遍路さんから「道がわかりにくい」とのお叱りを受けている。県最南端の当町では、観光振興による交流人口の拡大は今後とも大きな課題であり、お遍路さんとして来ていただく方々を多く町内に呼び込むためにも、快適に町内を回っていただくための便宜を図りたいと思っている。</p> <p>そこで、愛南町内の遍路道(第 39 番札所 延光寺(宿毛市)～第 40 番札所 観自在寺(当町御荘平城)～第 41 番札所 龍光寺(宇和島市三間町)を結ぶ道路:別添地図のとおり)となっている国道等に設置されたガードレールや電柱に、道案内用のシールやステッカーを貼付けして設置することを考えている。</p> <p>シールやステッカーは、別添のとおり、歩行者の目に止まる程度の大きさで、矢印や「へんろ道・愛南町」といったような記載を施すことを検討している。</p> <p>このとき、町の権限でない国道 56 号に係る部分について、町が公共的目的により設置するものであることを理由に、道路法第 32 条による占用許可をしていただきたい。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容
<p>シール及びステッカー等についても道路占用許可の対象となり得るが、その設置に際しては、はく離の防止、道路の構造及び交通への支障の観点などから判断されることとなる。</p> <p>なお、利用者にとっては、統一的な案内表示を行うことが望ましいと考えられるところであり、現在、国と四国4県の道路管理者等からなる「四国八十八ヶ所みち案内連絡会」において遍路道の案内表示方法等について検討を行っていることと承知している。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

<p>再検討要請</p> <p>右提案主体の意見につき検討し回答されたい。</p>			
<p>提案主体からの意見</p> <p>貴省からの回答によれば、ステッカー等自体は道路占用許可の対象となり得るとのことであるが、そもそも、ステッカー等をガードレール等に貼り付けることが現行規定では許可できないために、「連絡会」を設置して検討されているものと理解している。</p> <p>そこで、今回のようなケースでは、①国として道路占用の許可を与えるに当たり、どのような基準を用いて判断し、さらにその基準のどの点に抵触しているという認識なのか。②同連絡会ではどのような方向で検討されているのか。についてご回答いただきたい。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し
<p>お問い合わせのような貴町による道案内用ステッカー等は、道路法施行令第7条第1号に該当し、道路占用許可の対象となり得るものであり、ガードレール等に添加することを一律に認めない規定はない。道路管理者は、公共性及び公益性などを勘案するとともに、はく離の防止、道路の構造及び交通への支障の観点などから判断することになる。</p> <p>なお、「四国八十八ヶ所みち案内連絡会」(事務局:四国経済連合会)においては、遍路道の案内表示方法等について統一的に分かり易く行えるよう検討していると承知している。</p>			

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

<p>再々検討要請</p>			
<p>提案主体からの再意見</p>			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し		「措置の内容」の再見直し

12 国土交通省 特区・地域再生(非予算)最終回答

管理コード	1220290	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	高規格道路都市内トンネルにおける建築限界高の 規制緩和	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	1113010
提案主体名	セテック		

規制の所管・関係省庁	国土交通省
根拠法令等	道路構造令第12条
制度の現状	道路構造令において普通道路の建築限界高さは4.5m以上と規定されている。

求める措置の具体的内容	<p>高規格道路(第2種以上)の都市内トンネル新設にあたり、トンネルの建築高を現行の4.50mに一本化するのではなく、対象道路の特性及び安全性を考慮してこれを定める。</p> <p>具体的には、対象道路において予測される主だった交通車両が通行可能であれば、その主な交通車両の上限高さに0.25mの加えたものが建築限界高にすることを可能とする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>建築限界を緩和しトンネルの直径を小さくすることで、建設コストを削減するとともに国際基準に見合ったトンネルを整備できる。具体的には、本件提案対象道路の建設費が行政側算出による3,000~4,000億円から2,230億円に削減可能で、建設費削減によって採算性が向上すれば民間活力導入も可能となり、結果的に公的資金導入量は大幅に削減される。また民間活力導入で早期整備が実現され、これによる経済効果は1年当たり270億円と算出される(社会割引率を考慮)。</p> <p>提案理由: 現行の建築限界高では、本件提案対象道路にて構想する2層1本化トンネルにおいてシールド直径が17mとなり、過剰コストを要する以上に、トンネル掘削におけるシールド技術の限界を超えるために実際には整備できない。現在世界各国で2層シールドトンネルの整備が進んでいるが、日本においてこの構造が見られないのは、建築限界の規制から技術的限界を超えるからである。また、本件提案対象道路は第二京阪と大阪港を結ぶ路線で、国際物流路線としての重要性は以前から認識されている。本特例措置での建築限界高の規制緩和は技術的問題と時的要請の双方に応える。前者に関して、本案のシールド直径は16.5mまで縮小され、技術的に可能となる。後者に関して、規制緩和による早期整備の効果は前述の通りである。</p> <p>代替措置: 高さ4.1m以上の車両が通行できない弊害があるが、そのような車両は極めて少なく、大阪都市圏高速道路網では12号守口線、13号東大阪線といった第2種以上の複数迂回経路で交通量分散が可能なので、制限高さ4.1mは本件提案対象道路の特性から問題ないとする。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>道路構造令において、普通道路における建築限界高さは、設計車両高さ(3.8m)に走行車両の跳ね上がり、将来の舗装のオーバーレイ及び横断構造物の工事足場高さ等を総合的に考慮した結果、4.5mと規定されている。これは、最小限保持すべき値であり、実際は望ましい値である4.7mが採用されるケースが多くなっている。</p> <p>本提案にある余裕高さを0.25mとした場合、走行車両の跳ね上がり及び将来の舗装のオーバーレイ等に対する十分な余裕高さを確保できないため、道路構造の保全及び交通安全上支障をきたす可能性が高く、対応は困難であるが、現行の道路構造令においても小型道路(乗用車専用道路)の場合は建築限界高さを縮小することが可能である。</p> <p>また、シームレスな物流ネットワークを構築するために、大型コンテナに対応した道路整備が求められているところであり、H15年度には車両の大型化に対応するため、車両制限令の改正を行ったところである。</p> <p>なお、本提案は将来のシールドトンネル技術の進歩を仮定した上での議論となっており、また片側3車線の運用も構造令に規定する幅員等を満足していない。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	右提案主体の意見につき検討し回答されたい。		
提案主体からの意見	<p>弊社も道路構造令の規定は承知しておりますし、建築限界高さが4.5mであることも国際的な基準で考えれば妥当であると考えます。技術の進歩やそれぞれの道路特性(整備構想、ネットワーク等)を考えたときに、規定の一本化を続けるのではなく、安全性等の検討の上で計画に応じた柔軟性を持たせられないかというのが弊社の提案で、今回は淀川左岸線延伸部構想に限っております。例えば車両制限令で0.3mも高い車両まで許可されるようになったのだから、逆に従来の建築限界高さは0.3mまで緩和可能ということではないでしょうか。再検討もしくは特区対応不可であればその理由に安全基準上の明確な根拠(数字で)を示していただけませんか。</p>		
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
<p>1. 道路構造令において、普通道路における建築限界高さは、設計車両高さ3.8mに、走行車両跳ね上がり(0.2m)及び横断構造物の工事足場高さ等(0.5m)に必要な余裕高さ0.7mを見込み、建築限界が4.5mと定められている。これは、あくまで最小限保持すべき値であり、望ましい高さとしてはむしろ4.7mを確保すべきとの運用を行っているところ。</p> <p>2. 一方、車両制限令においては、車両の高さの最高限度は道路管理者が、道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないと認めて指定した道路について、指定された通行方法に従うことを条件とした上で、4.1mまでの車両高さが認められているもの。</p> <p>これはあくまで特例として限定的に認められているものであり、当該高さから逆算して、道路構造令の建築限界高さを緩和することは、安全・円滑な交通の確保の観点からも適切ではないと考えている。</p> <p>3. なお、淀川左岸線延伸部をはじめとして、物流の効率化による大型コンテナに対応したシームレスな物流ネットワークの構築が求められる流れにあるが、現行の構造令においては、このような考え方のみにもとづくことなく、建築限界高さ等を縮小した小型道路(乗用車専用道路)に関する規定も定められているところ。</p>			

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請	右提案主体の意見につき検討し回答されたい。		
提案主体からの再意見	小型道路(乗用車専用道路)の建築限界高は、車両高さ 2.8mに跳ね上がりの 0.2mを考慮したものとなっている。弊社提案は、設計車両高を 4.1m、走行車両跳ね上がりを 0.25mの建築限界を 4.35mとした。それに標識設備用高さ 0.4mを見込んで内空構造高を 4.75mとしたものです。工事足場等の設置は標識等が設置されていない箇所で設置すれば良いと思います。弊社の断面構成は既存の法令や小型道路に関する規定を利用することにより、特区対応を必要とせず考えることが可能であるのか回答をお願いしたい。		
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し
現行の構造令の小型道路において、建築高さを4.35mに設定することは可能であるが、小型道路の採用については道路管理者により決定されるものである。 ただし、淀川左岸線延伸部をはじめとして、現在は物流の効率化による大型コンテナに対応したシームレスな物流ネットワークの構築が求められているところから、建築限界4.5mを縮小することは困難と考えられる。 なお、道路構造令において、普通道路における建築限界高さは、設計車両高さに、走行車両跳ね上がり、横断構造物の工事足場高さ及び積み荷の不確実性等の様々な不確定要素を総合的に勘案して、安全・円滑な交通を確保するために、規定されているものである。			

12 国土交通省 特区・地域再生(非予算)最終回答

管理コード	1220300	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	特殊車両通行に係る許可期間の延長	都道府県コード	50 その他
		提案事項管理番号	1122010
提案主体名	(社)茨城県トラック協会、日立建機ロジテック(株)、(株)小松製作所真岡工場、茨城県		

規制の所管・関係省庁	国土交通省
根拠法令等	道路法第 47 条第 2 項 、第 47 条の 2 第 1 項
制度の現状	許可期間最大 1 年

求める措置の具体的内容	申請経路が重さ指定道路及び高さ指定道路で、かつ、国管理の重さ指定道路及び高さ指定道路に係る許可である場合には、許可期間を、現行の 1 年以内を 2 年以内とし、6 ヶ月以内を 1 年以内とする。
具体的事業の実施内容・提案理由	当該許可の際に考慮すべき条件である「道路構造の保全」及び「交通の危険防止」のうち、道路構造の保全の点については、本提案の条件である申請経路(重さ指定道路及び高さ指定道路)が、それ以外の経路と比べ、道路構造が高規格であることから、許可期間を延長することによる道路構造の保全への影響は比較的少ないものと考えられる一方、交通の危険防止の点については、本提案の前提条件が「通行経路が一定し当該経路を反覆継続して通行するもの」であり、さらに実態として、申請及び許可の内容が同一で、繰り返しの手続きが多いことから、許可期間の延長と交通の危険性の高まりとの相関は低いと考える。また、「全体の交通の 1%にも満たない重量超過車両の約 7 割は無許可や通行条件違反など道路管理者が想定していない違反状態で走行」(「特殊車両通行許可制度の厳格な運用を目指して」(H16.3 国土交通省資料))している実態があり、本提案による申請手続きの簡素化により、手続き件数が半減し経済的効率性が向上すると共に、利用事業者の拡大が見込まれ、更なる適正・安全な制度運用が期待できる。なお、現行の許可期間は、S55 年 12 月以降、従前の 3 ヶ月以内から 6 ヶ月以内に延長(「特殊車両の通行許可期間について」(S55.11 建設省道交発第 93 号)されたものの、期間が短く、許可を得てもすぐに次の許可を得るための手続きに取り掛かる必要があるなど手続きが煩雑である(国が実施した茨城県内特殊車両通行許可件数(H18 年度)約 1,900 件)。また、許可中の状況変化には届出義務があり、必要に応じた命令により安全は確保されると考える。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	B-2	措置の内容	IV
許可期間のあり方については、特殊車両により、道路構造物及び他の交通に与える影響を考慮し、一定の路線及び一定の車両の通行により影響がないか否かについてシミュレーションを行いつつ、要望を踏まえ、現行の許可期間最大1年を2年とすることを前提に、全国的な対応に向け、現在検討しているところである。				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
右提案主体の意見につき検討し回答されたい。				
提案主体からの意見				
平成 20 年度中の全国的な対応に向け、現在検討中とのことであるが、全国的な対応の前に、先の提案理由から、提案内容により特区として先行実施できないか。現在の検討内容及び全国的な対応に向けたスケジュールについて併せてお示し願いたい。				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	B-2	「措置の内容」の見直し	IV
申請経路の多くは、道路管理者が異なる複数の道路を一経路としており、それぞれ道路によって許可期間が異なることは、申請者及び道路管理者も複雑な手続きとなり、特区として馴染まないため、許可期間の延長については、統一的な考え方のもと、全国的な対応が必要と考えている。				
現在、同一経路を反復継続して通行する車両にあつては、提案主体からの要望にあるように現行最大1年以内の許可期間を最大2年以内にするを前提に、平成20年度中の全国的な対応に向け検討をしている。				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
平成 20 年度のできるだけ早い時期に措置するよう検討されたい。 併せて右提案主体の意見につき検討し回答されたい。				
提案主体からの再意見				
建設省道路局長通達(車両の通行の制限について(S53.12 建設省道交発第 96 号))を踏まえ、国管理以外の道路の許可期間については各道路管理者の判断で延長可能であることから、提案内容について特区としての実施が認められれば、本県及び栃木県など特区内の各道路管理者において許可期間を統一し、一貫した手続きとなるよう運用することを考えており、許可期間の統一的な取扱いは可能であることから、特区における先行実施について再度検討願いたい。				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	B-2	「措置の内容」の再見直し	IV
特殊車両の通行許可期間の延長については、道路がネットワークとして活用されていることから、道路構造物及び他の交通に与える影響を考慮し、どのような支障があるかを全国規模の統一的な考えにて検討することが不可欠であり、一部の経路(区間)に限って異なる許可を先行するのは適切ではないと考える。				
許可期間の延長については、平成20年度の実施に向け可能な限りすみやかに取り組んでまいりたい。				

12 国土交通省 特区・地域再生(非予算)最終回答

管理コード	1220300	プロジェクト名	福岡・アジアゲートウェイ構想
要望事項 (事項名)	特殊車両等の通行円滑化と手続きの簡素化	都道府県コード	40 福岡県
		提案事項管理番号	1187080
提案主体名	福岡市		

規制の所管・関係省庁	国土交通省
根拠法令等	道路法第47条の2第1項
制度の現状	<p>一定の基準を超える特殊車両に通行にあつては、車両と道路状況に照らし審査を行い、通行の可否又は通行条件を付し許可。</p>

求める措置の具体的内容	<p>【内容】</p> <p>国際海上コンテナを積載した特殊車両について、通行許可申請の簡素化・不要化やボトルネックの解消などにより、通行円滑化を図る。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>【実施内容】</p> <p>下記項目等の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通行許可期間(1年)の延長 <p>【提案理由・目的・効果等】</p> <p>スピーディでシームレスな国際複合一貫物流サービスを実現し、事業者の負担軽減、物流の迅速・効率化、リードタイム短縮、コスト削減に繋げる。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	B-2	措置の内容	IV
<p>許可期間のあり方については、特殊車両により、道路構造物及び他の交通に与える影響を考慮し、一定の路線及び一定の車両の通行により影響がないか否かについてシミュレーションを行いつつ、要望を踏まえ、現行の許可期間最大1年を2年とすることを前提に、全国的な対応に向け、現在検討しているところである。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し		「措置の内容」の見直し	

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し		「措置の内容」の再見直し	

12 国土交通省 特区・地域再生(非予算)最終回答

管理コード	1220310	プロジェクト名	福岡・アジアゲートウェイ構想
要望事項 (事項名)	特殊車両等の通行円滑化と手続きの簡素化	都道府県コード	40 福岡県
		提案事項管理番号	1187080
提案主体名	福岡市		

規制の所管・関係省庁	国土交通省
根拠法令等	道路法第 47 条の2第1項及び第4項
制度の現状	<p>一定の基準を超える特殊車両に通行にあつては、車両と道路状況に照らし審査を行い、通行の可否又は通行条件を付し許可。また、他の道路にまたがる経路においては、窓口の一元化を図っており、他の道路管理者への協議手数料として実費を勘案のうえ、条例等に定める額を納入することとしている。</p>

求める措置の具体的内容	<p>【内容】</p> <p>国際海上コンテナを積載した特殊車両について、通行許可申請の簡素化・不要化やボトルネックの解消などにより、通行円滑化を図る。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>【実施内容】</p> <p>下記項目等の措置を講じる。</p> <p>①申請必要区間の要件緩和や申請手続きの簡素化</p> <p>②区間が複数の道路管理者にまたがる場合の手数料(200円)の廃止</p> <p>③都市高速道路など、博多港から主要なアクセス拠点までのボトルネック改善</p> <p>【提案理由・目的・効果等】</p> <p>スピーディでシームレスな国際複合一貫物流サービスを実現し、事業者の負担軽減、物流の迅速・効率化、リードタイム短縮、コスト削減に繋げる。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容
<p>福岡市の管理する道路において、道路構造の保全及び交通の危険防止の観点から、道路構造や他の交通への支障がないと認められる範囲において審査手続きを簡素化することは現行制度で対応可能である。</p> <p>また、道路管理者が国である場合の協議手数料についても、道路法第47条の2第4項に基づき、実費を勘案のうえ200円としているところであるが、同項において、国以外の道路管理者にあつては当該道路管理者である地方公共団体の条例で定めることとしており、現行制度で対応可能である。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>協議手数料について、道路管理者が国である場合の協議手数料については、200円としているとのことだが、関係する道路管理者への協議は道路管理者の本来の業務であると思料するが、それにも関わらず、手数料を徴収しなければならない理由を示されたい。</p> <p>また、国以外の道路管理者にあつては、当該道路管理者である地方公共団体の条例で定めるところから、同一経路の申請において、申請する窓口が異なるだけで手数料額に差異が発生することが考えられるが、申請者にとって不合理ではないのか。</p> <p>併せて右提案主体の意見につき検討し回答されたい。</p>		
提案主体からの意見	<p>40ft 海上コンテナ積載の長さ 16.5m のセミトレーラーなどは、特殊車両として道路法の道路(道路局)と臨港道路(港湾局)で各々申請が必要である。また、道路法道路も国、県、市、公社等複数の管理者に跨る場合が殆どであることから、本市管理道路の手続簡素化や本市が窓口となる場合の手数料無料化だけでは、効果が限定的で利用者にも混乱を招くと思われるため、次の項目について提案する。</p> <p>①重さ、高さ経路指定区間の拡大と申請手続きの簡素化</p> <p>②長さ16.5mの海上コンテナ用セミトレーラーの車両制限を道路構造や他の交通に支障がある場合を除き原則撤廃</p> <p>③国管理も含め複数の道路管理者に跨る場合の手数料見直し</p>		
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し
<p>特殊車両の通行許可にかかる手数料は、申請者が通行を予定している複数の道路管理者それぞれに申請した場合には必要ないが、申請者の事務負担を軽減する観点から窓口の一元化を図り、申請を受理した道路管理者(申請者が任意に選択可能)が、申請者に代わり他の道路管理者へ協議することとしており、その協議の際に要するFAX等の通信費用など実費を勘案して手数料として定めているところである。</p> <p>①重さ及び高さ経路指定区間に関しては、物流事業者の要望を踏まえ、道路管理者が通行に支障がないと認めた区間について、道路管理者ごとに適宜指定しているところであり、物流事業者の要望の把握と必要な道路改修等を引き続きお願いしたい。</p> <p>②海上コンテナ用セミトレーラーに関しては、車長が長いこと、右左折時において一般の交通に及ぼす危険性が高いこと、フル積載時(車両総重量約44t)における道路構造物への影響は大きいことから、当該車両の通行制限の撤廃は困難と考えられる。</p> <p>③手数料に関しては、事業者からの要望を踏まえ、規制改革・民間開放推進3か年計画に基づき、平成16年12月に政令を改正し、平成17年4月より、従来の手数料の約3分の2に見直したところである。</p>			

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
1. 協議手数料については、協議に要する実費を勘案しているとの貴省の回答であるが、協議に要するコストを削減するための貴省での取り組みについて回答されたい。また、申請者の負担軽減への取り組みについても回答されたい。			
2. 併せて右提案主体の意見につき検討し回答されたい。			
提案主体からの再意見			
40ft 海上コンテナ積載の長さ 16.5m のセミトレーラー連結車などは、長さ 12m を超える車両制限により特殊車両として道路法の道路(道路局)と臨港道路(港湾局)で各々申請が必要である。しかし、このセミトレーラー連結車の通行が日常的に行われる臨港地区内の道路に限って、道路構造や他の交通に支障がある場合を除き、道路管理者が長さ、高さと同様に長さ 16.5m のセミトレーラー連結車の指定道路区間を定めることで、申請手続きを不要とすることを提案する。			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	D	「措置の内容」の再見直し
申請者に代わって他の道路管理者と協議する費用(手数料)は、道路管理者間の協議に要するコストを反映して決定している。その手数料については、申請者の事務コストの軽減を図るため、平成16年12月に政令を改正のうえ平成17年4月より従来の約3分の2となる200円に見直したところであり、今後も道路管理者間の事務処理についてシステム化を進め、コスト削減に取り組んで参りたい。申請手続きについては、窓口事務所に出向くことなく申請ができるよう、平成16年3月に「特殊車両オンライン申請システム」を導入し、申請者が行う手続きを大幅に簡素化したところであり、都道府県等の窓口においても同様にオンラインを使った申請が可能となるよう、都道府県に対しシステムの技術仕様を公開するとともに、説明会等を行いシステム導入の普及促進に努めているところである。			
また、長さ16.5m のセミトレーラー連結車にかかる指定道路を設定したとしても、これらの車両の通行実態を踏まえれば、海上コンテナをフル積載した車両などは車両総重量が約44トンにもなり、道路構造に支障を及ぼすものであることから、臨港地区内の道路法の道路について申請手続きを不要とすることは困難である。			
臨港交通施設として用いられている道路の区間の指定については、特殊車両の申請手続きを含め港湾管理者の権限により行われるものであり、道路管理者が定めることはできない。			

12 国土交通省 特区・地域再生(非予算)最終回答

管理コード	1220320	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	緊急災害時における積載重量制限等の緩和	都道府県コード	21 岐阜県
		提案事項管理番号	1090020
提案主体名	社団法人 岐阜県建設業協会		

規制の所管・関係省庁	警察庁 国土交通省
根拠法令等	車両制限令第14条
制度の現状	災害時等における重量制限等の適用除外

求める措置の具体的内容	現行法で規定されている積載制限の規制緩和を行い、災害時緊急作業について迅速に対応可能とする。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>災害が発生し、緊急の復旧作業を要する場合、作業に使用する重機運搬については、大型重機などは分解し運搬制限内の重量にする必要が生じます。結果、重機メーカーに依頼し、分解した重機を数台のトラックで分割運搬を行い、災害現場で組立作業を行うこととなります。</p> <p>緊急災害時に、このような分解・運搬・組立て作業を行うと、それだけで多くの日数を要し、その上、分解組立作業を行える作業員は限られるため緊急的な対応はできないこととなります。</p> <p>緊急時の積載重量制限等を緩和することで、緊急を要する災害復旧などの迅速な対応が可能であるため、次の規制緩和策を講じていただきたい。</p> <p>1. 災害発生時には道路管理者から地域建設業協会・建設業界へ要請し、発注者と道路管理者が連携し特別許可を発行するなど地域住民の生活を第一に考えた柔軟な規制緩和をお願いしたい。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	E	措置の内容
<p>災害救助等の緊急の用務などに迅速に対応するため、車両制限令第14条の緊急自動車等の特例に基づき、道路の構造の保全のために必要な措置を講じて通行するものについては、重量等の基準は適用しない(許可不要)としている。ご提案の理由にある「道路管理者が特別許可を発行する」ことは、許可不要であるものを、許可を要することとなり、かえって迅速な対応ができなくなると考える。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
提案主体からの意見			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
提案主体からの再意見			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	

12 国土交通省 特区・地域再生(非予算)最終回答

管理コード	1220330	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	積載(積載高・幅等)制限の緩和	都道府県コード	21 岐阜県
		提案事項管理番号	1090030
提案主体名	社団法人 岐阜県建設業協会		

規制の所管・関係省庁	国土交通省
根拠法令等	道路運送車両法第 40 条、第 41 条、第 42 条 道路法第 47 条第 2 項
制度の現状	自動車は、最大積載量について、道路の構造の保全を考慮し、道路運送車両法に定める保安上又は公害防止上その他環境保全上の技術基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならない。

求める措置の具体的内容	現行法で規定されている積載(積載高・幅等)制限の緩和を行い、工事のコストを縮減する。
具体的事業の実施内容・提案理由	通常時におけるダンプトラックは積載制限により、運搬作業ではダンプのボディーから上に出ないよう法律で制限されています。この量は概ね5m ³ になり、20台で運搬すればよい現場でも1日の進捗を確保するため30台近くを入れて運搬することになります。工事のコストは高くなり、燃料の消費が増え、それに伴う温室効果ガスの排出も増えることから次の規制緩和策を講じていただきたい。 1. ダンプトラック構造・機能の向上に伴い運搬等の積載制限等見直しを進め、各種制限を緩和することで、コスト縮減・環境配慮となると考え是正をお願いしたい。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>自動車の最大積載量は、道路や車両の構造上の能力から安全な運行を確保し、公害を防止する範囲内において積載することができる積載量のうち最大のものでされている。このため、自動車の安全確保等の観点からは、最大積載量を緩和することは困難。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し		「措置の内容」の見直し	

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し		「措置の内容」の再見直し	

12 国土交通省 特区・地域再生(非予算)最終回答

管理コード	1220340	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	バラ積緩和車両の通行条件(重量についての条件)について、特別の条件を付さずに通行できるよう緩和願いたい。	都道府県コード	1 北海道
		提案事項管理番号	1100010
提案主体名	ホクレン農業協同組合連合会、ホクレン運輸株式会社		

規制の所管・関係省庁	国土交通省
根拠法令等	道路法第 47 条第 2 項 、第 47 条の 2 第 1 項
制度の現状	重量及び寸法に関する通行条件について、車両諸元と道路状況により誘導車等の配置条件を付与

求める措置の具体的内容	バラ積緩和車両について、区間・期間を限定して通行する場合に限り、誘導車の配置等特別の条件を付さずに通行できるよう緩和願いたい。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>ホクレン清水製糖工場(清水町・国道 38 号沿いに立地)は、例年 10 月から翌年の 3 月まで稼働しており、その間工場のボイラー燃料である石炭の輸送についても 10 月から 3 月までとなっている。石炭は最寄の広尾港から当該工場までを国道 336 ~236~38 のルート約 120km をトラックによるピストン輸送により 1 回あたりの輸送量約 16 トンで 1 日延べ 12 往復で約 200 トン程度輸送を行っている。輸送効率化によるコスト低減を得るため車両の大型化が求められており、バラ積緩和車両による輸送が実現できれば 1 回あたりの輸送量を約 25 トンとすることができ、1 日あたり延べ 8 往復で済み、5 割強の輸送能力アップとなる。</p> <p>現状バラ積緩和車両を運行するためには、通行許可申請が必要であり、その場合の通行条件は C 条件、つまり徐行・連行禁止および当該車両の前後に誘導車を配置することと定められている。交通の安全を確保するためおよび橋梁等の構造物の保全などがその理由であるが、この方法により通行することは、一方で国道の交通渋滞を招き、輸送効率化が図れないばかりか交通の安全確保に弊害を及ぼすことも懸念される。しかし、今回提案するバラ積緩和車両による石炭輸送は、発着地および通行ルートを上記国道に限定し、かつ輸送期間も 10 月から 3 月のみに限定して輸送するものであり、結果として輸送頻度が大幅に減少し、交通量の緩和に寄与でき安全確保を妨げるものではない。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容
<p>ご提案の理由にある国道336号から38号について積載量16トンの車両(軸数4軸)で簡易算定したところ、国道においては、誘導車配置条件は付されないの、その他の道路において、橋梁等の耐荷力が不足しているため他の交通による負荷がかからぬよう誘導車配置条件が付されているものと考えられる。</p> <p>誘導車配置条件が付された場合には、原則として申請経路全線が対象となるが、当該措置が必要とされる区間が限定されている場合については、その区間のみの通行条件とすることもできることから、事前に申請窓口にご相談されたい。</p> <p>なお、ご提案の理由にある積載重量を運搬する場合には、どのような車両で通行を予定するによるが、一般的にトラクタ3軸+トレーラ3軸といったセミトレーラ連結車が必要となる。当該車両において、通行経路上にどのような通行条件が付されるかなどについても、事前に申請窓口にご相談されたい。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

<p>再検討要請</p> <p>右提案主体の意見につき検討し回答されたい。</p>			
<p>提案主体からの意見</p> <p>当方が提案している趣旨は、バラ積緩和車両(3軸、積載量25t)を海上コンテナ2軸トラクタ(第5輪荷重11.5tのものでエアサス装備)で牽引するセミトレーラ連結車について、区間・期間を限定して走行する場合に限り、前後の誘導車の配置等特別の条件を付さないで通行できるよう、現行法の緩和を求めているものである。今回、国土交通省よりの回答内容は、上記提案の趣旨に沿っていないものなので、再度検討をお願いしたい。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し
<p>前回の回答のとおり、国道336号から38号について積載量16トンの車両(軸数4軸)で簡易算定したところ、国道においては、誘導車配置条件は付されないの、今回のご意見にて想定している車両諸元及び通行経路を申請先の道路管理者に事前にお示しの上通行条件について相談されたい。</p>			

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

<p>再々検討要請</p> <p>提案者は、積載量16トンの車両(軸数4軸)についてではなく、積載量25トンの車両(軸数3軸)について検討を要請しているものである。</p> <p>積載量25トンの車両(軸数3軸)について、区域、期間を限定して、前後の誘導車の配置等、特別の条件を付さないで特例的に通行可能か、検討し回答されたい。</p>			
<p>提案主体からの再意見</p> <p>ご指摘のとおり、当該経路において積載量16トンの車両の場合は誘導車配置条件は付されません。またご回答に従い、道路管理者である北海道開発局札幌開発建設部に当方が想定している積載量25トンのバラ積緩和車両の通行条件について相談した結果、やはり誘導車配置等の条件が必要であるとの見解が示されたところです。当方が提案しているのは、区間・期間を限定して走行する場合に限り、前後の誘導車配置等特別の条件を付さないで通行できるよう、現行法の緩和を求めているものであり、再度検討をお願いしたい。</p>			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	D	「措置の内容」の再見直し
<p>提案主体からご意見があった3軸のトレーラの具体的な車両諸元(車両総重量、各軸重、最遠軸距など)を把握できないため、北海道開発局札幌開発建設部に申請されていた類似車両(トラクタ2軸+トレーラ2軸)を用いて積載量25トンで通行条件を算定したものである。提案主体が考える車両が当方で算定した車両と類似しているのであれば、軸重が基準を大幅に超える車両であり、区間・期間を限定したとしても橋梁の床版など道路構造に与える影響が大きいため、許可車両と他の大型車両などが連行することによる大きな負荷がかからないよう、車線上から他の車両を排除し、徐行して通行するために車両の前後に誘導車を配置することを条件として、やむを得ず通行を認めているものであることから、ご提案の要望に対応することは困難である。</p> <p>なお、提案主体がバラ積緩和3軸トレーラを考えている場合には、その車両諸元及び通行経路を申請先となる道路管理者に事前にお示しの上通行条件について相談されたい。</p>			

12 国土交通省 特区・地域再生(非予算)最終回答

管理コード	1220350	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	企業の遊休バス有償借上げ 「企業とのハートフル協定」	都道府県コード	15 新潟県
		提案事項管理番号	1047010
提案主体名	新潟県新発田市		

規制の所管・関係省庁	国土交通省
根拠法令等	道路運送法第80条,貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡し(レンタカー)の取扱いについて
制度の現状	自家用自動車は、国土交通大臣の許可を受けなければ業として有償で貸渡すことができない。

求める措置の具体的内容	<p>自家用自動車(企業の遊休バス)は有償で借用することはできないが、この規制を撤廃し、企業とバスを利用したい自治会、子ども会、地域コミュニティ(NPO 法人)等を市が仲介「企業とのハートフル協定」により、企業の遊休バスを有償借上げできるようにしたいというもの。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>地域コミュニティ力向上のため欠かすことのできない移動手段のひとつとして、企業の遊休バスを活用した有償貸切バス運行を提案する。地域コミュニティは、地域をひとつのチームとして活動する野球・ゲートボール・子ども会などによる日頃の交流に拠るところが大きい。しかし、財政的に厳しい地方自治体では、公民館バス等を廃止せざるを得なくなり、結果してこういった地域活動に支障をきたし始めている。</p> <p>一方、地元企業は、朝夕従業員の送迎に使用するほか遊休状態となるバスや、夕方から動き始める料亭等のバスもある。こういった企業も地域貢献として地域とのつながりを深め、また、自企業のバスが動くことで宣伝効果を得ることもできるとの申し出もある。</p> <p>地域コミュニティ活動が活発に行われれば、国の目指す地域コミュニティ活性化の一助となることが大いに期待される。こういった団体の活動は、市が確保した移動手段があって成り立っていたが、一般的な貸し切りバスの負担を強いられてまで参加するものではない。また、地域内の移動でしかなく、バスリース事業の需要を奪うことは考えにくい。</p> <p>更に、マイカーによる移動に比べ、排出ガスの抑制効果も期待でき、後期高齢者が加害者となる事故抑止にもつながる。</p> <p>前回提案の内容と回答結果については別に記載有。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>反復、継続して有償で車両の貸借が行われる場合には、レンタカー事業に該当するとみなされるため、道路運送法第80条第1項の許可を必要としており、許可に当たっては、貸渡しに付随して貸渡し人が運転手の労務供給を行う等のバス・タクシー類似行為の防止のため、一定の基準を設けて審査をしているところである。</p> <p>また、特にバス車両については、一度事故が起これば大惨事となりかねないなど、その運行に当たって旅客等への影響が大きく、運転者に十分な技能が必要であることから、有償貸渡しの対象としてなじまないものであると考えている。</p> <p>これら営業類似行為の防止及び旅客の安全の確保の観点から、ご提案の内容について認めることは困難である。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し		「措置の内容」の見直し	

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し		「措置の内容」の再見直し	

12 国土交通省 特区・地域再生(非予算)最終回答

管理コード	1220360	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	地域コミュニティ団体育成、NPO、社会福祉協議会等	都道府県コード	15 新潟県
	福祉団体の有償貸切バス運行	提案事項管理番号	1047020
提案主体名	新潟県新発田市		

規制の所管・関係省庁	国土交通省
根拠法令等	道路運送法第78条
制度の現状	<p>自家用自動車は、災害緊急時又は公共の福祉を確保するためにやむを得ない場合、バス・タクシー事業者によることが困難であり、地域の関係者が必要性について合意している場合に限り自家用自動車による有償運送を認めている。</p>

求める措置の具体的内容	<p>有償による貸切バス運行は、国土交通省の許可・登録によって行うこととなるが、この規制を緩和し「企業とのハートフル協定」で借り上げたバスを使って有償運送できるようにしたいというもの。</p> <p>有償運送の範囲は、市が主催、共催する事業または地域コミュニティ等の市が関係する団体の移動に限り、バスの運転業務は、大型二種免許所持者が担う。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>地域コミュニティ力向上のため欠かすことのできない移動手段のひとつとして、企業の遊休バスを活用した有償貸切バス運行を提案する。地域コミュニティ力は、地域をひとつのチームとして活動する野球・ゲートボール・子ども会などによる日頃の交流に拠るところが大きい。しかし、財政的に厳しい地方自治体では、公民館バス等を廃止せざるを得なくなり、結果してこういった地域活動に支障をきたし始めている。</p> <p>団塊世代の大量退職で、大型二種免許を持った人材が多数輩出されるが、不足している力を発揮する良い機会になる。ただ、自力では手を上げない実態もあり、無償の好意は長続きしないものでもある。NPO 等で組織し、数時間の労働でお小遣い程度の報酬が得られ地域貢献できれば、元気な高齢社会が少しでも維持できる。</p> <p>地域コミュニティ活動が活発に行われれば、国の目指す地域コミュニティ活性化の一助となることが大いに期待される。こういった団体の活動は、市が確保した移動手段があつて成り立っていたが、一般的な貸し切りバスの負担を強いられてまで参加するものではない。また、地域内の移動でしかなく、バスリース事業の需要を奪うことは考えにくい。</p> <p>更に、マイカーによる移動に比べ、排出ガスの抑制効果も期待でき、後期高齢者が加害者となる事故抑止にもつながる。</p> <p>前回提案の内容と回答結果については別に記載有。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>有償で自動車を使用して旅客を運送する事業は、輸送の安全性及び利用者利便の確保等の観点から旅客自動車運送事業の許可を受けることを必要としている。</p> <p>一方、災害緊急時又は他の手段によっては利用者の移動の足が確保できない等公共の福祉を確保するためにやむを得ない場合には、自家用自動車による有償運送を許可しているところであるが、市が主催、共催する事業等の参加者の輸送は、公共の福祉を確保するためのやむを得ない場合に該当するとは言いえない。</p> <p>これらのことから、ご提案の自家用自動車を使用した有償運送については、営業類似行為から利用者を保護するという利用者利便の確保等の観点に照らして認めることは困難である。</p> <p>なお、過疎地有償運送は、運営協議会において、地方公共団体の区域における交通の状況、住民による輸送ニーズ等を踏まえた合理的な判断のもと、タクシー等の公共交通機関によっては住民等に係る十分な輸送サービスが確保できないと認められた場合、会員登録された当該地方公共団体の区域内に住所を有する者等の輸送を行うことができる制度であり、ご提案の内容については、NPO等が自己の車両を使用して行うのであれば、この制度を活用することにより実現することが可能であると考えられる。</p> <p>また、無償又は好意に対する任意の謝礼にとどまるものと解されるものを受領するのであれば道路運送法上の規制はなく、輸送が可能である。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し		「措置の内容」の見直し	

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し		「措置の内容」の再見直し	

12 国土交通省 特区・地域再生(非予算)最終回答

管理コード	1220370	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	過疎地有償運送事業者の要件緩和	都道府県コード	29 奈良県
		提案事項管理番号	1008010
提案主体名	山添村		

規制の所管・関係省庁	国土交通省
根拠法令等	道路運送法施行規則第49条第2号
制度の現状	過疎地有償運送はNPO等によるものしか認められていない。

求める措置の具体的内容	地方公共団体も過疎地有償運行の実施を可能とする。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>地方公共団体が過疎地有償運送を実施することにより、高齢化の進む中山間過疎地域住民に対する輸送サービスを確保する。</p> <p>提案理由：</p> <p>本村は、起伏の激しい散居の村であり、鉄道もなくタクシー業者もなく、交通弱者の唯一の交通機関は1日数本の路線バスとなっている。しかしながら、この路線バスも、バス停までの距離が非常に長く、なおかつ赤字路線として廃止の宣告を受けている。また、本村内の商店、医療機関の状況を考慮すると近隣都市部への移動手段の確保は日常生活を営む上での必須条件となっている。</p> <p>こうしたなか、現行法令では、行政が運行できる自家用自動車による有償旅客運送として交通空白輸送及び市町村福祉輸送が認められているが、市町村福祉輸送にあっては、輸送対象者が身体障害者等に限定されており、交通空白輸送にあっては原則市町村区域内の運行であるとともに、散居状態にある本村住民の利用ニーズを満たす運行ダイヤの設定は近年導入が増えているデマンド型運行をもってしても不可能に近い状況である。また、NPO、社会福祉法人等においては自家用自動車による過疎地有償運送が認められてはいるものの、本村における社会福祉法人等の体制では福祉有償運送の対応が精一杯の状況である。こういった状況下において、地方公共団体の過疎地有償運送が可能になれば、行政とNPO、社会福祉法人等が互いに連携し、補完しあいながら、安心して誰もが使いやすい公共交通サービスを提供することができる。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	IV
<p>市町村内の過疎地域や一部の都市地域などの交通空白地帯において、一般乗合旅客自動車運送事業によっては地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保することが困難となっている場合は、市町村による交通空白輸送を行うことができることとしており、これについてデマンド型運行の導入を認めているところである。</p> <p>貴村では、具体的にどのような形態のデマンド型運行を想定した上で不可能に近い状況と判断されたのか明らかではないが、ご提案の内容については市町村による交通空白輸送で対応できるものと考えするため、最寄りの運輸局等へご相談いただきたい。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
<p>1 過疎地有償運送の実施主体に市町村が含まれない理由を明確に示されたい。</p> <p>2 右提案主体の意見につき検討し回答されたい。</p>				
提案主体からの意見				
<p>交通空白輸送にあつては路線を定めて運行(デマンド型運行を含む)しなければならず、散在する本村の集落構成や道路の実情を考えると、定められた路線を運行するだけでかなりの時間を費やし、目的地である近隣市に到着するまでの所要時間が長時間となる。また本村の地理的条件から、住民の病院通いや買い物などは別方向の3近隣市への動線となっている。こうしたことから、公共交通体系として住民ニーズに応えるには路線を定める交通空白輸送ではなく、よりスムーズな運行形態を確保できる乗合タクシー的に利用できる過疎地有償運送が現時点における最良の選択肢と考えている。</p>				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	IV
<p>道路運送法施行規則において、市町村が実施する場合とNPO等が実施する場合とで自家用有償旅客運送に種別を設けてはいるが、これは市町村がNPO等の行う過疎地有償運送と同じような形態で運送を行うことを妨げるものではないため、ご提案の内容については最寄りの運輸局等に具体的にご相談いただきたい。</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し		「措置の内容」の再見直し	

12 国土交通省 特区・地域再生(非予算)最終回答

管理コード	1220380	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	過疎地における移動制約者を対象としたNPO等による有償運送事業に係る道路運送法上の登録要件の特例制度創設	都道府県コード	32 島根県
		提案事項管理番号	1040010
提案主体名	島根県		

規制の所管・関係省庁	国土交通省
根拠法令等	道路運送法第79条の4第1項第5号 道路運送法施行規則第51条の7
制度の現状	過疎地有償運送は、運営協議会において協議が整っていることを登録要件としている。

求める措置の具体的内容	<p>①NPO 等が行う過疎地有償運送において、運営協議会での合意が道路運送法上の登録要件になっているが、その設立・審議に時間を要し、高齢者等移動制約者の生活に支障を来す事態が生じている。</p> <p>②そこで、単に交通の観点だけでなく、山間地の生活維持という公益性の観点を優先し、一定の基準に基づいてあらかじめ県が指定した交通空白地域においては、運営協議会の開催を前提とせず、市町村が地域の実情を踏まえ関係者の意見を聞いた上で、総合的に必要性を判断する制度を創設する。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>【現状の問題点】</p> <p>①市町村合併による行政区域の拡大により、調整を要するタクシー事業者等関係者が増加し、運営協議会（以下「運協」という）で合意形成を図るための手続が複雑化するとともに、合意に相当な時間を要する事態が発生している。②一方、運協に参加すべき事業者数(割合)や意思決定方法等について、道路運送法に係る省令等に具体的な定めが無く、その判断は主宰者の調整に任せられているため、制度的にも不安定なものとなっている。③実際の運協の運営状況を見ると、タクシー事業者との合意形成を前提とした運用がなされており、結果として協議の長期化を招き、申請者や利用者の利益が損なわれている。</p> <p>【提案の理由】</p> <p>①少子高齢化の進展や市町村の財政状況悪化等を背景に、行政だけでなく多様な主体を地域づくりの担い手とする新たな公の必要性が高まっており、特にNPO等による生活交通確保の重要性については、「国土形成計画中間とりまとめ」にも盛り込まれている。②過疎地域は人口減少に伴い民間バス事業者が撤退し、市町村が代替輸送を担ってきたが、財政事情の悪化により運営困難な地域が拡大しつつあり、行政と民間の役割分担を明確にしつつ、新たな地域交通システム確立が早急に必要となっている。関連して、通院等のための主に移動制約者を対象としたNPO等による補完的な輸送に対するニーズが急速に高まっている。③このため、過疎地での生活を維持するため、基幹的な交通部分はこれまで通り民間事業者と行政が担うが、そこまでのアクセスを補完する輸送にNPO等が主体的な役割を果たすことが出来るよう、また、その積極的な活動を促進するため、条件整備を図る必要がある。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	Ⅲ
<p>輸送の安全及び利用者の利便の確保を図る観点から、有償で、自動車を使用して旅客を運送する場合には、道路運送法に基づく許可を受けることを必要としているところであるが、バス・タクシー事業者によっては十分なサービスが提供されないなどの場合には、地域の生活交通を確保する観点から自家用自動車による有償運送の一形態として過疎地有償運送を可能としているところである。</p> <p>運営協議会については、地域の様々な実情を踏まえた形で安全・安心な輸送サービスの提供を実現するため、地域の関係者で議論する場として自家用自動車による有償運送を行うに当たり必要な手続きとしているところであり、あらかじめ一律の基準によって自家用有償運送を認めることは不相当と考える。</p> <p>なお、運営協議会の運営については、規制改革会議の第一次答申(平成19年5月30日決定)において、ガイドブックの作成等を通じた制度の理解促進や、相談窓口の明確化等の措置を講じ、制度の定着のための働きかけをしていく必要があるとされているところであり、当省もこれを踏まえ、運営協議会の円滑な運営のために対処してまいりたい。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
右提案主体の意見につき検討し回答されたい。				
提案主体からの意見				
<p>運営協議会の運営等に関する国の明確な基準が無く、地方の実情による等の理由により主催者の判断に委ねられていることが、審議の遅延等円滑な運営を妨げている。本来は、基本方針を国が定め、統一的な運営を確保した上で、詳細は地方の実情に委ねることが適当と考える。このことについて、規制改革会議で取り上げられていることは歓迎すべきことであるが、過疎地域の中でも限界集落問題などを抱える極めて厳しい地域にあつては、民間事業者の撤退等により切迫した状況があり、この救済を行うためにも、先に提案した新たなしくみを創設する必要がある。については、実現に向けて検討を進められるよう再考をお願いしたい。(別に補足資料あり)</p>				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	Ⅲ
<p>運営協議会については、地域の様々な実情を踏まえた形で安全・安心な輸送サービスの提供を実現するため、地域の関係者で議論する場として自家用自動車による有償運送を行うに当たり必要な手続きとしているところであり、あらかじめ一律の基準によって自家用有償運送を認めることは不相当と考える。</p> <p>なお、前にも回答したとおりであるが、当省としては、ガイドブックの作成等を通じた制度の理解促進や、相談窓口の明確化等の措置を講じ、引き続き制度の定着のための働きかけを行ってまいりたい。</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請	<p>右提案主体の意見につき検討し回答されたい。</p>			
提案主体からの再意見	<p>①現行の道路運送法の手続きは、新たに NPO 等が補完的に活動をしようとする場合に、現行の事業者の活動を前提として調整しようとするもの。</p> <p>②今回の提案は、地理的・社会的条件から交通条件が著しく低下し、高齢者等移動制約者の通院等生活に支障が生じている一定地域について、公益性を優先して特区を創設し、いわば新たな公として NPO 等による補完的輸送活動を期待、促進しようとするもの。</p> <p>③この考え方についての明確な回答がないことから、再検討をお願いしたい。なお、一定地域の範囲は市町村長が地域の実情により特区計画で明確化。</p>			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	Ⅲ
<p>道路運送法では、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する場合は、「旅客自動車運送事業」としての許可が必要とされている。事業の許可を受けた旅客自動車運送事業者には、公共交通機関としての使命を果たすことが求められ、具体的には輸送の安全確保や利用者利便の向上を図ることが法律上求められるとともに、運送の引受義務を負うなどの法律上の義務が課されている。これらは、円滑かつ確実な旅客輸送サービスの提供を確保し、利用者の利益の保護、利便の増進を図るために求められているものである。</p> <p>ただし、採算性などの面で旅客自動車運送事業者によっては十分な運送サービスが提供されず、地域の足が確保されない場合もあることから、こうした場合には旅客自動車運送事業(バス・タクシー事業)を補完するものとして、地域における運営協議会において地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため必要であることについての合意が得られていることを要件に、自家用自動車による有償運送ができることとされている。</p> <p>この自家用自動車による有償運送という制度は、バス・タクシーなどの公共交通機関を基軸としながらも、これを補完するものとしてNPO等によるボランティア有償運送を地域の旅客輸送サービスの一環として位置づけることにより、地域全体のモビリティ向上を図ることを期待しているものである。</p> <p>ご提案にあるような地理的・社会的条件から交通条件が著しく低下し、高齢者等移動制約者の通院等生活に支障が生じている一定の地域などでは、NPO等による自家用有償旅客輸送が地域のモビリティを確保する上で必要とされるケースが多いものと考えられるが、その必要性等を、地域の様々な実情を踏まえた上で判断するためには、公共交通の担い手である地域の旅客自動車運送事業者や地域住民など関係者で構成される運営協議会において合意を得ることが求められているものである。</p> <p>なお、国土交通省としては、運営協議会に地方運輸局又は運輸支局の職員を参加させ、地方公共団体と連携を図りつつ、協議会の仕組み、運営のあり方等について適切な助言を行うなど、協議会の設置、運営が円滑に進むよう努めて参りたいと考えている。</p>				

12 国土交通省 特区・地域再生(非予算)最終回答

管理コード	1220390	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	コミュニティビークル特区	都道府県コード	13 東京都	
		提案事項管理番号	1169010	
提案主体名	個人			

規制の所管・関係省庁	警察庁 国土交通省		
根拠法令等	道路運送車両法 第98条第2項		
制度の現状	自動車登録番号標等に紛らわしい外観を有する物を製造し、又はこれらの物を使用することはできない。		

求める措置の具体的内容	<p>自動運転の本格的導入に向け実社会でマス実験を行うために、安全性の確保された一定要件を満たした特別車輛を使って、道路の一定の範囲に限って自動運転による走行を可能とする。車輛として、電動車いすを想定しており、現状歩行者扱いの電動車いすに係る規制の再構築を提案する。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>都市化・過疎化によって伝統的コミュニティが崩壊しつつある現在、誰でも安全に移動出来るより良いコミュニティ形勢のために車輛の自動運転が求められる。これを普及させるために実社会でのマス実験を行うことが必要不可欠である。そのため、地域、通行可能な範囲を限定した上で、現在の電動車いすに関する規制を再構築し、一般道路を自動運転走行可能とする。これにより、移動を容易にすることで新しい街作り、地域活性化を目指していく。</p> <p>現在の電動車いすの 카테고리 (長さ 120cm、幅 70cm、高さ 108cm、最高速度 6km) では、JIS 規格があるのみで、道路交通法では歩行者扱いとなっているため、速度や耐久性、衝突や追突の危険性等から、利用者、非利用者双方の共感が得られていない背景がある。</p> <p>そこで、まず、車輛の仕様、速度規制等について、規制の緩和を行う。車輛の想定仕様は長さ 170cm、幅 80cm、高さ 150cm 以下、最高速度時速 20km、最大積載量 30kg である。他方で、一般車輛とは異なることが外部から誰にでもわかるように特別なナンバーを取り付ける。普通免許・原付免許保持者は走行を許可し、無免許者は一定の講習を受けることで走行可能とする。走行可能な範囲として、特区であることの表示を行ったうえで、道路容量に余裕のある場所において設置された専用レーン、バリアフリー法を満たしている道路のみに限定する。</p> <p>自動運転車輛として、複数の手段により、速度状況の管理・障害物を感知する機能・地域情報を得る機能を備え付ける。各機能の信頼性に対する定量的基準の設定を行い、基準が満たされているか否かの試験を行う。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容	—
<p>電動車いすと一般車両とを区別するために電動車いすにナンバーを取り付ける場合、自動車登録番号標等と外見上明確に異なるナンバーであれば、道路運送車両法第98条第2項には抵触しない。</p> <p>また、ご要望の特別車両が、道路運送車両法の原動機付自転車に該当するものであって、運行の用に供する場合、同法第44条で定める保安基準に適合しているものである必要がある。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
<p>提案者が想定している電動車いすは、原動機付自転車に該当するものではなく、車いすであると考えられるが、</p> <p>① 既存の自転車道の走行は可能か回答されたい。その場合、最高時速20kmでの走行は可能か。また、不可能であるならば、その理由について明確に回答されたい。</p> <p>② 道路上に当該車いす専用の通行帯を確保することは可能か、その場合、専用通行帯を最高時速20kmで走行することは可能か。提案者は、電動車いす開発の過程で道路管理者の協力を得て、当該車いすを自転車道ないしは専用走行帯を走行させる実証実験を計画しているが、その際に、道路側にセンサー等を埋め込んで当該車いすを走行させることを考えている。このような実証実験及び、将来的な専用走行帯の整備に当たり、必要な手続ないしは措置は何か、具体的に回答されたい。</p>				
提案主体からの意見				
<p>今回の提案で想定している電動車いすは、運転免許が不要であり、病院等の建物内を含め、現在当該車いすが走行可能な範囲を維持しつつ、一般的な車いすの基準(速度、幅、高さ、長さ)を超えるものを想定しています。速度については、歩行者等との安全を確保するため、歩道では6km以下に設定し、自転車道又は、当該車いす専用の通行帯等に限り時速20km以下の走行とします。即ち、自宅等から当該専用通行帯等までの歩道ではあくまでも通常の車いすとして走行(時速6km以下)させ、専用通行帯等に限り、開発中のIT等のシステムを用いて、安全に走行(時速20km以下)させます。この電動車いすの走行実験にあたり、既存の自転車専用道路の走行が可能であるのか、また専用の通行帯の整備が可能であるのか回答願います。</p>				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	E	「措置の内容」の見直し	—
<p>①②については、道路運送車両法を所管する国土交通省は回答する立場にない。</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し		「措置の内容」の再見直し	

12 国土交通省 特区・地域再生(非予算)最終回答

管理コード	1220400	プロジェクト名	福岡・アジアゲートウェイ構想
要望事項 (事項名)	アジアハイウェイの実現に向けた日本－韓国間の車 両乗り入れに係る諸制度の特例	都道府県コード	40 福岡県
		提案事項管理番号	1187030
提案主体名	福岡市		

規制の所管・関係省庁	国土交通省 財務省
根拠法令等	道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律 第2条、第3条、第4条
制度の現状	<p>道路交通に関する条約締結国の登録自動車登録証書を備え付けて本邦において運行の用に供する場合、登録、自動車登録番号標の表示、検査等を要しない。</p>

求める措置の具体的内容	<p>【内容】</p> <p>税関での車両検査の簡素化・合理化、利用可能な車種の拡大等により、日本－韓国間のマイカーでの交流しやすさが可能となる</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>【実施内容】</p> <p>日本－韓国間の国境を越えたマイカーでの短期旅行を実施する</p> <p>【提案理由・目的・効果等】</p> <p>日本－韓国間に日常的な旅行圏域が形成され、より頻度の高い国際観光が可能となり、地域経済の活性が図られる</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容	—
<p>本邦から韓国に渡航する自家用自動車は、使用の本拠を管轄する運輸支局等において登録証書及びラテン文字で運輸支局等を表示した自動車登録番号標の交付を受けることにより、韓国において運行可能。</p> <p>また、韓国から本邦に渡航する自家用自動車は韓国政府発行の登録証書を備え付けることにより、本邦において運行の用に供することが可能。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>1 両国間の車両相互乗り入れについて、車検査証の用途が「乗用」ならば可能で「貨物」ならば不可能である根拠を示されたい。併せて、両者を区別している合理的な理由を回答されたい。</p> <p>2 右提案主体の意見につき検討し回答されたい。</p>			
提案主体からの意見	<p>現在、博多港—釜山港間で現実的にマイカーの乗り入れが行われており、現行の規定により対応可能ということは承知しているが、①車検証上「貨物」となっている車両は、自家用であっても韓国へ持ち込みができない、②必要書類にて3ヶ月から1週間もの前までに予約受付をしなければならない、などの対応をしなければならず、手続きが負担となっている。よって、航送可能な車両の拡大（「観光目的」の貨物車両等）、書類手続きの当日対応の実施等の措置を行っていただきたい。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D E	「措置の内容」の見直し	
<p>1. 道路交通に関する条約第5条により「乗車している者の携行品以外の貨物の輸送を認めるものと解してはならない。」とされており、自動車検査証上の用途が「貨物」であっても携行品の輸送であれば認められる。</p> <p>2. 登録証書の交付については、「道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律施行規則」第1条第1項に基づく申請書の提出及び第3項に掲げる書面の提示があり、第2条各号に該当しないことを確認した場合、即日または翌日に登録証書の交付を行うこととしている。</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請	<p>右提案主体の意見につき検討し回答されたい。</p>			
提案主体からの再意見	<p>ご回答の内容は、車検証上「貨物」となっている車両（例えば、トラック形状のもの、バン等）であっても、それ自体を乗り入れることができるものと理解するが、そのようなことでよろしいのか改めてお尋ねしたい。また、不可能ということであれば、併せて理由をお示し願いたい。</p>			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	D	「措置の内容」の再見直し	
<p>自動車検査証上の用途が「貨物」となっている自動車について、「道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例に関する法律」第5条に基づき登録証書の交付を受けることは可能である。ただし、韓国国内に乗り入れ出来るかどうかについては、韓国当局が判断する問題であり、当省からお答え出来るものではない。</p>				

12 国土交通省 特区・地域再生(非予算)最終回答

管理コード	1220410	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	外国籍トレーラーシャーシ車両の国内走行可能化 (地域限定)	都道府県コード	27 大阪府
		提案事項管理番号	1017010
提案主体名	アジア太平洋トレードセンター株式会社		

規制の所管・関係省庁	国土交通省
根拠法令等	道路運送車両法第4条
制度の現状	自動車は、自動車登録ファイルに登録を受けたものでなければ、道路、自動車道及びその他の一般の交通の用に供する場所を走行することはできない。

求める措置の具体的内容	<ul style="list-style-type: none"> ・外国籍のトレーラーシャーシ(トレーラーの荷台部分)車両を地域を限定して国内での走行を認める措置 ・外国籍全般が不可能でも、韓国籍のシャーシのみでも結構です。
具体的事業の実施内容・提案理由	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪南港には韓国釜山から荷客混載フェリーが毎日就航しています。 ・アジア太平洋トレードセンター(ATC)では、同施設内で毎週末に開催している「南港朝市」で、韓国釜山から食材をフェリーにて輸入し即売したいと考えています。 ・韓国から到着したトレーラーシャーシ(以下、「シャーシ」といいます。)に乗ったコンテナは、日本のシャーシに積み替えなければなりません、韓国籍シャーシが日本の公道を走行できれば、積み替え作業が簡略化され、より新鮮な食材を市民に提供することができます。 ・自動車は、道路運送車両法に定める自動車登録ファイルに登録を受けなければ運行の用に供することはできませんが、輸送時間を短縮し、シームレスな輸送形態を実現するため、外国籍シャーシについて、地域を限定して公道走行を可能とするよう提案するものです。 ・同様の要望は、以前から他自治体や、大韓民国からも出されているようですが、実現に至っていないようです。しかし政府のアジアゲートウェイ戦略会議においても最重要項目として「アジア・ゲートウェイ構造改革特区」の創設が掲げられ、アジアとの交流拡大を目指す地域独自の取組み(物流効率化など)を重点的に支援することとされていますので、同特区を活用することも視野にご検討ください。事業実現の際には、「南港朝市」において、「アジア・ゲートウェイ戦略会議」による成果とPR致しますので、内閣府のリーダーシップで規制緩和を実現していただきますようお願いいたします。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容
<p>当該シャーシ車両が走行する場所を「一般の交通の用に供する場所」でなく措置を講ずることにより、道路運送車両法第4条の適用はないものと解する。</p> <p>なお、第1回日中韓物流大臣会合（2006年9月開催）において合意された行動計画に基づき、シャーシの相互通行に関して、各国における法制度上の問題点等を調査中。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>1 「一般の交通の用に供する場所」でなく措置」とは具体的にどのような措置であるのかご教示頂きたい。</p> <p>2 仮に、1の措置が「一般車両の通行を完全に遮断し、通行する道路が他の交通と分離され、遮断される」措置であるとするならば、当該道路は他の業者や一般車両が日常的に利用している道路であり、実施困難である。港湾道路に限定するなど一定の条件を定めた上で、走行することが可能とならないか、検討し、回答されたい。</p> <p>3 現在シャーシの相互通行に関して、各国における法制度上の問題点等を調査中との回答であるが、現在明らかになっている問題点等があればご教示頂きたい。</p>		
提案主体からの意見			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
<p>1 一般交通（車、歩行者）と混在しない状態にすることが必要である。ガードマンを立てる、ゲートを設ける等の措置が考えられる。</p> <p>2 大阪南港からATCを結ぶ道路であっても、公道である以上、道路運送車両法等の適用を受ける。については、要望を実現するためには自動車登録ファイルの登録に関する論点以外に、車両の技術基準・点検整備、自賠責、自動車税、貨物自動車運送事業法等の関係についても検討を行う必要がある。現在、上記の論点について、各国の法制度を比較することを通して、調査を行っているところである。</p> <p>3 日中韓三国で調整を要する論点（関係する日本の制度・法令）は、主なものだけでも、車検・登録（道路運送車両法）、車両の重量・寸法基準（道路法、車両制限令、道路運送車両法）、自賠責保険（自動車損害賠償保障法）、車庫・事業用車両数の登録（貨物自動車運送事業法、自動車の保管場所の確保等に関する法律、貨物利用運送事業法）等多岐にわたり、かつ、韓国及び中国の協力を得ながら進めていく必要がある。</p>			

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
提案主体からの再意見			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し		「措置の内容」の再見直し

12 国土交通省 特区・地域再生(非予算)最終回答

管理コード	1220420	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	除雪機械の車検制度の規制緩和	都道府県コード	21 岐阜県
		提案事項管理番号	1090010
提案主体名	社団法人 岐阜県建設業協会		

規制の所管・関係省庁	国土交通省
根拠法令等	道路運送車両法 第58条
制度の現状	自動車は、国土交通大臣の検査を受け、有効な自動車検査証の交付を受けているものでなければ、運行の用に供してはならない。

求める措置の具体的内容	現行法で規定されている自動車検査制度の規制緩和を行い、除雪機械に対する費用の免除又は緩和を可能とする。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>汎用性のない除雪用機械(ロータリー、グレーダー等)など、除雪時のみ稼働する機械は、建設工事に使用することが出来ず、除雪目的のみのために保有せざるをえない状況となっています。これらの機械は冬季においても出動回数が少ないことから(※1)修繕費用をはじめ自動車検査費用の負担が多大となっています。</p> <p>これらのことから、除雪費の費用負担に耐え兼ね除雪機械を減らし、重機が無いという理由で、除雪関係の委託を辞退してくる業者が序々に増え、地域住民の足を確保できないのではないかと懸念されることから、次の規制緩和策を講じていただきたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 豪雪のような緊急災害時には実質上道路が遮断されることから、工事現場内利用と同様と考えられ車検の無い除雪機械も施工可能となるよう是正をお願いしたい。 汎用性のない除雪機械に限り、冬季の短期間だけの利用であることを念頭に、車検の必要性・あり方について規制緩和をお願いしたい。 <p>(※1)除雪作業は年に数回のみ出動となる地域がほとんどで、維持、メンテナンス、オペレーターの確保、待機等により必要となる費用負担が大きくボランティア的業務となっているのが現状。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>1. 農場や工場等一般交通の用に供さない場所のみで使用するのであれば、ご要望のとおり道路運送車両法に基づく車検を受ける必要はありませんが、豪雪で実質上道路が遮断されていることをもって「道路」でないと解釈することはできませんので、当該道路を運行する場合にも車検が必要となります。しかし、例えば警察署長等の交通規制により一般交通と遮断されている場合には、「道路」に該当しないと解釈することができます。</p> <p>2. 自動車には、ブレーキホース等走行しなくても経年劣化する部品も用いられていることから、ご指摘の除雪機械のように使用頻度等が少ないことをもって、安全の確保や環境保全のために必要な車検の廃止や車検期間の延長は困難です。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
提案主体からの意見			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し		「措置の内容」の見直し

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
提案主体からの再意見			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し		「措置の内容」の再見直し

12 国土交通省 特区・地域再生(非予算)最終回答

管理コード	1220430	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	都道府県の枠を越えた自動車登録制度の創設	都道府県コード	11 埼玉県
		提案事項管理番号	1148040
提案主体名	草加市		

規制の所管・関係省庁	国土交通省
根拠法令等	道路運送車両法第9条、第10条第1項 道路運送車両法施行令第15条第1項1号及び第2項3号 自動車登録規則第13条
制度の現状	<p>自動車登録は、使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等で行う。</p> <p>また、登録したときは、使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等を表わす文字を表示した自動車登録番号標を交付する。</p>

求める措置の具体的内容	<p>自動車検査登録事務所が所在する市区町村に近接する市区町村に限るなどの条件のもと、都道府県の枠を越えた登録が可能となるよう制度を改正する。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>自動車検査登録事務所の管轄は、地方運輸局組織規則第149条において定められている。しかしながら、国土交通省組織令において、母体である運輸支局の管轄が、北海道、沖縄を除いて各都府県に割り当てられていることから、自動車検査登録事務所の管轄は都道府県の枠を越えて定めてはいない。このため、住所地等、自動車使用の本拠地に至近な自動車検査登録事務所であっても、他都道府県である場合には、通常、管轄とならない。</p> <p>例えば、草加市の場合、市境から2キロメートルほどの至近地に、軽自動車とその他一般車それぞれの登録事務所があるが、東京都内であるため利用できず、軽自動車については30キロメートル以上離れた上尾の登録事務所、その他についても20キロメートル離れた春日部の登録事務所まで行かなければならない。</p> <p>そこで、自動車検査登録事務所が所在する市区町村に近接する市区町村に限るなどの条件のもと、都道府県の枠を越えた登録が可能となるよう制度改正を行うことを提案する。これにより、自動車購入者、販売者の利便性、効率性を高め、自動車流通の合理化が図れるほか、不要な走行を減らし、地球環境改善にも寄与できると思われる。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I II III
<p>登録した場合は、自動車登録番号を指定するとともに使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等を表す文字(草加市であれば「春日部」)を表示した自動車登録番号標を交付する必要があるが、その番号標を管轄以外の支局等にも準備しておくことは困難である。</p> <p>また、当省所管事項ではないが、他府県で登録手続を行うこととすると、登録に際して必要となる都道府県税事務所への自動車税の申告ができないものと思料する。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
<p>1 「自動車登録番号標を管轄以外の支局等にも準備しておくことは困難である」との貴省の回答であるが、近接する市区町村に限るなどの一定の条件下においては、必要数を予め確保するなどの措置を講じることにより実現可能ではないか。検討し、回答されたい。</p> <p>2 貴省所管事項について、提案の実現に際し他の問題点があるならばご教示頂きたい。</p> <p>3 併せて右提案主体の意見につき検討し回答されたい。</p>				
提案主体からの意見				
<p>本提案は、都府県境に接する特定の登録事務所に限定して、サービスを提供するものであり、当該事務所で予め自動車登録番号標を用意することが特段の困難ということはないものと思われる。また、自動車税の納付等手続きについても同様であり、特定の登録事務所において、登録時に住所地に対応した事務処理を行うことが、特段の困難を伴うものとは思われない。登録事務所が、都道府県の組織ではなく、国の組織であるメリットを有効に生かし、ユーザーの利便性やディーラーの生産性向上を重視、優先していただきたい。</p>				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I II III
<p>1. 自動車登録番号は、自動車検査登録電子情報処理システムによって登録順に自動的に番号を指定することとしており、複数の運輸支局、自動車検査登録事務所で、予め指定番号を表示した登録番号標を準備しておくことは困難である。</p> <p>2. 支局等の構内面積、設備等は、管内の自動車登録台数等を勘案して設計しており、近隣支局等の管轄に係る申請をも処理することとすると、待ち時間の増加、封印待ち自動車の支局構外への行列等、申請者のみならず近隣住民等の生活にも支障をきたす可能性が大である。</p> <p>3. 一時抹消登録後の処理、登録事項等証明書の交付、継続車検の申請については、自動車登録番号標の交付を伴わないことから、管轄以外の支局等でも処理を可能としている。</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
<p>1. 「予め指定番号を表示した登録番号標を準備しておくことは困難である」との貴省の回答であるが、分類番号で区分する、希望ナンバーに限るといった手段で対応可能ではないのか。</p> <p>2. 併せて右提案主体の意見につき検討し回答されたい。</p>				
提案主体からの再意見				
<p>登録番号標の準備は、レンタカーが「わ」であるように、いかようでも対応できるものと思われる。待ち時間の増加に対する懸念も、封印行為に多大な時間がかかるとも考えにくく、また、他の継続車検等の事務が行えるということはシステム上も登録番号標の交付事務は行えることを示している。都府県区分の廃止ではなく、都府県境に隣接し、特区認定を受けた市町村だけを受け容れるものであり、事務量の変動は人員配置などの工夫により解決できるものと思われる。実現すれば無用な走行が減り、自動車販売事業の生産性が高まって、消費者の利益も増大する。その経済効果、CO2削減効果等の意義は大きいものとする。是非とも、実現をお願いしたい。</p>				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	I II III
<p>①隣接する自動車検査登録事務所で管轄区域以外の登録申請を処理することとすると、管轄制度が崩壊し、運輸支局等の業務処理体制を抜本的に見直す必要があるだけでなく、管轄区域ごとに登録申請の支援システムを構築している自動車販売団体等にも大きな影響を及ぼすことから、管轄区域の維持は必要である。</p> <p>②また、自動車登録の際には保管場所証明書の確認、併設されている都府県税事務所において自動車税の徴収が併せて行われており、都道府県との行政上の連携のためにも、管轄区域は明確である必要がある。</p> <p>③なお、支局等に現車を持ち込むことなく自動車登録番号標の封印が可能となる制度として、新車新規登録においては「乙種封印受託者制度」、中古新規登録、中古自動車の管轄変更（移転、変更登録）においては「丙種封印受託者制度」、輸入自動車、指定整備事業者の販売する中古車の登録においては「甲種封印受託者の名において封印する制度」、個人ユーザーの移転、変更登録においては、行政書士等による「出張封印」制度が用意されている。これらの制度を上手にご利用頂き、無用な走行の削減と自動車販売事業の生産性向上に役立てて頂きたい。</p>				

12 国土交通省 特区・地域再生(非予算)最終回答

管理コード	1220440	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	ナンバープレートのデザイン規制緩和	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	1168010
提案主体名	個人		

規制の所管・関係省庁	警察庁 国土交通省
根拠法令等	道路運送車両法第19条、 第39条第2項、 道路運送車両法施行規則第11条第1項
制度の現状	登録自動車の自動車登録番号標は、道路運送車両法施行規則第11条第1項により、その様式が定められている。

求める措置の具体的内容	地域の活性化の観点から、ナンバープレート上に、地域の特色を現すデザインを行うことを容認する。
具体的事業の実施内容・提案理由	現行のナンバープレート、ご当地ナンバープレートを問わず、プレート上に、ナンバーの識別に影響を与えない範囲で、地域の特色を現すデザインを施すことを容認する。地域独自のデザインを施すことで、地域の人々の連帯感の向上や、地域外の人々に対する地域のPRにもなり、地域の活性化につながると考える。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	Ⅲ
<p>自動車登録番号標は、自動車の所有権の公証及び行政目的(環境保全、徴税、交通取り締まり、自動車を使用した犯罪の抑止)のため、外見上から個々の自動車を特定し、識別することのできる唯一の標識である。従って自動車登録番号標は何人にも分かりやすく見やすいもので、また全国を移動するという自動車の性質から様式(内容)についても全国一律の基準で表示する必要がある。このため、自動車登録番号標を地域ごとにバラバラのデザイン・文字を表示した場合、分かりやすさや視認性の観点から大きな問題がある。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>外見上から個々の自動車を特定し、識別するためには、地域固有のデザインを施すことはがむしろ好ましいのではないかと考えられる。また、余白スペースが無いのであれば、現行のデザインで一定の統一性を持たせつつ、背景に図案を入れるような形で実現は出来ないか。</p> <p>ナンバープレートのデザインについては、ご当地ナンバーの例や、原動機付自転車に雲形ナンバーを導入した松山市の事例を見ても分かる通り、国民の関心の高い提案であると考えられるが、何らかの形で検討を行ってはどうか。検討し、回答されたい。</p>			
提案主体からの意見	<p>（空欄）</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	Ⅲ
<p>1. 自動車登録番号標の様式については、国民各層からさまざまなご意見、ご要望があることは承知しているが、現行の自動車登録番号標が良いとする意見もあることから、シンプルでかつ全国一律の様式であることがもっとも望ましいと考えている。</p> <p>2. ご当地ナンバーは様式を変更することなく、使用の本拠の位置を細分化しより明確にするものであることから、一定の要件のもとに導入することとしたものである。</p> <p>なお、原動機付自転車のナンバーは軽自動車税の徴税のため市町村が定める標識であり、自動車の所有権の公証と安全の確保等の観点から道路運送車両法上で表示を義務付けているものではない。</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請	<p>1. ナンバープレートのデザインについて、ニーズ調査をするなどして、客観的なデータを収集し、今後の検討につなげることはできないのか検討し、回答されたい。</p> <p>2. 新たなデザインを入れることによる視認性、識別性への影響について、科学的な検証を行うことはできないのか回答されたい。</p>			
提案主体からの再意見	<p>（空欄）</p>			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	Ⅲ
<p>①自動車登録番号標(ナンバープレート)は、車両の安全確保や各種取り締まり(交通違反、犯罪、環境対策など)を行うに際して、視認性、識別性が最も重要であり、マーク付与等のデザイン変更は、程度の差はあるにせよ視認性、識別性を損なうこととなる。</p> <p>②自動車ユーザーの一部からナンバープレートデザイン変更の要望があるにせよ、これらは視認性、識別性と同等の価値を有するものではなく、自動車登録番号標は個別の自動車を明確に識別する標識として、最低限の領域を確保すべきである。</p> <p>③観光振興、地域振興等に資するマーク等を表現するのであれば、車体やバンパーなど広大な領域に貼付することはユーザーの自由である。</p>				

12 国土交通省 特区・地域再生(非予算)最終回答

管理コード	1220450	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	税証明事務等のアウトソーシングの推進	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	1156040
提案主体名	足立区		

規制の所管・関係省庁	総務省 厚生労働省 国土交通省 内閣府
根拠法令等	道路運送車両法第34条
制度の現状	臨時運行許可は地方運輸局長(運輸支局長に権限委任)、市及び特別区の長並びに国土交通大臣の指定を受けた市町村長が行う。

求める措置の具体的内容	<p>1 公共サービス改革法に基づく税証明事務について、公権力の行使となる交付・不交付の判断を除き、全ての事務処理を委託可能としていただきたい。</p> <p>2 上記1と同様に、税関係の申告書受付(住民税申告・原動機付自転車等廃車申告)及び臨時運行(仮ナンバー)許可についても、受理・不受理及び許可・不許可の判断を除き委託可能としていただきたい。</p> <p>3 事務の委託にあたっては、契約類型として指揮命令権のある派遣契約を認めていただきたい。</p> <p>4 派遣契約の場合、特定業務以外は年数制限があるが、本件特区に限り規制を緩和願いたい。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>【実施内容】 足立区には、17 の地区に住民基本台帳・印鑑登録・国民健康保険等に関する事務及び各種証明書を発行している区民事務所がある。これらの事務所や主管課における事務のうち、公権力の行使については区の職員が行い、事務補助として派遣社員にその他の一連の事務を委託することにより、雇用の促進を図ると同時に自治体の行政改革を推進する。さらに、夜間サービスの拡大や休日開庁の拡充に努め区民のニーズに応えていく。</p> <p>【提案理由】 区民事務所の業務委託については、平成19年4月に実施予定で、18年度に条例を定め準備を進めていたが、端末操作及び6業務以外について関係省庁との調整が必要なこと及び6業務についても「受付」と「引渡し」のみの委託では事務が寸断され、委託のメリットが活かされないため実施を見送った。</p> <p>今回の提案では、公権力の行使については区の職員が行うことを明確にした上で、民間の力を導入し官民協働で行政改革を図ると同時に区民サービスの拡充を図るものである。</p> <p>派遣契約については、当該事務について受託者側にノウハウがないため、区職員による指揮命令が必要なこと及び官民協働型の公共サービス改革を円滑に行うために採用するものである。</p> <p>【代替措置】 証明発行や届出の際の入力事務については、申請者一件処理であり、大量データを一括に処理することはできない仕組みとなっている。また、入力に際してはパスワードによる管理、或いはアクセスログの採取などセキュリティ対策を講じている。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容	—
<p>臨時運行許可業務は、現に公務員の管理下にある場合において、許可決定等を公務員が自ら行うのであれば、それ以外の業務について委託することは可能。</p> <p>ただし、臨時運行許可番号標の不正使用について留意することが必要。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し		「措置の内容」の見直し	

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し		「措置の内容」の再見直し	

12 国土交通省 特区・地域再生(非予算)最終回答

管理コード	1220460	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	自動車事故対策機構:介護料支給要件の緩和	都道府県コード	10 群馬県
		提案事項管理番号	1027010
提案主体名	医療自動車交通有限会社		

規制の所管・関係省庁	厚生労働省 国土交通省
根拠法令等	独立行政法人自動車事故対策機構法第13条第4号及び独立行政法人自動車事故対策機構に関する省令第19条第2号
制度の現状	自動車事故により介護を必要とする後遺障害をもたらす傷害を受けた者であって労災保険等による介護補償給付又は介護給付その他の給付であって介護料に相当するものを受けている者を除く者に対し、介護料を支給している

求める措置の具体的内容	制度が酷似の労災保険の介護(補償)給付等を準用し、自動車事故対策機構:介護料の訪問看護等費用(介護用品購入費用等を含む。)を優先して請求し、介護料給付等の支給限度額を超える場合等に、介護保険制度による介護給付等の給付を受けられる併給調整制度を望みます。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>具体的事業の実施内容:</p> <p>生活的リハビリテーションに意欲的に取り組む介護料支給者を対象に、機構法で定める介護用品の販売・貸与事業を行います。購入とレンタルの利用者には自動的に賛助会員として登録し、介助技法の提供も併せて行います。介護用品の販売・貸与事業の実施に当たっては、他の制度との一体的、効率的な運用が強く望まれております。介護保険制度及び障害者自立支援法等に準拠して、公的制度・訪問介護事業者等と連携もと、介護の実践現場で傾聴の潜在的ニーズに応じて、次の生活支援を実施します。</p> <p>①レンタル機器搭載の生活的リハビリテーションカー(有資格者搭乗)の配備と貸し出し。②介護用品と基準寝具のリネンサプライ</p> <p>具体的事業の提案理由:</p> <p>「重度後遺障害者の実態に関する調査報告書(発行:独立行政法人自動車事故対策機構)」が発表されました。調査のポイントは、①重度後遺障害者の実態把握、②心理状況の把握、③ニーズ把握からなり、今後の被害者援護事業のあり方ととりまとめを行うものです。アンケート票配布時の受給者総数は3,621人ですが、受給資格者と推定される遷延性意識障害者だけでも全国に2万人以上が実在するといわれています。受給率のアップが今後の課題ですがダウンの原因は、①類似する他の制度との併給の不承認、②支給対象拡大にともなう周知の不徹底、③受給資格者の書類の紛失又は記憶の不鮮明が挙げられます。提案事業では草の根運動を展開し介護料未請求者の解消に先ず取り組みます。アンケート・インタビュー調査から抽出されたニーズを踏まえ地域通貨による重度障害者(家族を含む。)との協働の実現を目指します。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>独立行政法人自動車事故対策機構における介護料は、自賠責制度のセーフティネットの考えに基づき、過去の自賠責保険の運用益という限られた財源を活用し、日々の介護に必要な費用について、対象者を限定した上で支給するものであり、家族等の介護負担が生じることのない施設入所者や、労災保険や介護保険といった国の一般の医療・福祉制度で救済される被害者に対しては、給付を行わないこととしています。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

<p>再検討要請</p> <p>右提案主体の意見につき検討し回答されたい。</p>			
<p>提案主体からの意見</p> <p>自動車事故対策機構：介護料受給者等の経済的自立を実現するための提案事業を行うに当たっては、寄らば大樹の陰であり、活動の要となる根拠法に基づく補償制度が不可欠です。また対象者の生活的リハビリテーションを確保するためにも要望事項は必須です。提案事業の成否を担う一つの介護用品を例にご説明します。二つ以上の機能（吊り具機能、体位変換機能）を有する医療マット（意匠権登録済み）は、介護保険法では購入対象であり、障害者自立支援法では給付対象になります。障害の変化に対応しフィット仕立ての介護用品は購入には馴染まず貸与が適切です。そこに中途障害者と協働によるビジネスチャンスの所以があります。再検討を切望します。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C D	「措置の内容」の見直し
<p>自動車事故対策機構における介護料は、支給要件に該当すれば、介護料支給対象品目の貸与の場合についても、介護料の支給対象としています。また、介護用ベッドのマットレスについては、介護料の支給対象としているところですが、ご提案頂いた医療マットの詳細が明らかでないため、具体的商品に関する介護料支給の可否については、自動車事故対策機構にお問い合わせください。</p>			

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

<p>再々検討要請</p>			
<p>提案主体からの再意見</p>			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し		「措置の内容」の再見直し

12 国土交通省 特区・地域再生(非予算)最終回答

管理コード	1220470	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	特定重要港湾の入港料に係る国への協議の廃止	都道府県コード	34 広島県
		提案事項管理番号	1082160
提案主体名	広島県		

規制の所管・関係省庁	国土交通省
根拠法令等	港湾法 第44条の2第2項 第60条第4号の2
制度の現状	<p>特定重要港湾については、国の利害に重大な関係を有し、かつ、国際海上輸送網の拠点として特に重要な港湾であり、特定重要港湾に係る入港料率が、国際航海及び国際貿易に大きな影響を有するなど国の利害に特に関係が深いものであるという理由から、国として料率の設定又は変更にあたり事前に協議を受け運輸審議会の意見を聞いた上で同意を行っている。</p>

求める措置の具体的内容	<p>特定重要港湾の入港料を決定又は変更する場合に義務付けられている、国への同意を要する協議及び国から運輸審議会への諮問を廃止し、県の判断による決定が可能となるよう制度の見直しを行うこと。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>【実施内容】</p> <p>入港料は、港湾の保全を行うための工事の費用及び港湾の維持管理費用を基礎として料率を定めるものであり、また、他港とのバランスや経済便益等を慎重に検討した上で、最終的には県議会の議決を経て決定するものであり、県の自主的な判断による決定が、国際貿易等に不利益を与えるようなものではないと考えている。</p> <p>については、規制緩和により、県の自主的な判断による決定が可能となるよう、当該制度の見直しを提案する。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	B-2	措置の内容	I
<p>国としては、昨年の 9 次提案による広島県の特定重要港湾の入港料に係る国の関与の見直しの要望を踏まえ、現在の制度の見直しを前提に学識経験者、利用者及び港湾管理者等をメンバーとする「入港料に関する検討委員会」を開催した。</p> <p>他方、港湾利用者等を対象としたアンケート結果においても、国の一定の関与が必要との意見が大宗であったが、今般の委員会の検討にあたり、改めて広島県及び主要特定重要港湾の港湾管理者に意見聴取を行った結果、主要特定重要港湾の港湾管理者からは、国による一定の関与に対しては今後も必要との回答を得た。</p> <p>このような関係者の意見等を踏まえ、検討会において見直しについて議論されたところである。その結果、国の関与は最小限に留め、上限内の変更であれば事前届出制とする見直し案が全会一致で了承されたところである。</p> <p>今回の結論は、広島県の要望を真摯に受け止め、今般検討委員会を立ち上げ、総合的に検討を行った結果であることから、本検討結果に従い法改正作業を進めることとしている。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	右提案主体の意見につき検討し回答されたい。			
提案主体からの意見	<p>本県の提案に対して「国の関与は最小限に留め、上限内の変更であれば事前届出制とする。」という対応案が示されたことについては、一定の評価をしており、法改正の作業を進めていただきたい。</p> <p>なお、法改正の上は、運用状況を検証し、状況に応じて、さらなる規制緩和に取り組んでいただきたい。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	B-2	「措置の内容」の見直し	I
<p>前回回答のとおり、法改正作業を進めることとしたい。</p> <p>なお、本制度の更なる見直しについては、状況に応じ、検討することとしたい。</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し		「措置の内容」の再見直し	

12 国土交通省 特区・地域再生(非予算)最終回答

管理コード	1220480	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	国有港湾施設(岸壁)の指定管理者制度導入のため の規制緩和	都道府県コード	18 福井県
		提案事項管理番号	1178030
提案主体名	福井県		

規制の所管・関係省庁	総務省 国土交通省
根拠法令等	港湾法第54条第1項
制度の現状	国有港湾施設は港湾法の規定により港湾管理者に管理委託され、港湾管理者により維持管理されている。

求める措置の具体的内容	国有港湾施設(岸壁)についても、県の指定管理者制度の適用を図るため、現行の規制を緩和する。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>(現状)</p> <p>港湾施設のうち、野積場や荷役機械等は指定管理とすることができるが、国有港湾施設である岸壁については港湾管理者の地方公共団体が直接管理する必要があり、施設利用時には別々に許可を受けなければならない、申請手続きが煩雑である。</p> <p>また、埠頭を構成する施設について、管理者が異なることで一体的な管理ができず非効率である。</p> <p>(提案理由)</p> <p>現在、地方公共団体で指定管理が可能な施設は、地方自治法第244条の2第3項の規定により「公の施設」とされているが、国有港湾施設はその対象となっていない。</p> <p>そこで、県の指定管理者制度による港湾施設の一体的な管理を可能とするため、国有港湾施設(岸壁)についても、県の指定管理者制度の対象とするよう地方自治法の緩和を図る。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	—
<p>地方自治法第244条の2第3項の「公の施設」の範囲には、港湾管理者が権原を有しないものは含まれない。港湾施設の中でも基幹的・根幹的な港湾施設である国有港湾施設については、本来権原を有する国から委託を受けて管理しているものであり、港湾管理者が権原を有するわけではない。</p> <p>なお、港湾管理者は、国有港湾施設以外の港湾施設については、野積場や荷役機械に限らず、指定管理者制度に基づき、指定管理者に管理を行わせることができるが、これは、当該港湾施設について本来港湾管理者が権原を有しているにもかかわらず、効率的なサービスの提供に当たり民間事業者が有するノウハウを活用することが有効と考えられる場合に、当該港湾管理者の権原に基づいてなされるものである。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	右提案主体の意見につき検討し回答されたい。			
提案主体からの意見	<p>本県では、国有港湾施設である岸壁および県施設である埠頭用地等が一体となった港湾施設について、指定管理者制度導入を検討しているが、現状では国有港湾施設について指定管理が行えないため、港湾利用者は、岸壁使用許可は県に申請し、埠頭用地等使用許可は指定管理者に申請することになり、制度による利用者への利便性向上が図られない。</p> <p>港湾法第54条により、実質上、県が管理しなければならない国有港湾施設について、本特区提案を通じ、関係省庁との協議を行い、国有港湾施設管理の再委託および国有港湾施設を地方自治法の公の施設と同様の取り扱いとするなど、港湾施設の一体的管理が可能となるよう措置を検討願いたい。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	—
<p>国有港湾施設は港湾の基幹的根幹的機能を有する施設であり、港湾全体の管理権限を有する港湾管理者に限って管理委託しているものである。よって管理委託契約に基づき港湾管理者が管理すべき施設であり他者への再委託はなじむものではなく、港湾管理者が権原を有するわけではないため公の施設にも該当をするものでないと思料する。</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し		「措置の内容」の再見直し	

12 国土交通省 特区・地域再生(非予算)最終回答

管理コード	1220490	プロジェクト名	福岡・アジアゲートウェイ構想
要望事項 (事項名)	民間が行う物流施設整備への支援	都道府県コード	40 福岡県
		提案事項管理番号	1187130
提案主体名	福岡市		

規制の所管・関係省庁	国土交通省
根拠法令等	港湾法第39条、第40条、第40条の2 都市計画法第8条、第12条の4 建築基準法第68条の2
制度の現状	<p>臨港地区内においては、港湾管理者は分区を指定し、分区の区域内においては、各分区の目的を著しく阻害する建築物その他の構築物であって条例で定めるものの建設、改築等を規制することができる。</p> <p>また、条例により建築物その他の構築物の規制が行われている臨港地区であっても、必要に応じて地区計画等による建築物等の用途の制限等を併せて行うことができる。</p>

求める措置の具体的内容	臨港地区における用途・形態等に関し必要な規制並びに誘導を行うことができるようにする。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>【実施内容】</p> <p>・物流倉庫並びに関連加工製造及び小売り機能等が一体となった複合型物流施設の立地など、高度で大規模な施設の立地を可能とするための臨港地区における地区計画の指定(用途・容積等の緩和)</p> <p>【提案理由】</p> <p>アイランドシティにおいては「東アジアの物流結節拠点としての機能」や「物流効率化機能」「価値付加機能」を有する高次物流拠点の形成が求められており、港湾機能と一般的都市機能との複合施設の立地や収益性の面からの容積率、建ぺい率および高さ制限の緩和に対する強い要望がなされているため。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容	—
臨港地区の区域内において、条例により建築物その他の構築物の規制が行われている分区においても、必要に応じて都市計画法第12条の4に定める地区計画等による建築物等の用途の制限等を併せて行うことが可能である。				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し		「措置の内容」の見直し	

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し		「措置の内容」の再見直し	

12 国土交通省 特区・地域再生(非予算)最終回答

管理コード	1220500	プロジェクト名	福岡・アジアゲートウェイ構想
要望事項 (事項名)	国際海上コンテナの外国籍船による国内二次輸送の特許	都道府県コード	40 福岡県
		提案事項管理番号	1187110
提案主体名	福岡市		

規制の所管・関係省庁	国土交通省
根拠法令等	船舶法第3条
制度の現状	日本各港間の輸送(貨物及び旅客)は、原則日本籍船でなければ、行うことが出来ない。

求める措置の具体的内容	<p>【内容】博多港への国際基幹航路の寄港頻度を増加させ、物流コストの削減、物流リードタイムの縮小を可能とならしめるため、我が国の内航海運事業の構造改革が進み、競争力を取り戻すまでの臨時的・限定的な措置として、外航海運事業者が博多港において国際基幹航路の国際海上コンテナ貨物を母船と自社の近距離国際航路との間で積み替えを行い、当該近距離航路により博多港と国内諸港との間を二次輸送することに対し、船舶法第三条の国土交通大臣の特許が与えられるよう制度上明確化する。また、特許の申請は輸送の都度、船積地を管轄する地方運輸局</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>【実施内容】 中東航路就航船社の意向に基づき、現在、横浜・名古屋・神戸・博多に外国船籍のシャトル便を寄港させて釜山港で実施している日本4港貨物の母船への積み替えを、博多港で移行・実施する。</p> <p>【提案理由・目的・効果等】 釜山港へ流出するフィーダー貨物を日本国内に奪回し、博多港への基幹航路の寄港頻度を増加させることにより、地域経済の活性化はもとより、我が国の荷主企業にとってのリードタイム短縮、コスト削減等に繋げる。</p> <p>なお、構造改革特区第3次提案で行った本提案に対し、国土交通省は「二国間の相互主義を前提に特許を認める用意がある」との考えを示していたが、現在はその考えを白紙に戻している。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>国民生活物資の安定輸送の確保、国家安全保障等の観点から自国内の輸送は自国籍船に限ることが欧米をはじめ国際慣行となっており、我が国においても我が国における安定輸送の確保等の観点から船舶法第3条により外国籍船によるカボタージュは規制されており、それを緩和することは考えていない。</p> <p>なお、福岡市より「考えを白紙に戻している」との指摘であるが、福岡市の提案は、構造改革特区第3次提案でなされたハブ港を釜山港から博多港に完全に移転するという条件が付されていないものと理解しており、かかる前提条件が変更になったことから、我々の考え方も変更せざるを得なくなった。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

<p>再検討要請</p> <p>右提案主体の意見につき検討し回答されたい。</p>			
<p>提案主体からの意見</p> <p>国交省は、日韓発着貨物の全てを博多港で積み替えることが大臣特許の前提条件であるとし、日本発着貨物のみを博多港で積み替える本提案には対応不可としている。しかし本提案は、カボタージュ規制の堅持を基本とし、相互主義に基づく大臣特許により、釜山港に奪われた日本発着貨物を取り戻し、我が国港湾のフィーダー港化を防ぐことが目的である。国交省が問題視している「韓国発着貨物を博多港で積み替えないこと」とカボタージュとは全く無関係であり、そのことで大臣特許の前提条件が変更になったとするのは不合理である。対応不可とすれば、日本の港湾は中韓主要港にハブ機能を奪われ、産業競争力低下を惹起するなど国益を損うことになる。</p>			
<p>再検討要請に対する回答 「措置の分類」の見直し C 「措置の内容」の見直し</p> <p>国民生活物資の安定輸送の確保、国家安全保障等の観点から自国内の輸送は自国籍船に限ることが欧米をはじめ国際慣行となっており、我が国においても我が国における安定輸送の確保等の観点から船舶法第3条により外国籍船によるカボタージュは規制されており、それを緩和することは考えていない。</p> <p>ハブ港を釜山港より博多港に持ってくるという当初提案であれば海外からの新たな貨物の集積が期待でき、日本にとっての国益が大であり、大きな輸送システムの変革を伴う例外的事例のため個別事例として特許について検討の余地があった。しかしながら、今回提案では、ハブ港の移転にはならず、海外からの新たな貨物の集積は発生しないことから、日本の国益に寄与することとはならず単なる一企業の利益追求のための措置であると考えられる。</p> <p>さらに、本件を認めると日本国内の各港において同様の事例が発生し、その全てについて認めざるを得なくなる。このことは日本の内航海運に大きな被害を与えることとなりかねず、カボタージュ規制の根幹を揺るがすこととなり、提案主体が言うカボタージュの堅持とは言いがたい。</p> <p>以上の理由により、特区として認めることは適当ではない。</p>			

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請	右提案主体の意見につき検討し回答されたい。		
提案主体からの再意見	国交省は「今回提案はハブ港移転にはならず、海外からの新たな貨物の集積は発生しないことから日本の国益に寄与することとはならない」と回答しているが、外国の港に奪われている日本発着貨物を取り戻すことの国益を余りにも過小評価している。また「本件を認めると日本国内の各港において同様の事例が発生し、その全てについて認めざるを得なくなる」と回答しているが、構造改革特区に関する有識者ヒアリングで、国交省は「大臣特許は日本に国益があれば相互主義の確保を条件に認めている。すでにデンマーク他数カ国には特許している」という旨の発言をしており、一般化されることを危惧して相互主義を踏まえた本提案を対応不可とするのは不合理		
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し
国民生活物資の安定輸送の確保、国家安全保障等の観点から自国内の輸送は自国籍船に限ることが欧米をはじめ国際慣行となっており、我が国においても我が国における安定輸送の確保等の観点から船舶法第3条により外国籍船によるカボタージュは規制されており、それを緩和することは考えていない。 本提案は、元々日本に入ってくる貨物を一旦福岡に集めるものであり、日本の取扱量を増やすものではない。本提案により、カボタージュが外航船社全体に一般化された場合の国内輸送に与える影響を考えると博多港一港のメリットを求める本提案を認めることは適当ではない。 提案主体ご指摘の有識者ヒアリングにおいても、「ハブ港を日本に移してもらうのであれば、メリットがある。デメリットが多少あったとしても国全体を考えメリットが大きければ特許を与えるかどうか判断する」と回答しており、本件はデメリットの方が大であるという判断である。			

12 国土交通省 特区・地域再生(非予算)最終回答

管理コード	1220510	プロジェクト名	福岡・アジアゲートウェイ構想
要望事項 (事項名)	国際定期貨物航空路線の誘致への支援と乗り入れに伴う CIQ の体制強化	都道府県コード	40 福岡県
		提案事項管理番号	1187120
提案主体名	福岡市		

規制の所管・関係省庁	国土交通省
根拠法令等	なし
制度の現状	国際航空路線の開設や増便は、一般的に二国間の航空交渉を通じて、互いの路線や便数を定めて行っている。

求める措置の具体的内容	<p>【内容】</p> <p>二国間交渉を行わず、マーケットの実情により航空会社が届け出により路線拡大を図ることで、国際空港貨物便(フレター)の増加を図る。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>【実施内容】</p> <p>国際空港貨物便に関し、二国間交渉ではなく、届出制により路線開設や増便等を行うことを可能とする。</p> <p>【提案理由・目的・効果等】</p> <p>福岡空港の国際貨物輸送の利用増大を図る。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	B-1	措置の内容	ⅢまたはⅣ
<p>平成19年5月のアジア・ゲートウェイ構想において、地方空港については、「既に始まっている自由化交渉を加速化するとともに、交渉妥結前でも、路線開設や増便等を暫定的に認める。安全の確認、CIQ、自衛隊等との調整を除き、実質的には届出化を図る」とこととしている。国土交通省としては、これらの方針に基づき、地方空港への乗り入れの自由化に向けた二国間交渉を加速化するとともに、今年度中に手続の簡素化のための所要の措置を講じ、福岡を含む地方空港について、全国的な対応としてご要望に応じていくこととしている。なお、本件については、二国間で行われる航空交渉の性格上、特区要望になじまないため、全国的な対応とするものである。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
<p>1 地方空港においては「実質的には届出化を図る」との貴省回答であるが、具体的にどのような方法で「実質的な届出化」を実現させるのかご教示願いたい。</p> <p>2 全国的な対応との貴省の回答であるが、成田空港など対応を行わない空港もあることから、必ずしも全国展開とは言えないのではないか、検討し、回答されたい。</p>				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	B-1	「措置の内容」の見直し	Ⅲ又はⅣ
<p>1. について</p> <p>地方空港への路線開設、増便等に係る事業計画の認可申請があったときには、二国間協定に基づく路線、便数等の範囲内である場合は、安全の確認、CIQ、自衛隊との調整等が整い次第、直ちに認可することにより、実質的な届出化を図るとともに、二国間協定の範囲外である場合であっても、自由化交渉を行うことを前提として、交渉妥結前においても、安全の確認、CIQ、自衛隊との調整等が整い次第、暫定的に認可することにより、実質的な届出化を図ることとし、今年度中に省令又は通達により所要の措置を講ずることとする。</p> <p>なお、8月1日及び2日に開催された日韓航空当局間協議において、空港容量に制約のあるわが国の首都圏空港関連路線を除き、両国間の空港への乗り入れを相互に自由化することを合意したところである。</p> <p>2. について</p> <p>平成19年5月のアジア・ゲートウェイ構想に基づき、地方空港について全国的な対応を図ることから、「全国展開」と回答したものである。</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し		「措置の内容」の再見直し	

12 国土交通省 特区・地域再生(非予算)最終回答

管理コード	1220520	プロジェクト名	福岡・アジアゲートウェイ構想
要望事項 (事項名)	「通訳案内士」に係る資格要件の緩和(留学生等の活用)	都道府県コード	40 福岡県
		提案事項管理番号	1187040
提案主体名	福岡市		

規制の所管・関係省庁	国土交通省
根拠法令等	通訳案内士法第2条、第3条、第18条、第36条 外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律第23条、第24条、第34条
制度の現状	日本国内において、報酬を得て、業として通訳案内を行う場合には、通訳案内士又は地域限定通訳案内士の資格が必要であり、それぞれの試験に合格する必要がある。

求める措置の具体的内容	<p>【内容】</p> <p>外国人ツアーに必要な「通訳案内士」は、有資格者が不足している。そのため次の規制緩和を行う。</p> <p>・「通訳」と「案内」をそれぞれ確保すること</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>【実施内容】</p> <p>外国人ツアーには「通訳案内士」が必要であるが、有資格者が不足しており、ライセンス要件の弾力的な運用が必要である。また、外国人旅行者は、県単位よりも広域での旅行を実施しており、九州全域で活動できるガイドが必要である。大学や旅行会社とタイアップする等、留学生を観光ボランティアとして活用していく。</p> <p>【提案理由・目的・効果等】</p> <p>今後、拡大する需要に対応することが可能となる。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	E	措置の内容	—
<p>通訳案内士法(以下「法」という。)第2条では、通訳案内士は、報酬を得て、通訳案内(外国人に付き添い、外国語を用いて、旅行に関する案内をすることをいう。以下同じ。)を行うことを業とする、とされている。求める措置の具体的内容(以下「具体的内容」という。)が不明確ではあるが、いずれにせよ、「通訳」と「案内」をそれぞれ確保し、ある一人が案内し、別の一人がその通訳を行う場合には、通訳案内士の資格は不要である。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し		「措置の内容」の見直し	

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し		「措置の内容」の再見直し	

12 国土交通省 特区・地域再生(非予算)最終回答

管理コード	1220521	プロジェクト名	福岡・アジアゲートウェイ構想
要望事項 (事項名)	「通訳案内士」に係る資格要件の緩和(留学生等の活用)	都道府県コード	40 福岡県
		提案事項管理番号	1187040
提案主体名	福岡市		

規制の所管・関係省庁	国土交通省
根拠法令等	通訳案内士法第2条、第3条、第18条、第36条 外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律第23条、第24条、第34条
制度の現状	日本国内において、報酬を得て、業として通訳案内を行う場合には、通訳案内士又は地域限定通訳案内士の資格が必要であり、それぞれの試験に合格する必要がある。

求める措置の具体的内容	<p>【内容】</p> <p>外国人ツアーに必要な「通訳案内士」は、有資格者が不足している。そのため次の規制緩和を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・留学生を活用できるようにする。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>【実施内容】</p> <p>外国人ツアーには「通訳案内士」が必要であるが、有資格者が不足しており、ライセンス要件の弾力的な運用が必要である。また、外国人旅行者は、県単位よりも広域での旅行を実施しており、九州全域で活動できるガイドが必要である。大学や旅行会社とタイアップする等、留学生を観光ボランティアとして活用していく。</p> <p>【提案理由・目的・効果等】</p> <p>今後、拡大する需要に対応することが可能となる。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	—
<p>通訳案内を行うのに必要となる語学力及び各区域等の知識を習得しているかどうか確認する必要があるので、留学生であることをのみをもってして有資格者とするは不適当であるとする。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

<p>再検討要請</p> <p>右提案主体の意見につき検討し回答されたい。</p>				
<p>提案主体からの意見</p> <p>留学生であることのみで有資格とすれば、問題も多く発生する恐れがあるが、観光振興上、「留学生」は貴重な資源であり、その活用いかんによっては、本邦へのインバウンド促進にも寄与すると期待される。よって、簡素な登録等によって、通訳案内業務が可能になるよう、対応を図っていただきたい。</p>				
<p>再検討要請に対する回答 「措置の分類」の見直し C 「措置の内容」の見直し —</p> <p>通訳案内を行うのに必要となる語学力及び日本の地理、歴史等の知識を習得しているかどうか確認する必要があるので、留学生であることをのみをもってして簡素な登録等によって通訳案内業務を行えるようにすることは不適当であるとする。</p> <p>なお、ご意見の通り、国土交通省としても、観光振興上、「留学生」の活用は、本邦へのインバウンド促進のためには重要であるものと認識しており、留学生に試験制度の周知を行うことで、積極的に留学生の当該資格の取得促進を図っているところである。</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

<p>再々検討要請</p>				
<p>提案主体からの再意見</p>				
<p>再々検討要請に対する回答 「措置の分類」の再見直し 「措置の内容」の再見直し</p>				

12 国土交通省 特区・地域再生(非予算)最終回答

管理コード	1220522	プロジェクト名	福岡・アジアゲートウェイ構想
要望事項 (事項名)	「通訳案内士」に係る資格要件の緩和(留学生等の活用)	都道府県コード	40 福岡県
		提案事項管理番号	1187040
提案主体名	福岡市		

規制の所管・関係省庁	国土交通省
根拠法令等	通訳案内士法第2条、第3条、第18条、第36条 外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律第23条、第24条、第34条
制度の現状	日本国内において、報酬を得て、業として通訳案内を行う場合には、通訳案内士又は地域限定通訳案内士の資格が必要であり、それぞれの試験に合格する必要がある。

求める措置の具体的内容	<p>【内容】</p> <p>外国人ツアーに必要な「通訳案内士」は、有資格者が不足している。そのため次の規制緩和を行う。</p> <p>・都道府県単位の「地域限定通訳案内士」を「九州限定ガイド」等に拡大する</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>【実施内容】</p> <p>外国人ツアーには「通訳案内士」が必要であるが、有資格者が不足しており、ライセンス要件の弾力的な運用が必要である。また、外国人旅行者は、県単位よりも広域での旅行を実施しており、九州全域で活動できるガイドが必要である。大学や旅行会社とタイアップする等、留学生を観光ボランティアとして活用していく。</p> <p>【提案理由・目的・効果等】</p> <p>今後、拡大する需要に対応することが可能となる。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容	—
<p>具体的事業の実施内容によれば、「外国人旅行者は、県単位よりも広域での旅行を実施しており、九州全域で活動できるガイドが必要である」とのことだが、この場合は、各県が実施する地域限定通訳案内士登録を受ければ良い。なお、九州全域で地域限定通訳案内士試験を実施する場合は、負担の軽減のため、口述試験を合同で実施することを可能としている。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>1 九州全域で地域限定通訳案内士試験の合同実施により実現可能との回答であるが、制度的に可能であっても、今年度は4県(九州では1県)での開催に留まっていることから、実質的に実現不可能である。</p> <p>観光立国推進基本計画において、「外国人の訪日旅行の拡大」は基本的な方針に位置付けられており、また、ビジット・ジャパン・キャンペーンにおいては「2010年までに1,000万人の訪日外国人誘致」を掲げていることから、通訳案内士の確保は喫緊の課題であると考え、今後の地域限定通訳案内士試験の実施地域拡大の見直しについて回答されたい。</p> <p>2 右提案主体の意見につき検討し回答されたい。</p>			
提案主体からの意見	<p>ご指摘のような方法で登録を受ければ現行の規定で対応が可能ということは承知しているが、この度の提案は、限定される地域の単位を「都道府県単位」から「より広域な単位」(例えば「九州単位」)に拡大とするというものである。現在、中国からの旅行は団体旅行に限られているため、通訳案内士の必要性が高まっており、インバウンド促進のためにも対応を図っていただきたい。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し	—
<p>1</p> <p>地域限定通訳案内士試験は19年度より全国で初めて実施されるものであり、19年度の実施状況を見ながら、今後追随する都道府県が現れてくることを期待している。国としても所要の支援を行って参りたい。</p> <p>2</p> <p>地域限定通訳案内士試験の実施主体を都道府県としたのは、歴史的、地理的、文化的なまとまりがあり、通訳案内に必要な知識の面でも共通性が認められること、制度の安定継続性等の点で優れていることなどの理由によるものであり、都道府県の区域を超えたより広域な区域については通訳案内士が対応すべきものとする。</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請	<p>右提案主体の意見につき検討し回答されたい。</p>			
提案主体からの再意見	<p>九州地区においては、「九州」を対象とした観光推進団体(九州の官民から構成される「九州観光推進機構」等)が数多く活動しており、人材育成面では九州内の商工会議所が「九州観光マスター検定試験」を実施するなど、九州を一つの「観光圏域」として、その振興策を行っているところである。こうした地域の実情や今後の外国人観光需要を踏まえると、九州限定の地域限定通訳案内士の資格取得者を増やしていくことは、受入体制整備策の一つとして有効だと考えており、今年度の実施状況を踏まえて、区域のあり方については、今後ともご検討をいただきたい。</p>			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	D	「措置の内容」の再見直し	—
<p>今年度の地域限定通訳案内士試験の実施状況と今後の区域のあり方にどのような関連があるのかについては不明であるが、前回は回答した通り、地域限定通訳案内士試験の実施主体を都道府県としたのは、歴史的、地理的、文化的なまとまりがあり、通訳案内に必要な知識の面でも共通性が認められること、制度の安定継続性等の点で優れていることなどの理由によるものであり、都道府県の区域を超えたより広域な区域については通訳案内士が対応すべきものとする。</p>				

12 国土交通省 特区・地域再生(非予算)最終回答

管理コード	1220530	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	第3種旅行業務の企画旅行を実施できる区域の緩和	都道府県コード	38 愛媛県
	和	提案事項管理番号	1132010
提案主体名	NPO法人佐田岬ツーリズム協会		

規制の所管・関係省庁	国土交通省
根拠法令等	旅行業法施行規則第1条の2
制度の現状	<p>旅行業法では、旅行業務に関する取引の公正の維持、旅行の安全の確保および旅行者の利便の増進を図ることを目的として、旅行業を営む者に対して登録制度を実施している。</p> <p>平成19年5月に旅行業法施行規則が改正され、営業所の存する市町村とその隣接する市町村、国土交通大臣の定める区域の範囲内であれば募集型企画旅行を第3種旅行者が実施できるようになったところ。</p>

求める措置の具体的内容	<p>旅行業法施行規則第1条の2に規定されている「これに隣接する市町村の区域」として、国道として指定されている一般旅客定期航路で結ばれている市町村を認めていただきたい。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>平成19年5月に旅行業法施行規則が改正され、第3種旅行業務の範囲が拡大された。これにより、営業所の存する市町村とその隣接する市町村、国土交通大臣の定める区域の範囲内であれば募集型企画旅行を第3種旅行者が実施できるようになった。</p> <p>しかし、伊方町は海に突き出した半島部分にあり、隣接する市町村は、八幡浜市しかない。また、国土交通大臣の定める区域は、一般旅客定期航路事業でつながる市町村も認められているが、双方が本土である場合は対象外となっている。そのため、伊方町は魅力ある旅行商品を創出する上で大きな制約があり、事業実施に当たって不利な地域である。</p> <p>国土交通省のホームページでは、この制度改正に関するQ&Aが掲載されており、倉敷市と坂出市など、橋やトンネルでつながる市町村も対象になっている。伊方町は、大分市とフェリーでつながっており、その航路は国道197号線の一部となっていることから、橋やトンネルと同様に考え、伊方町の隣接地として大分市を認めていただきたい。</p> <p>隣接する市町村が八幡浜市しかない伊方町では、大分市を取り込めるかどうかで企画旅行の魅力に大きな違いが生じる。より魅力のある旅行商品を創出し、地域振興につなげられるよう、ぜひ大分市を隣接する市町村として認めていただきたい。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>「創意工夫豊かな地域の企画旅行商品の流通促進に関する委員会」の下に「制度問題分科会」を設置し、検討を行った結果、第3種旅行業者が従来の営業保証金及び基準資産額のままで、一定の条件を満たす募集型企画旅行を実施することができることとする内容とする報告書が平成18年6月に取りまとめられた。ただし、本報告書においても、「第3種旅行業者の営業保証金及び最低資本金が、第1種、第2種旅行業者と比較して低く抑えられていることから、このような制度の緩和が消費者利益を害さないようにするため、これを認めるに当たっては一定の条件を設定し、かつ、当該条件が守られることを行政の関与により担保する必要がある。」とされた。</p> <p>これを踏まえ、消費者保護の観点から、第3種旅行業者が募集型企画旅行を実施する際の条件として、原則として、営業所の存する市町村とその隣接する市町村の範囲内を条件として設定したところ。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
<p>消費者保護の観点から第3種旅行業者が募集型企画旅行を実施する際の条件を設定しているとの貴省の回答であるが、旅行代金については、申込金(但し、旅行代金の20%以内)を除き、旅行開始日以降の支払いとされていることから、提案の実現に際しても消費者の保護は担保されると思料する。</p> <p>橋で結ばれた市町村は、例え本土-本土間であっても隣接区域に含まれおり、また、一般旅客定期航路事業の船舶が、一の自らの営業所の存する市町村の港を出港して、初めて入港する市町村においても、本土-本土間や共に同一の離島に存している場合を除き、隣接区域に含まれていることに関わらず、海上国道で結ばれた一般旅客定期航路で結ばれた本土-本土間の市町村を隣接区域に含まないのは、不平等ではないか。</p> <p>また、提案者の存する伊方町は海に突き出た半島に位置しており、現状では隣接する市町村が一つしかなく、他市町村に比べ著しく不利益な状況に置かれている。地理的特性を踏まえ、特区として認めることは出来ないのか検討し回答されたい。</p> <p>併せて右提案主体の意見につき検討し回答されたい。</p>			
提案主体からの意見			
<p>回答は、制度の概要説明に終始しており、こちらが提案した内容についてなぜ対応不可なのかが全く示されていないが、どの点が障害になるのかを示していただかないと、こちらも意見することができない。</p> <p>大分市と伊方町はフェリーを通じて親交が深く、双方を巡る一体的なプランを提供することにより、消費者にとって魅力のある旅行になるので、半島振興の観点からも是非認めていただきたいが、認められないのであれば、橋やトンネルが良くてなぜ国道が認められないのか、消費者利益を害するとはどういうことを指すのかなど、対応不可である具体的な理由を提示していただきたい。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
<p>第3種旅行業者が募集型企画旅行を実施できる区域の範囲を徒に拡大した場合、当該旅行会社が受ける申込金の額が増大することが想定され、申込金の支払いにより発生する第3種旅行業者の旅行者に対する債務が営業保証金で弁済可能な額を超え倒産時の弁済が実現されないリスクが高まること等から、消費者保護上問題がある。</p> <p>また、橋りょうやトンネルで結ばれた市町村相互が隣接市町村としているのと同様の扱いを求め、異なる取扱いとなっていることを不平等であると主張していると思われるが、橋りょうやトンネルで結ばれた市町村相互は陸上交通手段で往来でき隣接市町村としての実質を備えているという点で全く異なり、同様の取扱いをすることは適当ではない。</p> <p>さらに、本土-離島間について一般旅客定期航路で結ばれた市町村相互を隣接市町村として扱っているのは、離島に所在する市町村については隣接市町村が全く存在しなくなるおそれがあることから特別の救済措置としてこのような取扱いをしているものであり、本土に所在する市町村とは事情が異なる。提案者の存する伊方町は著しく不利益な状況に置かれているが、例えば、隣接する八幡浜市に営業所を置くことにより、より広い区域で募集型企画旅行を実施することが可能である。</p> <p>また、提案者においては、海上国道で結ばれていることをもって大分市を隣接市町村とするよう提案されているが、これを認めると、同様の状況にある半島に所在する市町村であって海上国道で結ばれている市町村が存在しない市町村との間で不均衡が生じることとなることから、適当ではない。</p>			

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
<p>1. 第3種旅行業者が募集型企画旅行を実施できる区域の範囲を徒に拡大した場合、消費者保護上問題があるとの貴省の回答であるが、伊方町と大分市を結ぶフェリーの運賃は低廉であり、申込金の額が大幅に増加するとは考えにくい。</p> <p>2. 提案者の存する伊方町は、海に突き出た半島という特殊な地理的特性により、日常の用務においてもフェリーを利用するなど、大分市側と生活圈を形成していると考えられるが、「隣接市町村としての実質を備えている」とはいえないのか。</p> <p>3. 提案者はいわゆる「観光協会」であり、営業所を八幡浜市に置くような形で、募集型企画旅行の実施できる区域を単純に拡大したいと考えている訳ではなく、昔から海峡を通して交流の深い大分市側と連携した地域振興を図りたいと考えている。その意図を尊重して、右提案主体の意見につき、検討し回答されたい。</p>			
提案主体からの再意見			
<p>旅行費用の増加により、消費者保護上問題があるとのことだが、使用するフェリーの料金は1人2,000円以下であり、この程度でリスクが高まるとは考えられない。</p> <p>また、陸上交通手段で結ばれている場合は隣接市町村の実質を備えており、海上交通手段とは全く異なるという理論も納得できない。</p> <p>八幡浜市に営業所をつくってはとの提案があったが、伊方町を中心に昔から交流の深い大分市と八幡浜市を回る旅行プランを提供することで、伊方町の地域活性化を図りたい。</p> <p>最後に、海上国道がない他の半島と不均衡が生じるとされているが、他ができないから認めないのではなく、半島振興のため、まず、できるところから支援をしていただきたい。</p>			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	F	「措置の内容」の再見直し
<p>募集型企画旅行には一般に交通手段以外の料金も含まれることから、フェリーの運賃が低廉であることのみをもって、ただちに消費者保護上の問題がないとするのは適当ではない。</p> <p>また、消費者保護のための条件設定については、旅行関係業界の民間委員により構成される「創意工夫豊かな地域の企画旅行商品の流通促進に関する委員会 制度問題分科会」において専門的な見地から議論を行った結果、その必要性が認められ、具体的な条件設定が検討されたものである。なお、条件の設定に当たっては都道府県との十分な調整を行ったほか、パブリックコメントの募集も行い、地域振興と消費者保護のバランスについて十分に配慮してきたところ。</p> <p>しかしながら、ご要望を踏まえ、離島と同様に、特別の措置を構すべき地域の範囲の拡大については、地域振興と消費者保護のバランスを勘案しつつ、今後検討してまいりたい。</p>			

12 国土交通省 特区・地域再生(非予算)最終回答

管理コード	1220540	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	地域の治安強化	都道府県コード	27 大阪府
		提案事項管理番号	1022010
提案主体名	個人		

規制の所管・関係省庁	警察庁 総務省 国土交通省 防衛省
根拠法令等	人事院規則8-12 第20条、第21条、第22条、第24条
制度の現状	法令上併任の規定がある場合や、併任によって当該職員の職務遂行に著しい支障がないと認められる場合などにおいて、本人の同意がある場合は、他の官職に任用できる。

求める措置の具体的内容	<p>行政と自衛官・警察官・海上保安官等が連携した「組織」を作り地域の治安の強化を図る。</p> <p>そのために各自治体に設置されている「危機管理室」に高度な訓練をした自衛官(OBも含む)・海上保安官(OBも含む、警察官(OBも含む)を配置し、行政と連携した総合的な地域の治安対策・政策を実施する。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>現在、不法入国者や不法滞在者が増加している。それらの中には徴兵制による軍事訓練を受けた者もあり、犯罪の内容が極めて高度化している。「地下鉄サリン事件」、「毒物等によるテロ行為」といった多人数を対象としたものだけでなく、「長崎市長の暗殺事件」に代表される「行政官に対する恐喝」が発生しており、国内の治安が悪化しているのが現状である。</p> <p>優秀な人材へのテロ行為又犯罪の増加は地域経済において、建築物への被害といった物的なものだけではなく、犯罪の恐怖により地域住民の日常生活が阻害されるといった人的被害も大きいものとなる。テロ・治安は横断行政による総合的な対応が必要である。</p> <p>行政と自衛官・警察官・海上保安官等が連携した「組織」を作り地域の治安の強化を図る。各自治体に設置されている「危機管理室」へ自衛官(OBも含む)・海上保安官(OBも含む)・警察官(OBも含む)の派遣し、行政と連携した総合的な地域の治安対策実施する。それにより、地域からテロ・犯罪を撲滅する。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容
海上保安庁が所管している法令等の中に提案者による要望に対して規制として作用する性質のものは含まれていないものと承知している。したがって、併任等の活用により、現状の枠組みでも十分に対応し得るものと考えている。			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
右提案主体の意見につき検討し回答されたい。			
提案主体からの意見			
海上保安庁法によりその任務と役割があり、海上保安官の教育施設において高度な教育と過酷な訓練をされ、危険をかえりみず、国民の生命・財産をまもっていることはよく理解している。しかしながら、国内においては警察官の努力にもかかわらず治安が悪化している。自治体の危機管理室に参加され海上保安官の高度な技術と国際的な捜査能力・情報を地域社会・地域住民のために役立てる(1)配置先;地方自治体の都道府県の危機管理室・市町村の危機管理室(2)海上保安官の対象者;現職又は退職者(OB)行政職員として配置			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し
<p>前回のご意見のような危機管理室への派遣ではなく、今回のご意見のような危機管理室への配属については、国家公務員としての身分について、その取扱いを適正にする必要があることから、地方公共団体からの要望・内容により、退職出向という形で検討することは可能。</p> <p>また、退職者(OB)の管理はしていないことから、退職者を職員として配置することには、特に制限はない。</p>			

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
提案主体からの再意見			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し		「措置の内容」の再見直し